

県民要求実現茨城共同運動連絡会
会 長 白石 勝巳 殿

茨城県知事 大井川 和彦

2023年度茨城県への要求事項について（回答）

2023年5月19日付けで提出のありました標記の要求について、下記のとおり回答します。

記

1. 東海第二原発について

日本原電が規制委員会に提出した「使用前検査申請書」に示した東海第二原発の「工事終了予定：2024年9月」が、ほぼ1年先に迫っています。このような状況のもと、同原発をはじめ、東海村、那珂市に立地する原子力関連施設が度々火災事故を起こし、住民の不信、不安を招いています。

原電は、3月29日に開催された県東海第二ワーキングチーム会合において、同社敦賀原発2号機の規制委員会審査資料の改ざん問題に関連し、これまでの東海第二の説明資料にも多くの誤りがあった事実を明かしました。原電の「安全性軽視」の体質が国民の怒りを呼んでいます。ワーキングチームでの再度の説明と審議が必要と考えます。

石川県の震度6強に続き、千葉県で5強、鹿児島県で5弱等々、各地で大きな地震が頻発しているなか、古くてトラブル頻度が日本一多いことに加え、来年に再稼働するとすれば、13年間も動かしていなかった原子炉を動かすこととなります。しかも、稼働経験のない運転員が全体の約半数に及んでいるという報道（産経新聞2023年3月5日付）もあり、様々な観点から、県民の安全を守るために、再稼働を断念させるべきと考えます。

(1) 避難計画について

2021年3月の水戸地裁判決後、県が避難所一人当たりの面積の見直しを決めたことにより、避難先市町村の全面的な見直しが必要となり、広域避難計画の検討は振出しに戻った状態であると考えます。避難所の問題に加え、移動手段や退域時検査の方法、避難先での甲状腺被ばく検査の方法など、解決困難と思われる課題が山積しています。

加えて、医療施設・社会福祉施設の実効性ある避難計画策定も難航しています。市町村の避難計画と同様、「実効性のある避難計画の策定は不可能。廃炉を前提にした避難計画にすべき」と言う県民の声が大きくなっています。

1) 避難計画の進捗について

- ① 感染症対策のため避難所の一人当たり面積は、テントの有無によって、「3～4.5㎡」としていたものを、「茨城県地域防災計画（原子力編）」を改定し、「3㎡以上」と規定しました。

テントの購入、保管場所、運搬方法などの考え方を明らかにすること。

【回答】

避難所で使用するパーティションテントの調達・保管場所の確保については、国に対し財政支援を含め、全面的に支援するよう継続的に要望しているところです。運搬の方法については、避難先が決定し、日本原子力発電（株）から提出された放射性物質の拡散シミュレーション結果などを踏まえ、どの程度の数量をどこまで運搬するのかを想定したうえで検討することとしております。（防災・危機管理部：原子力安全対策課）

- ② 避難所を大幅に増やす必要があるものと考えますが、市町村別に避難先施設ごとの収容人数を明らかにすること。

【回答】

避難所の追加については、避難先となる県内外の市町村と避難元市町村とで協議を始めたところです。従いまして、現段階では追加される避難先や施設ごとの収容人数は定まっておりません。また、避難先施設ごとの収容人数については、避難元となる市町村において、避難先市町村とも協議のうえで、避難計画を策定していく工程で公表を検討していくものと考えております。

（防災・危機管理部：原子力安全対策課）

- ③ 避難退域時検査の方法（ゲート方式の有効性）、人員態勢、機材の保管場所は明確になっているのか明らかにすること。

【回答】

（避難退域時検査におけるゲートモニタの有効性について）

ゲートモニタの有効性については、令和元年9月にNEAT（原子力緊急時支援・研修センター）に協力いただいて現場検証を実施し、GMサーベイメータを用いて車両指定箇所（タイヤ、ワイパー）検査を行った場合は、7名体制で5台のGMサーベイメータで測定し記録するまで約45秒、一方でゲート型モニタを使った場合は、2名体制で1台のゲート型モニタで測定し記録するまで約16秒という結果となっているところです。

（人員体制）

人員体制については、日本原子力発電（株）から提出された放射性物質の拡散シミュレーション結果などを踏まえ、どの方角にどの程度の避難が生じるかを想定したうえで、避難退域時検査場所を何か所開けるべきか、検査には何名の人員が必要かを検討することとしております。

（保管場所）

機材の保管場所については、現在候補地を選定中です。避難退域時検査場所またはその付近で選定しておりますが、今後、保管場所としての使用可否を施設管理者等と協議を行っていく必要があります。

（防災・危機管理部：原子力安全対策課）

- ④ 複合災害への対応（複合災害時における道路等の被災状況を住民へ情報提供する手段・モニタリング機能の維持・災害対策本部機能の維持、感染症対策）について、進捗状況を明らかにすること。

【回答】

(複合災害時の道路被災状況の情報伝達手段)

道路被災状況については、県及び国で所管している道路情報版への掲載のほか、県ホームページや報道機関による公表などを検討することとしております。

(モニタリング機能の維持)

東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故対応では、地震とそれに伴う停電及び通信機能の停止により、初期の緊急時モニタリングの結果の共有等に問題が生じたことを踏まえ、現在では県で設置している常時監視用測定局及び簡易型電子線量計については、すべて電源及び通信設備を多重化しております。

(災害対策本部機能の維持)

災害対策本部機能の維持については、県庁舎が自然災害等により使用できない場合には、災害対策本部をつくば国際会議場に移転することとしております。

(感染症対策)

感染症対策については、新型コロナウイルス感染症対策に関する国の基本的な考え方を令和3年3月の県地域防災計画（原子力災害対策計画編）の改正において盛り込んでおります。
(防災・危機管理部：原子力安全対策課)

- ⑤ 要支援者等を避難させるために必要なバスなどの車両と運転手などの要員の確保について、進捗状況を明らかにすること。

【回答】

バス車両と運転手の協力については、バス協会と協議を継続しております。バス事業者向け研修用に制作した映像等を活用するほか、バス等の配車については、バス等配車オペレーションシステムを活用して最適かつ迅速な配車を行うことができるよう、訓練等を通じて操作熟度の向上に努めてまいります。
(防災・危機管理部：原子力安全対策課)

- ⑥ UPZ内の在宅の病人、高齢者などの要支援者を避難させるための支援体制及び人員の確保、必要な車イスやストレッチャーその他の器具・機械等の必要数と確保状況を明らかにすること。

【回答】

自家用車では避難できない住民や、入院・入所者、児童・生徒の移動手段（バス、福祉車両）を確保するため、国や市町村、関係機関等とともに対応を検討してまいります。

<必要車両>

・PAZの必要車両：バス約400～500台、福祉車両約800～1,000台

※UPZは屋内退避後に、一定以上の空間放射線量率となった区域ごとに一時移転を行いますが、区域ごとに必要となる台数を単純に合計すると約2,000台（1台あたり50人乗りで換算）になると推計しています。

<保有車両>

・県バス協会加盟事業者の車両：約3,000台（うち大型約1,500台）

・福祉車両：約210台（県ハイヤー・タクシー協会約50台、県内社会福祉協議会約160台）

(防災・危機管理部：原子力安全対策課)

- ⑦ 在宅の要支援者等の避難先施設と避難手段、避難後に必要な措置等の確保について、進捗状況を明らかにすること。

【回答】

避難に支援が必要な方に対する支援者の確保等については、市町村とともに検討しております。早期に避難することができない在宅の要支援者の避難施設については、防護対策工事を進めてまいります。
(防災・危機管理部：原子力安全対策課)

- ⑧ 避難計画を作るべき医療施設、社会福祉施設などの数、規模、避難計画の策定状況及び計画を履行するうえでの課題を明らかにし、その計画を県として公表すること。

【回答】

令和5年5月1日現在で避難計画を策定すべき医療施設及び社会福祉施設の数、5km圏内が34施設、5km～30km圏内が563施設、計597施設となっております。避難計画については、全体の約63%が策定済みで、未策定の課題としては、施設側の計画策定に対する意識醸成、避難先との調整、避難手段の確保などになります。

なお、避難計画は、それぞれの施設管理者が作成するものであり、県は計画策定を支援する立場であるため、県において公表することは考えておりません。

(防災・危機管理部：原子力安全対策課／保健医療部：保健政策課)

R5.5.1 現在において避難計画を策定すべき病院及び社会福祉施設の数、5km圏内が34施設、5km～30km圏内が563施設、計597施設となっております。

避難計画の策定率は約63%であり、施設側の計画策定に対する意識の醸成、避難先との調整、避難手段の確保などが課題となっております。

なお、避難計画は、それぞれの施設管理者が作成するものであり、県は計画策定を支援する立場であることから、県において公表することは考えておりません。

(福祉部：福祉政策課)

- ⑨ 事故時情報伝達アプリは、最大何万台の同時アクセスに対応できることを想定するか、明らかにすること。

【回答】

情報伝達アプリの同時接続数については、災害時において短時間で接続数が増加した場合であっても、その通信負荷の増大に対応できることを想定しております。具体的な接続数については、開発事業者の説明や、他県の事例などを参考にしながら決定していくものと考えております。
(防災・危機管理部：原子力安全対策課)

2) 避難計画の実効性有無の判断基準等について

- ① 原電が県に提出した「過酷事故時の放射性物質拡散シミュレーション」の結果は、早急に県としての見解を付し、全データ、検証の委託先での検討会議の議事録等を含め全情報を公表すべきと考えます。公表の予定を明らかにすること。

【回答】

放射性物質の拡散シミュレーション結果の公表については、シミュレーション内容や検証

結果、結果の活用方法などについて、避難計画の策定が義務付けられている14市町村と認識を共有できた後と考えております。（防災・危機管理部：原子力安全対策課）

- ② 県として避難計画の実効性の有無の基準を明らかにすること。人格権を保障する水準であることを明確にすること。

【回答】

避難計画の実効性については、具体的な事故・事態を想定したうえで、そうした場合に円滑に避難できるのかといった観点で検証し、その結果について県民に情報提供していく必要があると考えております。放射性物質の拡散シミュレーションの事故シナリオについては、工学的には考えにくいものの、位置的分散等を考慮した常設の安全対策設備が一斉に機能喪失するなどの仮想条件をあえて設定し、また気象条件についてはR2年度の年間気象データから厳しい条件を抽出したのとなっております。シミュレーション結果については、条件設定次第で変化し得るものでありますが、こうした厳しい条件のケースの場合の実効性を検証した結果を県民に情報提供し、避難計画の実効性について考えてもらう判断材料とすることは有用であると考えております。

（防災・危機管理部：原子力安全対策課）

- ③ 県原子力災害対策検討部会は、有識者、住民、市町村長らが、公開の場で避難計画等について審議してきましたが、2017年12月17日の開催を最後に開店休業状態となっております。県原子力災害対策検討部会を開催し、県民から寄せられている疑問や意見を審議すべきではないのか。考えを明らかにすること。

【回答】

県原子力災害対策検討部会については、茨城県地域防災計画改定委員会設置要綱により定められている部会であり、東日本大震災における課題等を踏まえ、専門的見地からの助言を得ることを目的として設置されたものですが、本体である県地域防災計画改定委員会についても、当時の課題整理が概ね済んだH25以降は開催しておりません。

（防災・危機管理部：原子力安全対策課）

(2) 再稼働の是非の判断について

県としての再稼働是非は、「『安全性の検証』、『実効性ある避難計画の策定』、『県民への情報提供』をした上で、県民や避難計画を策定する市町村、並びに県議会の意見を伺いながら判断する」ということが示されています。

- 1) 原電は、「工事終了予定」を「2024年9月」としてはいますが、他社の原発は、工事終了時点では、原子炉は再稼働されている状態となっております。県としては、「工事終了」をどのような状態と認識しているか、明らかにすること。

【回答】

新規制基準対応に係る新增設等計画に基づく工事が終了した際は、原子力安全協定第16条第3号に基づき新增設等工事完了報告書を提出することとなっております。

なお、当該報告書は、試運転を含む運転を行う前に提出されるものです。

（防災・危機管理部：原子力安全対策課）

- 2) 燃料装荷により、過酷事故の危険が高まります。知事や6市村長の了解なしに燃料装荷は認められないことを明確に原電に伝えるべきと考えます。県の見解を明らかにすること。

【回答】

原子力安全協定に基づき、事前了解のない段階での原子炉施設の運転は認められないことから、東海第二発電所の再稼働の是非を判断する前に、試運転や調整運転を含め、原子炉を臨界の状態にするための起動操作が行われることはないものと考えております。

なお、県は日本原電に対し、事前了解がない段階での原子炉施設の運転は認められない旨通知しております。
(防災・危機管理部：原子力安全対策課)

- 3) 安全性検討ワーキングチーム会合について

- ① 会合を動画でインターネット中継し、誰でも視聴できるようにすべきではないか。

【回答】

東海第二発電所安全性検討ワーキングチームは公開で実施し、後日議事録をホームページに掲載していることから、現時点でインターネット中継することは考えていません。

(防災・危機管理部：原子力安全対策課)

- ② 議事録は、原電による説明部分も入れるべきではないか。

【回答】

ワーキングチーム資料は、核物質防護上の機密情報等を除いて、公開できる内容はすべて公開しています。

当該資料に基づいて議論がなされており、その議論については、すべて公開しています。

(防災・危機管理部：原子力安全対策課)

- ③ 東海第二原発地域科学者・技術者の会などから寄せられている質問については、文書で回答すべきではないか。

【回答】

県民の皆様からは多くの意見をいただいております、個々の意見に係る具体的な取扱いについては、これまでもお答えしておりません。

なお、東海第二原発地域科学者・技術者の会からいただいたご意見は、原子炉圧力容器に対する中性子の影響評価に関するもので、ワーキングチームの論点として現在も審議しており、必要に応じて、審議の中で原電に対して説明を聴取していきます。
(防災・危機管理部：原子力安全対策課)

- ④ 進め方（開催頻度など）について、今後の見通しを明らかにすること。

【回答】

安全性の検証については、県民の皆様の安全・安心の確保の観点から、スケジュールありきではなく取り組んでいることから、具体的な見通しを立てることは困難であると考えております。
(防災・危機管理部：原子力安全対策課)

4) 「再稼働賛否の意見を聴く方法」については、県民投票を含め様々な方法が考えられますが、いつどのような方法で聴取することを想定しているか明らかにすること。

【回答】

再稼働の是非に関する意見を聴く方法については、どのような情報を提供しご理解いただく必要があるのかも十分に考慮し、最適な方法を選択していく必要があると考えています。

現在は、安全性の検証や避難計画の課題の解決に取り組んでいるところであるため、県民にどのような情報を提供して意見を聴くのか、見通しが立った段階で、ご意見を伺う最適な方法を検討していきます。
(防災・危機管理部：原子力安全対策課)

2. 正規雇用へ転換、労働者全体の賃金底上げと最低賃金1500円に引き上げを

茨城県の令和5年度当初予算では、「『活力があり、県民が日本一幸せな県』の実現に向け、『4つのチャレンジ』を加速」としています。「『新しい豊かさ』へのチャレンジ」では、「力強い産業の創出とゆとりある暮らしを育み、新しい豊かさを目指す」としています。

しかし、非正規労働者が200万人を超えて年収200万円以下のワーキングプアが8年連続で1200万人を超える状況のもとで、『新しい豊かさ』へのチャレンジが非正規労働者も含めたすべての県内労働者の労働条件を改善し、ゆとりある暮らしを育むことができるかが問われています。また、男女間の賃金格差を解消し、ジェンダー平等社会の実現が求められています。

(1) 「『新しい豊かさ』へのチャレンジ」について

1) 今年は「ひたちなか地区」において新たな工業団地を開発とありますが、ここ数年工業団地の開発計画が取り組まれてきました。

一昨年度の「つくばみらい福岡地区」、昨年度の圏央道周辺地域の「坂東山地区」における新たな工業団地造成計画の現時点での進捗状況を明らかにすること。また、工場等が運用されている場合は、正規雇用者数がどれくらい増えたかを明らかにすること。

【回答】

圏央道インターパークつくばみらい（つくばみらい福岡地区）においては、計5社の立地が決定しています。なお、いずれの企業においても、工場等はまだ操業しておりません。また、フロンティアパーク坂東（坂東市山地区）においては、今後、公募を開始する予定であり雇用の創出につながる企業の誘致を目指してまいります。

(立地推進部：立地整備課)

2) 「『新しい豊かさ』へのチャレンジ」で、「ゆとりある暮らしを育み、新しい豊かさを目指す」とあり、これは昨年と同様の目標が掲げられました。「ゆとりある暮らし」を実現するためにはジェンダー平等社会の実現をめざし、男女間の賃金格差を解消する必要があります。

この点についての県の取り組みを明らかにすること。また、6月の厚生労働省の「賃金構造基本統計調査」による本県の男女間賃金格差を明らかにすること。改善されているのかも明らかにすること。

【回答】

厚生労働省の「賃金構造基本統計調査」によると、本県の男女間賃金格差は、前年度と比較すると改善傾向にあるものの、全国平均を下回っているため、格差の是正に向けた取組が必要であると認識しております。

県では、結婚・出産等のライフイベントを経ても働き続けられる職場環境づくりを促進するため、働き方改革に取り組む企業の優良事例の普及やセミナー等での経営者の意識改革に取り組むとともに、管理職候補となる女性職員のキャリア形成意欲の向上と能力開発を支援するための研修を開催するなど、職場における女性活躍の推進に取り組んでまいります。

(産業戦略部：労働政策課)

性別に関わらず、誰もが個性と能力を発揮し、あらゆる分野で活躍できるよう、引き続き、性別による固定的役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消に向けた啓発に取り組んでまいります。

(県民生活環境部：女性活躍・県民協働課)

(2) 会計年度任用職員の「働き方改革」の取り組みについて

- 1) 県庁（出先機関を含む）で働く会計年度任用職員の2023年度の労働条件等を明らかにするためフルタイム雇用・パートタイム雇用に分けて人数、勤務時間（労働時間）、時給などを一覧表にして明示すること。

【回答】

2022年4月1日現在の知事部局における会計年度任用職員の人数については、職種ごとの区分を設けておりませんが、合計で2,104名となっており、そのうちフルタイム会計年度任用職員は11名であります。

また、会計年度任用職員の給与は、一般職員の給与との権衡や職務内容を考慮して決定しており、代表的な例としては、一般の事務職の場合は時給換算で1,154円、相談事務の職の場合は1,353円となっております。なお、業務が同じである場合、フルタイム雇用、パートタイム雇用に関わらず、時給換算では同額となります。

(総務部：人事課)

- 2) 「同一労働同一賃金」に関して、県で2023年4月から始めた会計年度任用職員対象の休暇制度等新たな取り組みがあれば、明らかにすること。

【回答】

休暇制度については、2023年4月1日から、子の家族看護休暇の名称を家族看護休暇に改め、有給の休暇として、看護の対象を「子、配偶者、父母又は配偶者の父母」に見直したほか、短期介護休暇を有給の休暇としました。

なお、職員の給与決定にあたっては、従来より、地方公務員法に規定されている「職務給の原則」、「均衡の原則」等の原則に従い対応しております。

(総務部：人事課)

- 3) 市町村役場で働く会計年度任用職員は、女性の割合も高く、低賃金は女性の貧困に直結する大きな問題です。最低賃金近傍の低賃金改善のためにも実態調査の実施が必要と考えていますが、県として市町村で働く会計年度任用職員の労働条件等について実態調査をしているのか。調査をしている場合は、その内容を明らかにすること。

【回答】

県として独自に調査は実施しておりませんが、国から会計年度任用職員制度施行状況調査等の照会がございますので、各市町村に確認のうえ回答しております。

なお、会計年度任用職員の給与決定に際しては、最低賃金を考慮し適切に決定する

よう国から通知が発出されていることから、県としても当該趣旨を踏まえた対応とするよう市町村に対し助言をしております。（総務部：市町村課）

4) パワハラ防止に向けた研修会等2022年度に行った県のパワハラ防止対策の取り組みを明らかにすること。

【回答】

令和4年度のパワハラ防止に向けた研修会については、令和4年5月18日に、新たに総括課長補佐に昇任した職員等を対象に実施し、104名が受講しております。

（総務部：人事課）

5) 2022年度の県庁職員対象にパワハラ防止のために設置した相談窓口の利用者数を明らかにすること。

【回答】

令和4年度におけるパワハラに関する相談窓口への相談件数は、10件になります。

（総務部：人事課）

(3) 茨城県の最低賃金を今すぐ1000円以上に

茨城県の最低賃金は、昨年10月から32円引き上げられて911円になりました。しかし、全国加重平均の961円に比べると50円低く、関東では群馬県に次いで2番目の低さです。本県の最低賃金額は低い水準にあるという問題意識を持って、大井川知事が中心になって県でも県内経営者団体や茨城地方最低賃金審議会、国に対して最低賃金引き上げの取り組みを強化されています。引き続き、取り組みを強化されることを期待します。

1) 過去3年間、大井川和彦県知事名で最低賃金の引き上げを求める提案要望書「本県最低賃金の改正について」を茨城県地方最低賃金審議会に提出していただきました。

本年も、大井川知事名で要望書を提出していただくこと。また、栃木県との格差ではなく、東京や千葉との格差を問題にして、茨城県の最低賃金を今すぐ1000円以上に引き上げることを県知事名で求めること。

また、昨年大井川知事を中心に県が行った最低賃金引き上げを求める取り組みを明らかにすること。

【回答】

最低賃金の引き上げについては、2022年の「経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）」に「できる限り早期に最低賃金の全国加重平均が1000円以上となることを目指し、引上げに取り組む」と明記しています。

県といたしましても、本県の持続的な経済成長のためには、賃金上昇、消費拡大という好循環を生み出し、企業の収益の拡大を更なる賃上げにつなげていくことが重要であると考えております。

そのため、昨年6月には、知事が直接、厚生労働省を訪問し、経済実態に応じた最低賃金制度の見直しなどについて要望活動を行いました。

また、昨年7月には、茨城地方最低賃金審議会及び茨城労働局に対し、知事名で積極的な最低賃金の引上げを求める要望書を提出したほか、茨城産業会議構成経済4団体の会長等に対し

ても最低賃金引上げの必要性について理解を求める要請を行いました。

今年度も引き続き、最低賃金引上げに向けた取り組みを継続することとしており、6月には昨年に引き続き、国への要望を行ったところであります。(産業戦略部：労働政策課)

2) 最低賃金の引き上げに関して、2021年度に土浦市議会、22年度に結城市議会とかすみがうら市議会、23年度に筑西市議会と城里町議会が茨城労連の請願を採択しました。

請願に賛成して下さったある市議さんは「私は長年中小企業を経営してきたが、社会保険料の自己負担が大変で賃金を上げることができなかった。しかし、賃金を上げないと優秀な社員が雇えなかった。中小企業支援を充実させて、最低賃金をあげても経営に困らないようにすべきだ」と意見を述べられました。

最低賃金の引き上げを具体化するためには中小企業や小規模事業者に対する税や社会保険の減免などの具体的支援が欠かせません。国に対して、最低賃金の引き上げとあわせて中小企業等支援の充実を求めること。また、県独自の中小企業等支援策を具体化すること。

【回答】

県内労働者の賃金の底上げを図ると同時に、最低賃金引上げにより経営に影響を受ける中小企業・小規模事業者に対して支援策を充実させることも重要だと考えております。

そのため、知事が厚生労働省を訪問し、要望活動を行った際、最低賃金制度の見直しと併せて、最低賃金の引上げにより影響を受ける中小企業・小規模事業所への支援の強化についても要望を行ったところであります。

また、事業場内最低賃金の引き上げを図るための「業務改善助成金」など、国の支援策を活用していただけるよう、茨城労働局や市町村等と連携し、積極的に制度の広報・周知に努めてまいります。(産業戦略部：労働政策課)

(4) 県職員の正規職員を大幅に増やすこと

茨城県人事委員会勧告では、「それでもなお恒常的に長時間の時間外勤務を行わざるを得ない場合にあっては、業務量に応じた要員が確保される必要がある」という記述がありました。

長時間労働の原因は、自然災害やコロナ禍の中で仕事が増え、人手不足が常態化しているためです。

1) 今年度の新規採用職員数、社会人採用の人数が何人だったかを明らかにすること。また、来年度の計画も明らかにすること。

【回答】

令和4年度に実施した職員採用試験(令和5年4月1日採用)により、知事部局において290名を採用し、うち社会人経験者を対象とした試験により34名を採用しております。

また、今年度を実施する職員採用試験については、現在のところ、知事部局において約250名程度を、うち社会人経験者を対象とした試験により約30名程度の採用を予定しております。(総務部：人事課)

2) 県庁(出先機関含む)で働く正規職員の今年の初任給の金額を明らかにすること。来年度の初任給引き上げの計画があれば明らかにすること。また、25万円以上の初任給の引上げをめざすこと。

【回答】

個々の初任給は、本人の学歴や職歴、配属先により異なりますが、大学卒業直後で今年4月に採用され、本庁に配属された職員の場合、203,202円（行政職1級29号給、地域手当6%を含む額）となります。

初任給基準の見直しについては、従来より人事委員会勧告を踏まえて対応しております。
（総務部：人事課）

3. 「個人の尊重」を貫く障がい者・高齢者行政を

(1) 障がい児(者)への対応

- 1) 入所機能を備えた地域生活支援拠点の設置が県内全市町村もしくは全圏域単位で完了するように推進すること。

【回答】

現在、県内では「多機能整備型（一部面的整備）」が1市（日立市）、「多機能拠点整備型」が1市（阿見町）「面的整備型」が9市（土浦市、龍ヶ崎市、那珂市、神栖市、鉾田市、筑西市、鹿嶋市、潮来市）で整備されております。

今後も引き続き市町村と、既に整備した市の事例紹介や各市町村相互の意見交換等を行いながら、広域での整備方法の検討を行う等により、地域生活支援拠点の整備を促進してまいります。
（福祉部：障害福祉課）

- 2) 事業所数の推移を提示すること。

【回答】

過去3年間の事業所数の推移は以下のとおりとなっております。

（各年度2月1日現在）

サービスの種類	R 2	R 3	R 4
障害福祉サービス事業			
居宅介護	273	292	300
重度訪問介護	244	260	259
同行援護	87	91	89
行動援護	50	51	51
療養介護	5	5	5
生活介護	286	300	313
短期入所	174	193	215
重度障害者等包括支援	0	0	0
共同生活援助	225	286	326
自立生活援助	3	3	4
自立訓練（機能訓練）	21	25	25
自立訓練（生活訓練）	65	67	67
就労移行支援	207	210	200
就労継続支援A型	96	108	120
就労継続支援B型	378	403	432
就労定着支援	27	27	29
障害者支援施設	82	82	82
小計	2,250	2,403	2,517
地域移行支援	53	59	60
地域定着支援	52	57	58
指定計画相談支援	313	327	348
小計	413	443	466

児童発達支援	222	262	287
放課後等デイサービス	399	469	470
保育所等訪問支援	27	33	36
居宅訪問型児童発達支援	2	5	3
小計	650	769	796
福祉型障害児入所施設	7	7	7
医療型障害児入所施設	5	5	5
小計	12	12	12
障害児相談支援	231	252	268
小計	231	252	268
合計	3,561	3,879	4,059

※ 事業所の数は、その指定を受けたサービス種別ごとに1事業所と数える。

※ 事業所の数は、基準該当事業所（市町村が登録する。）を含む。

※ 水戸市(中核市)所管分を含む。

（福祉部：障害福祉課）

- 3) 障がい児(者)が暮らしの場を選択できるよう、訪問系サービス、グループホームや入所施設、通所施設などの社会資源を拡充する施策を講じること。

【回答】

本県では、社会福祉施設等施設整備費国庫補助金を活用し、グループホーム等の整備を行っており、訪問系や日中活動の事業所とともに、県内の事業所数は年々増加しております。今後も、地域での生活を望む方などが安心して生活できるよう、国庫補助事業を活用し、グループホーム等の設置を推進してまいります。

（福祉部：障害福祉課）

- 4) 障がい者関係の予算を大幅に増額し、施策の直接的な担い手である市町村を財政的に支援すること。

【回答】

本県では市町村が実施する障害福祉事業である「地域生活支援事業費」について、令和5年度は325百万円余を予算措置しているところです。

当該事業は国の補助事業でありますことから、様々な機会を通して厚生労働省等に対して財源の拡充等について要望するとともに、県としても十分な予算の確保に努めてまいります。

（福祉部：障害福祉課）

- 5) 生まれる子どもが減少する一方で、医療の発達により医療的ケア児が生まれる割合は年々高まっています。しかし、医療的ケアを実施する体制が整っておらず、医療的ケア児が保育園や療養施設等に通うことが難しく、親が仕事を辞め、付きっきりにならざるを得ない状況が多くなっています。医療的ケア児に対する支援の充実を図るとともに、県が把握している医療的ケア児の人数を明らかにすること。

【回答】

医療的ケア児の人数につきましては、令和3年度に実施したアンケート調査において、令和3年9月末時点で427名と推計しております。

医療的ケア児に対する支援につきましては、福祉車両や医療用ベッドなどの導入支援を通じて医療的ケア児の受入施設の確保に努めているほか、多分野の支援の調整を担う専門人材の養成等の研修を通じた人材育成に取り組んでおります。

また、昨年12月には、医療的ケア児とその家族が居住する地域に関わらず、個々の状況に応じた適切な支援を受けられるよう、国立病院機構茨城東病院内に「茨城県医療的ケア児支援センター」を設置し、医療的ケア児やそのご家族からの相談等に対応しております。

これらの取り組みを通じて、引き続き、医療的ケア児が地域で安心して暮らすことができるよう支援してまいります。
(福祉部：障害福祉課)

- 6) 障害福祉サービス事業所等の福祉・介護職員を対象とした、福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金の利用実績を明らかにすること。

【回答】

令和4年2月から9月の期間を対象に職員の賃金引上げを行った補助対象障害福祉サービス事業所等に福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金に係る補助金をのべ566,924,936円交付しております。
(福祉部：障害福祉課)

- 7) 今後も継続的に障害福祉サービス事業所等の福祉・介護職員の賃金引上げ、処遇改善を推進すること。

【回答】

令和5年10月以降は、福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算において、福祉・介護職員の賃金引上げ、処遇改善をしているところです。

当該加算は国、県、市町村の事業でありますことから、県としても十分な予算の確保に努めてまいります。
(福祉部：障害福祉課)

- 8) 3年以上に及ぶ新型コロナウイルス感染症、急激な物価高騰や水道光熱費の値上げの影響で運営状況が悪化している事業所の状況を考慮し、積極的な支援を行うこと。

【回答】

令和4年度1月補正予算にて、障害者施設物価高騰対策支援金を予算計上し、各障害福祉サービス事業所あて定額の支援を行ったところです。

また、更なる支援を行うべく、令和5年度第2回定例会にて当該支援金（予算額293百万円余）の上程を予定しており、積極的な支援に向け十分な予算の確保に努めてまいります。
(福祉部：障害福祉課)

(2) 高齢者に対する交通支援等の拡充を

- 1) 高齢者に対する交通手段を充実させるため、各自治体では乗り合いタクシーやコミュニティバスの運行、タクシーの運賃補助等を行っています。このような事業に対し、県は十分な支援を行うこと。また、把握している各自治体の事業一覧を示すこと。

【回答】

現在、県内すべての市町村に設置されている、地域公共交通のあり方を検討するための協議会に、委員として参画し、先進事例の紹介などの情報提供や助言を行っています。

また、令和3年度には、デマンド型乗合タクシーのAI化といった、デジタル技術の活用による利便性向上など、地域の実情に合った新たな移動サービスの導入に取り組む市町村を支援するための事業を創設し、調査検討費用や初期費用など、立ち上げに必要な費用の一部を支援

しているところであり、県では、引き続き、地域交通の拡充に取り組む市町村を支援してまいります。

なお、令和3年度実績で、県内各自治体では、乗合タクシーは32市町村、観光循環バスを含めコミュニティバスは25市町村で運行されております。（政策企画部：交通政策課）

- 2) 自動車運転への不安軽減と事故防止のため、「後付けの安全運転支援装置（ペダル踏み間違い急発進抑制装置）」等の購入設置にかかる費用助成を充実し推進すること。

【回答】

「後付けの安全運転支援装置」等の購入設置に係る費用助成については、現在、新型車の衝撃被害軽減ブレーキの装着が義務化され、安全運転支援装置を装備した車が普及してきているほか、国における補助制度廃止、他都道府県の動向などを勘案し、現時点では、助成措置を新たに創設することは考えておりません。

なお、県民が現在所有している車に安全運転支援装置を導入するにあたっては、機能を正しく理解して活用できるよう、メーカーの協力を得ながら機能を周知する広報を行うとともに、特に高齢者を対象とした交通安全教室を開催して、安全運転サポート車についての説明や体験乗車を実施し、自動車の安全な利用の促進を図っております。

（県民生活環境部：生活文化課）

- 3) 買い物弱者に対する支援を充実させること。また、県としての具体的な支援策を明らかにすること。

【回答】

県においては、市町村が行う住民同士が協力し地域の課題解決を図る生活支援体制整備事業に対し、技術的助言や地域支援事業交付金による財政支援を行っているところです。

地域によっては公共交通機関が乏しいため、買い物に行きづらいことを地域課題と認識し、住民同士の互助による移動手段の確保や地域のスーパー等の協力による移動販売により問題を解決している事例があります。

このような好事例について、他市町村への情報共有を今後も行ってまいります。

（保健医療部：健康推進課）

- 4) 高齢者の難聴対策を充実すること。

- ① 認知症の一因と言われる高齢者の難聴について、実態の把握と早期発見のための対策を実施すること。

【回答】

国において、高齢者の聴力と認知機能との関連性等の加齢性難聴の実態調査や、補聴器の使用による認知機能や日常生活の変化に関する研究を行っている中、県として、独自に実態調査を行うことは考えておりません。

（保健医療部：健康推進課）

- ② 高齢者の難聴対策として一部自治体で実施されている補聴器購入補助制度について県は十分な支援を行うこと。

【回答】

国における補聴器の使用と認知症予防との関連性に関する研究結果の報告がされていない

段階であり、また、障害者総合支援法による補装具費等支給制度において高度難聴の方に対する補助制度もあることから、県独自に補聴器購入の支援を行うことは考えておりません。
(保健医療部：健康推進課)

4. 生活困窮者対策、生活保護行政の充実をめざして

(1) 生活困窮者対策

1) 生活困窮者自立相談支援事業の各種メニューの令和4年度中の利用実績を明らかにすること。

【回答】

令和4年度 県実績（速報値）

- 自立相談支援事業 新規相談受付件数：305件
- 住居確保給付金の支給：25世帯
- 就労準備支援事業：49人
- 家計改善支援事業：64人
- 一時生活支援事業：26世帯

(福祉部：福祉政策課)

2) セーフティーネットの確立のため、生活困窮者に対する相談窓口を充実させ、必要な支援策に利用者をつなぐなど、総合的なアセスメントを行なう機能を整備すること。

【回答】

生活困窮者自立相談支援機関の支援員を7名から9名に、就労準備支援事業及び家計改善支援事業の支援員を7名から11名に増員し、生活困窮者に対する相談窓口の充実及び総合的なアセスメント機能の整備を図っております。

(福祉部：福祉政策課)

(2) 生活保護行政の充実

1) 生活保護ケースワーカーについては、外部委託を行ったり、会計年度任用職員を含む非正規職員をあてることなく、正規職員が担い、公的責任において実施すること。

【回答】

福祉事務所の現業員（ケースワーカー）につきましては、社会福祉法に定められた資格等を踏まえ、生活保護業務に支障がないよう適切な配置に努めてまいります。

(福祉部：福祉政策課)

2) 生活保護ケースワーカーの担当世帯標準数を遵守するよう福祉事務所に対して助言すること。

【回答】

社会福祉法に定められた現業員（ケースワーカー）の数を満たしていない福祉事務所に対しては、生活保護法施行事務監査において、必要な人員を確保するよう指導を行っており、引き続き必要な指導を行ってまいります。

(福祉部：福祉政策課)

3) 令和4年度の茨城県における生活保護法施行事務監査において、社会福祉法に定められた現業員(ケースワーカー)の数を満たしていない自治体名、自治体数、自治体ごとの足りていない

人数を明らかにすること。

【回答】

生活保護法施行事務監査において、福祉事務所の現業員数が標準数を満たしていない場合は、福祉事務所に対し必要な人員を配置するよう指導しているところです。

監査結果の取扱いにつきましては、生活保護制度が法定受託事務であることから、国の見解を踏まえ対応してまいります。
(福祉部：福祉政策課)

4) 生活保護の基準額は定期的な検証を踏まえ5年ごとに見直すこととされています。しかし、現状は急激な物価高騰に見舞われ、被保護世帯は大幅に生活費を切り詰め、生活を維持しています。県は国に対し、生活保護の基準額の引上げ、その時々々の経済・物価情勢に適応した細やかな対応を要望すること。

【回答】

生活保護制度については、全国一律のセーフティネットとしての機能が十分に発揮され、今般の原油価格高騰による影響を検証するなど不断の見直しを行うよう、全国知事会を通じ国に対し要望しております。
(福祉部：福祉政策課)

5) 生活困窮者自立支援法により生活保護の申請権を阻害しないよう徹底すること。また、申請者に対する申請書交付拒否、プライバシー侵害の一括同意書の回収など、「面接水際作戦」がなくなるよう必要な助言を行うこと。

【回答】

生活保護の申請権を侵害するような行為が行われることのないよう、福祉事務所に対し、生活保護法施行事務監査において、引き続き徹底を図ってまいります。

また、生活保護法第29条に基づく調査の同意書について、全世帯員連名による同意書提出ではなく、各個人に提出を求めるよう、福祉事務所に対し、引き続き指導を行ってまいります。
(福祉部：福祉政策課)

6) 「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」の一部改正（令和3年3月30日付社援保発0330第2号厚生労働省社会・援護局保護課長）に基づき、一定期間疎遠であり、要保護者が扶養照会を拒む場合には、意向を尊重し実施しないよう徹底すること。

【回答】

生活保護法施行事務監査において、福祉事務所に対し、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（令和3年3月30日付社援保発0330第2号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）に基づく取扱いについて、引き続き徹底を図ってまいります。
(福祉部：福祉政策課)

7) 生活保護法本来の運用を徹底し、漏給をなくすため、「ホームレスに対する生活保護の適用について」（平成15年7月31日付厚生労働省保護課長通知）「雇用状況悪化に対する福祉事務所の相談援助体制について」（2008年12月22日付、東京都）などに基づく運用を行なうよう、福祉事務所に対し助言すること。

【回答】

生活保護法施行事務監査において、福祉事務所に対し、「ホームレスに対する生活保護

法の適用について」（平成15年7月31日付社援保発第0731001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）に基づく運用について、引き続き周知を図ってまいります。

（福祉部：福祉政策課）

5. 「公契約条例」制定にむけて一日も早い検討を

地方公共団体の事業・業務の民間委託の広がり、公的施設における指定管理者制度の導入、競争入札の拡大が進む中、委託料や入札価格が大幅に低下しています。

その結果、委託・入札企業に働く労働者の賃金・労働条件の低下や雇用不安を引き起こすだけでなく、委託企業の安定的、継続的な事業実施を困難にさせ、地方公共団体が提供する行政サービス等、ときに住民生活へ大きな混乱や被害をもたらしかねません。

また、大手企業が安価で委託を請け負うことは、もともと地域に根ざして活動している地域企業の衰退につながり、地域の経済や雇用にダメージを与えることになりかねません。

「官製ワーキングプア」の問題が取り出さされる中、労働者の賃金を守り、雇用を安定させる公契約条例の必要性はますます増しています。

(1) 昨年の回答では「本年4月からは、低入札価格調査基準及び最低制限価格の

計算式について、一般管理費等の割合の引き上げを行い、さらに対策を強化したところであり、今後ともダンピング受注の排除を徹底してまいります」とありました。昨年度の対策強化策と結果を明らかにすること。

【回答】

低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の強化策として、昨年4月から、低入札価格調査基準及び最低制限価格算定式について、一般管理費等の係数を55%から68%に引き上げたところです。これらの制度の適正な運用により、昨年度は、ダンピング受注は発生しておりません。今後とも、制度の適正運用に努め、ダンピング受注の排除を徹底してまいります。

（土木部：監理課）

(2) 地域経済を守り、労働者の賃金を守るため茨城県として公契約条例を制定すること。県独自の条例制定が難しい理由を明らかにすること。

【回答】

「公契約条例の制定」には、県が発注する工事等に従事した期間のみ労働者の賃金等を義務づけることの妥当性、労働条件の良い公共事業へ労働力が集中することへの懸念、賃金水準を高くできない中小事業者等が排除される可能性などが課題として指摘されております。

労働者の適正な賃金水準などの労働条件の確保は、労働基準法などの関係法令を遵守した労使間の自主的な取り決めに委ねることが適当であり、また、労働条件に関する政策は、公契約による公共サービスに従事する労働者に限らず、すべての労働者に共通するものであることから、国の立法政策によって対応すべきことであるため、県としては、今後も、「公契約条例」制定に向けた国の動向を注視しながら対応してまいります。

（会計事務局：会計管理課）

6. 地域の宝、小規模企業・家族経営を潤す産業振興を

(1) 政府は新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策に要する費用について、2022年度第2次補正予算の予備費を充てる閣議決定を行ったと報道されています（全国商工新聞4月10日号）。事業者支援の財源となる地方交付金が茨城県にも交付されるものと思われませんが、昨年

度の支援策は大部分が終了しており新年度になってから新しい支援策の創設はないように思われます。新型コロナ対策支援も直接支援が終了しほぼ融資のみとなっています。コロナ禍のなかで多くの中小事業者が給付金や支援機といった直接支援を受けて事業を継続することができました。茨城県の経済をより一層発展させるために、地域経済を下支えする中小事業者に対する直接支援を引き続き行っていただくことを強く求めます。

- 1) 過去3年間に行われた新型コロナウイルス感染症対策の事業者支援について、目標や実績等具体的な数値を明らかにして県としてどのように評価をしているか明らかにすること。

【回答】

過去3年間（R2～R4）の新型コロナウイルス感染症対策に係る事業者への融資については、保証承諾ベースで、パワーアップ融資で10,498件2,027億12百万円、新型コロナウイルス感染症対策融資で32,642件5,088億11百万円、また、中小企業継続応援貸付金で651件11億78百万円を実施したところであり、コロナ禍にある中小企業に対する資金繰り支援を充実させることができたと考えております。
(産業戦略部：産業政策課)

コロナ禍における県の事業者支援につきましては、営業時間短縮要請に応じた飲食店等への協力金のほか、飲食店等と直接取引がある事業者や消費者と対面で接する事業者に対する一時金、コロナ禍からの回復が遅れている事業者に対する臨時応援金の支給を行ってまいりました。

協力金については、67,331件で計798億9,517万円、一時金については、34,065件で計101億6,842万円、臨時応援金については、4,969件で計4億9,690万円の支給を行いました。

これらの支給することにより、多くの事業者の事業継続に効果があったものと考えております。
(産業戦略部：中小企業課)

- 2) 令和3年4月から始まったコロナの影響を受ける事業者の資金繰りを支援する融資制度について、令和5年度においてどのような改善がなされているか明らかにすること。

【回答】

令和3年4月には、金融機関が継続的な伴走支援により事業者の経営改善を支援する融資制度を創設したところですが、令和4年10月に融資限度額を6,000万円から1億円に引き上げており、また、令和5年1月に、融資を受ける条件のうち、売上高等減少要件を前年同月比15%以上の減から5%以上の減に緩和するなど、国の制度改正に迅速に対応し、令和5年度の制度運用につなげております。
(産業戦略部：産業政策課)

- 3) 令和5年度に新しく行う予定の中小業者支援策について

- ① その内容を明らかにすること。

【回答】

特別高圧で受電する中小企業等や病院に対し、電気料金の一部支援を行うため、必要な補正予算案を茨城県議会令和5年第2回定例会に提出いたしました。

(産業戦略部：中小企業課)

- ② すでに明らかにしている場合は、業種を限定しない支援策にするとともににより多くの事業者が活用できるよう予算を確保すること。

【回答】

特別高圧で受電する中小企業等であれば、業種は特に限定しない方向で検討しております。
(産業戦略部：中小企業課)

- ③ 支援策の内容は収入または所得（利益）の減少に対する補てんにすること。

【回答】

特別高圧で受電した電力1kWhあたり3.5円（9月分のみ1.8円）の支給を想定しております。
(産業戦略部：中小企業課)

- ④ これまでの支援策はコロナ禍の経営がよくない状態と比較してさらに業績が低下ときの支援となっていたのでこれからの支援では改善をすること。

【回答】

特別高圧で受電する中小企業等に対する支援については、経営状況等の要件は設定しない方向で検討しております。
(産業戦略部：中小企業課)

- 4) 税金や社会保険料の減免、その他固定的経費の負担を軽減する緊急対策を実施すること。

【回答】 6-(1)-3)①~④、6-(1)-4)

県では、電気料金の上昇によって影響を受ける中小企業等の負担を軽減するため、電気を特別高圧契約で受電する中小企業等に対して電気使用量1kWhあたり3.5円を補助する支援策を令和5年第二回定例会に上程したところです。本支援策は、電気を特別高圧契約で受電する中小企業等であれば補助対象としており、補助要件や業種によって対象を限定しておりません。

また、創業支援融資及び女性・若者・障害者創業支援融資においては、ガバナンス体制の整備に関するチェックを受けるなど、一定の要件を満たす者に対しては、経営者保証を不要としたところです。本制度は、信用保証協会の保証対象業種であれば、県で業種の制限は設けず、広く支援することとしており、業績低下を要件としておりません。

(産業戦略部：産業政策課)

県税につきましては、法人事業税・法人県民税について、新型コロナウイルス感染症の影響により、その期限までに申告・納付ができないやむを得ない理由がある場合には、申請していただくことにより期限の延長が認められます。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により県税を一時に納めることができない場合は、緊急経済対策による徴収猶予の特例は終了しましたが、1年以内の期間に限り納税が猶予される制度がございます。

県税事務所におきましては、納税者からの相談に対し、個別具体的な実情に配慮した対応を行っております。
(総務部：税務課)

- 5) 中小企業は茨城県において企業数の99.9%を占め、従業者数の87.8%を担っていることは一昨年の要求書に対する回答において県当局が述べています。とくに地域に住み地域に密着して事業を行っている零細事業者が雇用を維持できなくなるだけでなく廃業に追い込まれると、雇用主であった人も含めて失業者は増えることとなります。一昨年の要求書でも述べましたが、

雇用拡大の施策として行う県外からの企業誘致に対して最大50億円を補助する事業は県内雇用者増が1000人程度で実効性に疑問があります。企業誘致への補助金事業は中止するか大幅に補助金額を減らして中小業者への直接援助を行う財源を確保すること。

【回答】

最大50億円の補助制度は、半導体や次世代自動車などの成長分野の本社機能を本県に誘致することにより、大学新卒者などの若者が望む様々な分野の働く場を確保し、質の高い雇用を創出することを目的としたものでございます。

このような多様な働く場の確保により、首都圏に働く場を求めていた大学新卒者などの若者が、UIJターンなどにより、県内で希望する職業に就くための選択肢が増えることにより、人口流出に歯止めをかけることに寄与できるものと考えております。
(立地推進部：立地推進課)

- 6) 2022年度第2次補正予算の予備費を充てる地方交付金は市町村にも交付されると思われませんが、市町村によって支援の程度はさまざまであり、支援制度自体がない市町村もあると思われれます。市町村ごとに支援制度の創設と支援内容の格差を是正するよう市町村に指導・援助を行うこと。

【回答】

コロナ禍における中小企業に対する直接支援については、各市町村において、地域の実情や財源を総合的に勘案し、独自の支援策を講じているものと認識しております。

県といたしましては、市町村が地域の事情に応じて実施する支援策がより効果的なものになるよう、国や県の様々な支援策につきましても、広く紹介し活用を促進してまいります。

(産業戦略部：中小企業課)

- 7) 県総合計画の「活力ある中小企業・小規模事業者の育成」に係る各種施策の令和4年度における具体的な内容を明らかにすること。大企業中心の経済を転換し、中小業者を経済の柱に据えて人・モノ・資金を地域で循環させる経済とすること。

【回答】

今年度の中小企業・小規模事業者向け支援としては、資金調達の円滑化のため、融資制度による資金繰り支援を行っているほか、商工会等の支援機関の相談体制の確保や、商品開発や販路開拓の支援、事業承継の推進強化などの各種施策を行っています。

今後とも、各支援施策の推進を通じて、地域経済の成長を図ってまいります。

(産業戦略部：産業政策課)

(2) 県内建設業者の支援について

- 1) 茨城県が住宅リフォーム助成制度を創設すると共に、県内全市町村が住宅リフォーム助成制度を実施するよう指導すること。また、地域工務店等に行った支援策の令和4年度の実績を明らかにすること。

【回答】

県では、リフォーム助成制度を実施しておりませんが、地域工務店等への支援としては、省エネなどの新たな基準に関する講習会や良質な木造住宅の普及促進と地域住宅産業活性化を図るため木造住宅のコンペなどを実施しており、引き続きこうした地元工務店等への支援拡

充を図ってまいります。

また、市町村が実施するリフォーム助成につきましては、各市町村に対して県内のリフォーム助成制度の実施状況に関する情報提供を行うとともに、国に対しリフォーム助成に関する交付金の予算確保の要望を行っております。

令和4年度は、講習会において、長期優良住宅に関する法改正の概要や、国や県、市町村の行う木造住宅等の振興施策や利用可能なリフォーム等に係る補助制度などの情報提供を行ったほか、地域工務店等の木造住宅を対象にコンペを実施し、受賞作品等の展示会をオンラインで開催しました。
(土木部・住宅課)

2) 県内製材業者の育成と支援のために、地元の建設会社や工務店などが県内の木材を使用した住宅などを新築して、地域の住民に提供するという「地域内循環」を目標とした取り組みの令和4年度における進展について、以下の点から明らかにすること。

① 造林面積の拡大

【回答】

造林面積の拡大につきましては、平成30年度から経営規模の拡大に意欲的な林業経営体を実施する再造林等を重点的に支援しており、平成29年度に38haであったものが、令和4年度には137haまで拡大しております。
(農林水産部：林業課)

② 直交集成板（CRT）の普及へのとりくみ

【回答】

直交集成板（CLT）につきましては、非住宅分野の中大規模木造建築において床や壁への活用が期待される新たな木材加工技術による製品です。一般に直交集成板の加工工場は大規模で初期投資が非常に大きくなるほか、建築物の施工方法も従来と異なるため、本県も含め全国的に工場整備が進んでいない状況です。

そのような中で、本県では、一般に流通する正角材を接着加工することにより大断面の柱や梁として中大規模建築へ利用できる「BP材」の加工工場が令和元年度に宮の郷工業団地内において稼働したところであり、その普及に努めているところです。

(農林水産部：林政課)

③ 宮の郷工業団地（常陸太田市）での製材量

【回答】

宮の郷工業団地内の製材量（原木ベース）につきましては、これまで国の交付金等を活用して、生産性の高い製材加工施設の整備が進んだことから、最初の製材工場が稼働した平成24年に約5.5万㎡であったものが、令和3年には約13万㎡と大幅に増加しております。

また、現在、大径材の加工も可能な施設の増設を行っており、今後、ますます需要の拡大が見込まれる県産材の高品質かつ安定的な木材供給に大きく貢献するものと思われま

(農林水産部：林政課)

④ 融資制度以外の新しい施策

【回答】

本県においては、国の交付金を活用した木材利用促進施設整備事業により製材加工業者の生産体制強化のための木材加工施設の新設・増設を支援しています。

また、製材加工業者が原料となる原木を安定的に確保することが可能となるよう、森林経営の集約化を促進するとともに、集約化した森林での森林整備や木材生産を加速させ、原木の安定供給体制の整備に取り組んでいるところです。（農林水産部：林政課）

3) 自治体が小規模事業者を直接支援できる、小規模工事登録制度の県内市町村創設状況を示すこと。県内全市町村が小規模工事登録制度を創設するよう指導すること。

【回答】

小規模工事登録制度につきましては、現在、県内の 20 以上の市町において設けられています。

なお、県では、県内中小企業者に対する受注機会の拡大のため、国と連携し「官公需確保対策地方推進協議会」を開催しており、この協議会を通して、引き続き、市町村の契約担当者に対し「中小企業に関する国等の契約の基本方針」の周知や事例照会を行ってまいります。

（産業戦略部：中小企業課）

(3) 小規模企業振興基本法の具体化について

小規模企業基本法は、小規模企業(従業員 5 人以下)が地域経済の支え手や雇用の担い手として大きな役割を果たしていることに着目し、小規模事業者の持続的発展を支援する施策の立案に国と地方自治体が連携して講じる責任を明記しています。

1) 小規模企業振興基本法の具体化および茨城県商工労働観光審議会での P D C A 進捗管理について令和 4 年度の進捗状況を示すこと。

【回答】

小規模企業の持続的な発展に向けた具体的な施策の進捗状況といたしまして、令和 4 年度の主な成果は次のとおりです。

(主な成果)

・ 商工会・商工会議所による取組	
経営指導員による指導実績	64,001 件
講習会等の開催回数	2,449 回
専門家派遣件数（エキスパートバンク事業）	172 件
・ 経営革新計画の策定状況	
経営革新計画承認件数	131 件

（産業戦略部：中小企業課）

2) 従業員 5 名以下の県内事業者数について、経済センサス頼みとせずに県として調査し公表すること。

【回答】

県では、従業員 5 名以下の県内事業者数については、中小企業庁が公表している情報から把握しております。

<中小企業庁 HP 中小企業の企業数・事業所数>

https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/chousa/chu_kigyocnt/index.htm

要求のありました従業員5名以下の県内事業者数の調査につきましては、前述のとおり、統計法に基づく調査による信頼性のある事業者数が国で公表されていること、また、県が実施する場合には、調査のノウハウが乏しいといった点に加え、人的、金銭面で新たに多くの負担が生じるといった課題があることから、県として調査を行うことは検討しておりません。

(産業戦略部：中小企業課)

3) 茨城県商工労働観光審議会に茨城県商工団体連合会を小零細事業者の代表として加えること。

【回答】6-(3)-1)、-3)

県では、中小企業及び小規模事業者の振興について具体的取組等を定める「茨城県産業活性化に関する指針」に基づき、施策の進行管理をしていくこととしております。

また、商工労働観光審議会については、全庁的な審議会の簡素化の方向性を踏まえ、常設ではなく、重要事項の調査審議が生じた場合に、委嘱・諮問することを想定しています。いずれにいたしましても、審議会等の形式に関わらず、引き続き関係団体等と連携を密にして、適宜ご意見を伺ってまいりたいと考えております。

(産業戦略部：産業政策課)

(4) 消費税のインボイス制度が実施されるまで半年を切りましたが、インボイス制度が実施されると年間売上、あるいは所得(利益)の1カ月分が消費税の納税にあてることになり中小事業者は壊滅的な打撃を受けると思われます。中小業者の経営を守るためにもインボイス制度の導入を中止し、消費税の税率を引き下げるよう国に要望すること。またインボイス制度が実施されても事業活動を継続できるよう営業や情報収集の能力を向上できるよう中小業者に支援を行うこと

【回答】

インボイス制度の導入にあたっては、課税事業者となる事業者への支援として小規模持続化補助金等のインボイス枠が設置されております。

その他、免税事業者の取引への影響に配慮し、仕入れに対して経過措置が設けられております。また、課税事業者に転換しないことにより、売上先の一方的な意向で取引条件が見直される等の不当な取引の抑制や原材料高騰による適切な価格転嫁を推進するため、商工会等に国の相談窓口が設置されております。

県といたしましては、国の支援策や相談窓口等を周知しながら、県内の中小企業の支援を図ってまいります。

(産業戦略部：中小企業課)

(5) 県の「男女共同参画基本計画」において、第3次では「商工業等の自営業における働きやすい環境の整備」のために①意識啓発の促進、②家族従業者の実態の把握、③商工業の分野に参画する女性の人材育成等、といった3つの施策を行うと明記していましたが、第4次の基本計画では自営業の家族従業者に関する記述がなくなっています。中小商工業においても男女共同参画のとりくみが引き続き必要であり、第3次基本計画に記載されたような施策を継続されることを求めます。

1) 令和4年度の進展について明らかにすること。

【回答】

商工業分野に従事する女性や、家族従業者として働く女性の役割が正しく評価されるためには、商工業分野を含めた社会のあらゆる分野において、県民の男女共同参画意識の浸透が重要

であることから、国の男女共同参画週間や県の男女共同参画推進月間等における啓発活動を実施しております。

なお、令和2年3月に策定した「茨城県男女共同参画基本計画（第4次）」においては、「雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和」を施策の方向性の一つに位置付けており、今後も引き続き、啓発活動等を進めてまいります。

（県民生活環境部：女性活躍・県民協働課）

商工会女性部連合会及び商工会議所女性会連合会が実施する研修会や交流会等の開催を支援し、県内女性経営者の資質向上やネットワークづくりなどを推進しております。

（産業戦略部：中小企業課）

2) 県では、平成31（令和元）年度に「茨城県男女の働き方と生活に関する調査」と常用雇用者数10人以上の企業を対象にした「茨城県女性活躍の推進に関する調査」を実施されています。しかし、雇用者10人未満の零細事業者に関する独自の調査は行われておらず、業者婦人（女性の事業主や家族従業者）独自の実態を把握するには不十分といわざるを得ません。業者婦人を対象とした実態把握を行うこと。

【回答】

令和元年度に実施した「茨城県男女の働き方と生活に関する調査」及び「茨城県女性活躍の推進に関する調査」は、男女共同参画や女性活躍に関する県民の意識や実態等を幅広く把握することを目的として実施しております。

両調査につきましては、性別や職業に関わらず、社会のあらゆる分野で男女共同参画を推進していく必要があること、併せて、これまでの調査との経年変化を見ていく必要もあることから、回答項目や対象者等、調査のあり方については、社会情勢等の変化も踏まえつつ、総合的に判断してまいります。

（県民生活環境部：女性活躍・県民協働課）

7. 中小業者と地域経済に貢献する金融制度を

融資条件の拡充や保証料補助の新設、融資利率の引き下げ等で中小企業の事業活動や経営安定に必要な資金調達を支援することは、コロナ禍と物価高のなかでいっそう役割が増しています。

(1) 金融機関に対し、融資審査、条件変更等について迅速かつ柔軟に対応するよう、また経営者保証ガイドラインに基づいた対応をするよう引き続き要請すること。

【回答】

金融機関に対しては、コロナ禍からの業績回復を図るも、物価高騰等の影響により深刻な打撃を受けている現状を踏まえ、資金繰りが厳しい中小企業の状況を十分に勘案し、返済猶予や条件変更に対し、最大限柔軟に対応いただくとともに、融資実行や保証承諾についても迅速かつ柔軟な対応の継続を行うよう、要請を行っております。

経営者保証ガイドラインについては、国（中小企業庁）において、取組の促進や活用実績の公表等を行っております。

（産業戦略部：産業政策課）

(2) コロナ禍と物価高で現在でも納税は困難ですが、今年10月に予定されている消費税インボイ

ス制度が予定通り実施されると、非課税事業者は課税事業者となり納税がさらに困難になることはまちがいありません。国保税（料）が所得の10%～20%程を占めることとも相まって、小規模事業者の税負担は大変な重荷になっています。県融資制度の融資審査で、税金完納要件を廃止すること、その前段階として税金完納要件を緩和するなど機械的な対応を行わないようにすること。

【回答】

県制度融資においては、税納付の公平性を確保するため、県税等に未納がないことを要件としているところです。
(産業戦略部：産業政策課)

- (3) 自治金融の利子補給、保証協会の保証料補給には自治体によりバラつきがあります。どの自治体で商工業をする場合でも同じように保障されるように、利子補給、保証料の補給を充実させるよう県から指導すること。

【回答】

自治金融制度においては、市町村の金融制度として県はその関与の在り方を見直し、平成26年度以降は県からの預託を廃止しております。地方自治の観点から、市町村間の差異に対し県が指導する立場にはないと考えますが、市町村金融制度研究会などにオブザーバーとして参加した際は、統一的な取り扱いに対する合意形成についてサポートしてまいりたいと考えております。
(産業戦略部：産業政策課)

8. 滞納整理は差押優先から納税者の生業とくらしに見合う徴収行政を

県民の生活を壊す滞納整理を行うだけでなく、滞納者を雇っているだけの他県の事業者に犯罪まがいの行為をして支払いを強要する茨城県租税債権管理機構のあり方について、真剣に再検討を行うべきです。

- (1) 令和4年度の「茨城県多重債務者対策協議会」のとりくみ実績を明らかにすること。中でも税金の滞納がある人に対する相談実績を明らかにすること。

【回答】

「茨城県多重債務者対策協議会」では、平成19年から毎年、協議会構成員である県関係課、市町村消費生活センター、県弁護士会、県司法書士会、法テラスが連携して「多重債務者向け無料法律相談会」を開催しており、令和4年度においては、4日間で13名からの相談に法律専門家が対応し、債務整理等の助言を行っております。当該相談会において、税金滞納に関する相談は0件となっております。
(県民生活環境部：生活文化課)

- (2) 茨城県と一部事務組合・茨城租税債権管理機構について。

1) 令和4年度は県職員を3名（事務局次長1名、課長2名）派遣し、引き続き1,700万円の補助金を支払っています。令和5年度も県職員の派遣と補助金支給を同様に行うのか、「県は構成員ではないから関与する立場にない」といいながら職員を派遣し補助金を支給する根拠について明らかにすること。

【回答】

令和5年度の茨城租税債権管理機構への派遣職員数は3名（内訳：事務局次長1名、課長2名）、補助金は1,700万円です。

機構の構成団体は県内全市町村であり、茨城県は構成団体に含まれておりませんが、機構が徴収する市町村税には個人県民税が含まれていることから、支援団体として職員を派遣するとともに、事業運営に要する経費に対して補助金を交付しているものです。

(総務部：税務課)

- 2) 機構が入居している合同庁舎の部屋の家賃額、また機構でないものが入居したと仮定した際の家賃額を示すこと。

【回答】

茨城県水戸合同庁舎5階に入居している「茨城租税債権管理機構」の家賃額（行政財産使用料）は、減免しており、ご案内していません。

また、機構でないものが入居したと仮定した際の家賃額（同使用料）につきましても、ご案内していません。

(総務部：管財課)

- 3) 市町村から移管される中には、機構に移管する必要のないものが含まれている可能性があります。それぞれの事案について移管が妥当か検討して妥当でない場合は市町村に差し戻すこと。

【回答】

市町村から茨城租税債権管理機構に移管する事案については、市町村と機構との事前協議において、相互に要件を満たしているものであるか確認し、機構が要件を満たしていないと判断した場合は、事案を引き受けていないと聞いております。

(総務部：税務課)

- 4) 滞納者には多重債務や、複合的な問題を抱え生活に支障をきたしていることがあります。税金を無理に返済させ、返済する過程で無くした暮らし・家族を滞納者の自己責任として放置してしまう冷たい県行政とならないよう、機構に派遣する職員に対して指導すること。

【回答】

地方税の滞納整理に携わる職員は、徴税吏員として地方税法及び国税徴収法等に基づき適正かつ公正公平に事務処理を行う必要があります。

茨城租税債権管理機構への派遣の有無にかかわらず徴税吏員として滞納整理を担う職員は、滞納者の生活状況や収入状況等を財産調査や滞納者との面談等で把握し、納税資力がない滞納者に対しては滞納処分執行停止の判断を行うなど、個別具体的な実情等も考慮した上で適切に徴収手続きを行っていると考えております。

なお、地方自治の観点から、機構の職員が行う滞納整理の状況や個別事案の内容について、県は指導監督する立場にないと考えております。

(総務部：税務課)

- (3) 機構の存在及び活動について法令上の根拠を明らかにすることを求めると、県当局は一部事務組合について規定した地方自治法第284条2項や同法第287条第1項第3号を「根拠」として「回答」します。しかし、私たちが問うているのは機構の法的性格や設立手続きではなく、機構に対して滞納税徴収を行う権限を与える法令や行政解釈、問い合わせに対する国からの回答が存在するかどうかです。従来の回答になっていない「回答」ではそもそも機構の設立は法的根拠のない無効なものではないのかという疑問をめぐうことはできません。あらためて機構の存在及び活動について法的に認められる根拠を明らかにすること。

【回答】

地方税の課税権について、地方税法第2条は「地方団体は、この法律の定めるところによって、地方税を賦課徴収することができる。」と規定しており、地方税の賦課徴収は地方団体の事務でございます。

他方、地方自治法284条第2項では、「普通地方公共団体及び特別区は、その事務の一部を共同処理するため、その協議により規約を定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を得て、一部事務組合を設けることができる。」と規定しており、茨城租税債権管理機構もこの規定を根拠に設立されている一部事務組合でございます。

地方自治法逐条解説によると、一部事務組合が共同処理する事務の範囲について法令上特段の制限はなく、教育、衛生、民生、労働等その事務の種類を問わないとされており、市町村の持つ徴税事務も一部事務組合が共同処理する事務として取り扱うことに差支えはありません。

上記のことから、茨城租税債権管理機構では、規約第3条で、市町村の事務である地方税に係る滞納処分等を組合が共同処理する事務と定め、滞納処分等の事務を実施しているところです。

なお、令和4年7月時点で、全国で21の一部事務組合が徴税事務を共同処理しております。

(総務部：市町村課)

(4) 機構の回収に誤りがあった時の異議申し立ての手続きについて明らかにすること。

【回答】

茨城租税債権管理機構が行う行政処分等に不服がある場合の異議申し立て手続きについては、機構に行政不服審査会が設置されていますので、直接、機構へご相談いただくようお願いいたします

(総務部：税務課)

(5) 機構に回収をまかせながら「県は関与する立場にない」と回答する県の無責任な姿勢には強い疑問を持つものです。茨城租税債権管理機構は設立許可を取り消して解散させ、税金の滞納処分のあり方についてあらためて議論なおすこと。

【回答】

茨城租税債権管理機構は、一部事務組合として独立した法人格を有し、自ら共同処理事務を処理する権能を有することから、機構の行った事務に関する責任は機構自身が負い、滞納処分のあり方についても、機構において議論されるべきものと認識しております。

(総務部：税務課、市町村課)

9. 空き家は、地域活性化の有効な資源としての利活用を

(1) 改正「住宅セーフティネット法」に伴う「空き家登録制度」「住宅改修費用の助成」「低所得世帯の家賃補助」の施策の令和4年度の進捗状況を示すこと。

【回答】

住宅セーフティネット制度に基づき、令和5年5月末時点で30,807戸(県全体)の住宅が登録されています。登録住宅における改修費や家賃低廉化の補助事業については、県内の公営住宅が不足する状況にないため、当面は県営住宅の有効活用を進めることとしております。

また、県では登録住宅に対する補助を実施してはおりませんが、国においては引き続き、改修費や家賃低廉化に係る直接補助が実施されています。なお、改修費等の補助は「住宅

確保要配慮者の専用住宅」として登録することが要件となっています。

(土木部：住宅課)

(2) 空き家対策と県内事業者の仕事起こしをつなげる制度創設を検討すること。

例：空き家の改修工事・解体工事を、県内事業者に発注する

工事資金調達は県内金融機関を利用する

事業者融資の信用保証は県の制度を使う

【回答】

空き家の改修工事・解体工事に関する助成事業については、昨年度から2市村増加し、県内の32市町村で行われており、うち21市町村で地元事業者への工事発注を要件としております。

また、県内金融機関において、空き家のリフォーム費用等の借入金について、市町村と連携して金利を引き下げる取り組みも行われております。

県では、こうした取り組みがより多くの市町村で行われるよう、引き続き情報提供などの支援を行ってまいります。

(土木部：住宅課)

10. 「食と農の危機」にふさわしい対策を

ロシアによるウクライナ侵略、新型コロナ等により農村の荒廃と農家の疲弊はいつそう深刻さを増しています。生産資材の大半を海外に依存し、気候変動で飼料原料となる作物の不作、ロシアや中国などによる肥料原料の輸出制限、輸送費の高騰、それに円安が加わり生産資材をはじめ物価が高騰しています。

これらは、全ての農家を直撃し、離農さらには自殺者まで出る事態になっています。一方、農産物の価格は低迷し、米価は生産費を下回る状況が続いています。今こそ、食糧自給率向上の課題が緊急性を増し、酪農を含むすべての農家に対して支援が求められています。

(1) 農業生産に必要な肥料・飼料・燃油・資材の高騰分に対して県独自の支援を行うこと。

【回答】

肥料については、国の「肥料価格高騰対策事業」を活用し、令和4年の6月～10月に購入した肥料のコスト上昇分の7割を支援するとともに、県においても、国事業に参加した認定農業者等に対し、肥料コスト上昇分の1割を上乗せ支援してきたところです。

一方、県では、こうした一時的な激変緩和策だけではなく、国際情勢などの外的要因に左右されにくい、より強い農業への構造転換を図ることが重要と考えております。

このため、化学肥料への過度な依存からの脱却に向け、堆肥等の産業副産物のほ場散布に必要な機械・施設等の導入や散布資材等について支援を行うとともに、大規模有機モデル団地の育成や、有機農産物の供給能力向上に必要な機械等の導入、有機JAS認証取得等を支援し、資源循環型農業への転換や有機農業の拡大を推進しているところです。

また、飼料については、令和4年度の補正予算で配合飼料価格安定基金の生産者積立金への支援や飼料作物の作付拡大、食品残渣を活用したエコフィードの取組みに対する支援を行ったところです。令和5年度についても、依然として飼料価格が高止まりしている状況であることから、県独自の支援策を講じられないか引き続き検討してまいります。

(農林水産部：農業政策課)

(2) 食糧自給率38%の日本は生産資材のほとんどを輸入に依存しています。自給率を上

げるために、生産者への補助金増額を行うこと。

【回答】

国は令和2年3月に閣議決定された、食料自給率等を目標とする新たな食料・農業・農村基本計画において、担い手の育成・確保や農地の集積・集約化、農地の大区画化・汎用化、スマート農業の導入等により国内農業の生産基盤強化等に重点的に取り組むこととしております。

県においても、第2次県総合計画のもと、意欲ある担い手への農地の集積・集約化、人材の育成・確保に向けた経営の発展段階に応じた学びの場の提供等による経営管理能力の向上、ICT等を活用した効率的な農産物の生産技術の開発・導入促進等の各種施策を展開してまいります。

一方、人口減少や食生活の変化などの影響により、主食である米価の低迷が続いているところです。こうした状況を踏まえ、水田農業の構造改革を進めていくことが、農業者の所得向上や農地や担い手などの生産基盤を維持・確保することに繋がり、食料の安定的な供給が図られていくものと考えております。県では、米から需要に応じた作物への転換により、生産増大ニーズの高い小麦、大豆等を安定的に供給することで食料の安定的な供給を担う農業大県としての役割を果たしてまいります。
(農林水産部：農業政策課)

(3) 生産費を割り込んでいる米価に対して、価格補填等の支援を県として行うこと。

【回答】

米については、国内需要が年々減少する現状から、県では需要に応じた生産を進めつつ、収益性の高い園芸品目等への転換を推進しております。令和4年産では、現行制度になって初めて作付目標を達成し、主食用米価格は上昇に転じたところです。

また、自然災害による収量減少や市場価格の下落に対するリスク対策としては、国の「米・畑作物の収入減少影響緩和交付金制度」や、農業共済・収入保険などのセーフティネットがございますので、農業者への加入を促進し、水田における農業経営の安定を図ってまいります。

(農林水産部：産地振興課)

(4) コロナ禍の影響もあって、農産物の価格低迷が続いています。県独自の価格保証を行うこと。

【回答】

主食用米の価格については、令和4年産は需給バランスの改善により上昇に転じております。また、野菜等の青果物についても、令和4年の市場価格（東京都中央卸売市場）は、コロナの影響が大きかった令和2年と比較すると回復している状況です。

なお、県では、野菜の市場価格が下落した場合に、農業経営に及ぼす影響を緩和するため、基準価格と市場価格との価格差の一部を交付する野菜価格安定制度を設けており、国が指定する品目以外にも県独自で対象品目を拡大し、支援しております。

(農林水産部：産地振興課)

(5) 生活困窮者への支援として、余剰農産物等を県が買い上げる仕組みを作り、農家への支援を行うこと。

【回答】

生活困窮者向けの食糧支援については、一時生活支援事業において、一定の住居を持たない者に対し、食事の提供や宿泊場所の提供等を実施しております。
(福祉部：福祉政策課)

11、一刻も早い医療後進県からの脱却を

(1) 新型コロナウイルス感染症対策について

1) 介護事業所に対する補助金の継続について

令和5年4月10日に県福祉部長長寿福祉課長名で、「新型コロナウイルス感染者の施設内療養に要する費用の補助要件に係る調査について」が発出され、施設内療養に対する補助金支給に関する基準が示されました。

いわゆる「第7波」（2022年7月～9月末ごろ）、「第8波」（2022年12月～2023年2月ごろ）では、多くの介護事業所で「クラスター」が発生して、事業所内での療養となりました。クラスター対応へ人員を多く配置し、その他の事業を縮小するなど対応をせざるを得なく、費用の増大、収入の減少となり、経営が悪化しています。今後も同様の「クラスター」が起きる可能性は高く、介護事業の継続が危ぶまれることが予想されます。

- ① 施設内療養に対する補助金を当面継続・充実させるとともに、別途運営の補助金を検討すること。

【回答】

新型コロナウイルスの感染者等が発生した事業者等に対して、感染症対策を徹底した上で、介護サービスを継続して提供するために必要なかかり増し経費（消耗品購入や消毒費用、人件費等）について「介護施設等感染拡大防止事業」により、引き続き支援をしてまいります。

（福祉部：長寿福祉課）

- ② クラスターが起きた施設に対し、PPEの支給など支援をおこなうこと。

【回答】

防護用品の不足している施設において感染が発生した場合には、県として支援してまいります。県の備蓄及び提供体制にも限りがあることから、提供が困難な状況となることも予想されます。

感染対策を迅速に行うため、感染症が発生した場合に必要な感染防止の防護用品について、各施設において十分に備蓄していただきますようお願いいたします。

（福祉部：長寿福祉課）

2) 医療事業所に対する補助金の継続について

2023年5月8日から新型コロナウイルス感染症は「5類」となり、通常診療に組み込まれる形になりました。厚生労働省の専門家会合は4月19日、5月の大型連休明けに感染が拡大することがあり得ると分析しました。また、専門家会合の有志は「第8波」を超える規模の「第9波」が起きる可能性があるとする文書をまとめています。

また一般診療となり、自己負担も出ることから「受診控え」による更なる蔓延への懸念があります。各医療機関でも対応をしていますが、行政からの支援が必要です。

- ① 空床補償などの補助については、単価が下がったものの9月末まで延長が決定していますが、これまでの状況を踏まえて10月以降の継続について検討をおこなうこと。

【回答】

これまで、感染症対策に係る国の交付金を最大限活用して、新型コロナウイルス感染症患者の受入病床を確保したことに対する補助（病床確保料補助）や、感染防止対策に要する費用に対する補助、医療従事者に対する慰労金の支給、医療機器・感染防護資機材の提供な

ど、医療機関に対する財政支援を行ってきたところです。

なお、10月以降の病床確保料などの国の補助制度継続については、全国知事会を通じて、感染者数や医療機関の受入体制等の状況に応じて、柔軟かつ適切に判断するよう要請しているところ
です。
(保健医療部：医療政策課)

- ② 検査費用やPPEへの補助など、継続的に診療が出来るよう継続した支援または新たな支援の検討をおこなうこと。

【回答】

新型コロナウイルス感染症が5月8日から5類に移行したことにより、都道府県が医療機関へ行政検査を委託し、患者の自己負担分の公費支援を行う取扱いは終了する旨、厚生労働省通知（令和5年3月20日付け、健感発0320第2号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）があったところです。

これは、抗原検査キットが普及したことや他の疾病との公平性を踏まえた方針でもありますので、県としては、発熱などの症状があった際に速やかに自己検査ができるよう、検査キットの備蓄を呼びかけてまいります。

また、新型コロナウイルス感染症患者の診療を行う医療機関に対し、国の交付金を活用して、感染防止の防護用品等を整備するための補助を実施する予定です。

(保健医療部：感染症対策課)

次の感染拡大時への備えや対応のため、新型コロナウイルス感染症患者の診療を行う医療機関あてに希望調査を実施し、PPEの配布支援を行ってまいります。また、引き続き、国のWEB調査システム（G-MIS）で緊急配布（SOS）の申請をしていただければ、SOS条件を満たす医療機関に、国から速やかにPPEが提供される体制となっております。

(保健医療部：薬務課)

(2) 県内の医療、介護体制の充実について

- 1) 医師、薬剤師、看護職（看護師、准看護師、保健師、助産師）、リハビリ職（PT、OT、ST）、診療放射線技師、介護職（介護福祉士ほか）について、必要見通し数と直近の就業数を示すこと。

【回答】

医師については、令和2年12月31日時点での県内医療施設の従事者数は5,555名となっております。また、国が本県の将来の人口動態や医療ニーズ等を踏まえ暫定的に算出した、2036年（偏在解消の目標年）時点における本県の必要医師数の目安は約7,800名です。

看護職員の県内就業者数は、厚生労働省が公表する2年に1回の隔年調査において把握されており、直近の調査結果（令和2年12月31日時点）は32,639名です。また、厚生労働省の推計ツールによれば、2025年の本県需要数は37,549人、供給数は37,912人で、供給が約363人需要を上回る見込みです。

リハビリ職及び診療放射線技師の県内従事者数につきましては、直近の調査（令和2年10月1日）により、理学療法士1,552名、作業療法士817名、言語聴覚士306名、診療放射線技師959名となっております。なお、リハビリ職及び診療放射線技師につきましては、理学療法士及び作業療法士のみ国において需給推計が行われており、全国の理学療法士及び作業療法士

の供給数につきましては平成31年時点で需要数を上回っており、2040年頃には供給数が需要数の約1.5倍になると見込まれております。また、言語聴覚士及び診療放射線技師につきましては、県内の学校養成所において養成が図られており、過去10年間の県内従事者数は概ね増加傾向にあります。
(保健医療部：医療人材課)

国が示す薬剤師の需給推計において、概ね今後10年間は需要と供給が同程度で推移し、将来的には薬剤師が過剰になるとされており、現時点では必要見通し数を定めておりません。

今後、地域偏在や業態偏在の実態把握に努め、目標薬剤師数の設定を検討してまいります。なお、令和2年12月31日時点における県内薬剤師数は6,704人、うち薬局従事者数は4,013人、医療施設従事者数は1,188人となっております。
(保健医療部：薬務課)

介護人材受給推計によると、本県における介護職員数は、令和7年度に49,020人必要とされており、令和元年度42,001人から令和3年度43,692人と1,691人増加しているものの、超高齢社会の急速な進展により介護サービスの利用者が増加していく中、少子化による生産年齢人口の減少により、介護人材はますます不足していくものと思われれます。引き続き、介護分野への参入促進から定着までの包括的な確保対策に努めてまいります。
(福祉部：福祉政策課)

2) 1) の必要数を達成するためにおこなっている政策を示すこと。

【回答】

医師につきましては、県立高校への医学コースの設置や、医師の学校訪問等により、医学部進学者の増加を図るとともに、地域枠等の修学資金貸与制度により、将来、本県の地域医療を確実に担っていただける医師の養成、確保に取り組んでおります。

地域枠については、今年度、全国トップクラスの10大学67名まで拡大いたしました。

【本県地域枠設置大学】

(名)

大学名	R4定員	R5定員	増減
筑波大学	36	36	—
東京医科歯科大学	2	5	+3
東京医科大学	8	8	—
日本医科大学	2	2	—
杏林大学	2	2	—
帝京大学	1	1	—
北里大学	4	4	—
順天堂大学	2	2	—
昭和大学	4	4	—
日本大学	—	3	+3
計	61	67	+6

【修学資金貸与状況等（R5.4.1 現在）】

（名）

区 分	開始 年度	在学者	その他 (国試対策 中等)	医師			合計
				義務内	義務明け	計	
地域医療医師修学資金（地域枠）	H21	280	1	205	-	205	486
医師修学資金（一般）	H18	98	0	55	53	108	206
海外対象医師修学研修資金（海外）	H29	45	4	5	3	8	57
合計		423	5	265	56	321	749

看護職員の確保につきましては、県立医療大学及び県立看護専門学校の運営を行うとともに、民間看護師等養成所に対する運営費や施設整備費の補助、県内の看護職員不足地域に就業しようとする看護学生向けの修学資金貸与制度等により養成の促進に努めております。

また、養成の促進と合わせて、離職防止を図るため、病院内保育所の運営費に対する補助や新人看護職員研修への支援を行うとともに、就業希望の潜在看護職員が円滑に再就業できるよう就業相談や研修支援を行うなど総合的な確保対策に取り組んでいるところです。

なお、その他の医療関係職種につきましては、必要数が満たされている、あるいは大きな不足は見受けられない状況にあることから、養成所や関係団体を通して、県内での養成状況や就業状況の把握に努めております。
（保健医療部：医療人材課）

薬剤師求人情報提供事業を実施する公益社団法人茨城県薬剤師会と連携し、薬剤師の確保に努めております。
（保健医療部：薬務課）

介護人材を確保し、県内定着を図るため、「福祉人材センター」において、無料職業紹介や就職相談会を実施し、求職者の就業支援を行うとともに、求人施設・事業所等からの相談に応じた必要な支援を行ってまいります。

また、多様化・複雑化する介護ニーズに限られた人材で対応するために介護職員のスキル向上を図るほか、シニアや子育てを終了した人等の参入を促進するなど、介護人材のすそ野の拡大を進め、多様な人材の参入促進を図ってまいります。

さらに、外国人介護人材の受入促進に取り組んでまいります。
（福祉部：福祉政策課）

3) いわゆる「医療過疎」地域の解消のための政策を示すこと。

【回答】

へき地の課題解決や医療提供体制の確保に向け、へき地医療支援機構※（県立中央病院が役割を担っており、県内5か所のへき地医療拠点病院の一つ）が中心的な役割を担い、県内5か所のへき地医療拠点病院によるへき地診療所への代診医派遣などに取り組んでおります。

引き続き、県内3か所のへき地診療所、へき地医療支援機構、へき地医療拠点病院及び市町等と連携して、医療体制の整備に取り組んでまいります。

※へき地医療支援機構

2001（平成13）年の第9次へき地保健医療計画で各都道府県に設置され、へき地医療支援事業の企画・調整を担う仕組み。へき地診療所に対する代診医等の派遣調整や、へき地勤務医師のキャリア形成支援等を行う。
（保健医療部：医療政策課）

医師につきましては、自治医科大学に在籍する本県出身者に対する修学資金等の運営費を負担するとともに、卒業後の医師を一定期間県職員として採用し、へき地の指定公立病院等に派遣しております。

看護職員につきましては、県が指定した看護職員不足地域にある医療機関等で一定期間従事した場合に返還免除となる看護師等修学資金の貸与により、看護職員不足地域への就業の促進に努めております。
(保健医療部：医療人材課)

- 4) ケア労働者を対象とした全産業平均との格差を是正されることが、雇用創出・雇用安定・離職防止に最も有効であり、役割に見合った賃金の下で、日本の医療・介護・福祉の社会的責任を果たしていきたいと考えます。ケア労働者確保のため、持続的賃金底上げに資することのみを目的とした給付金制度の新設など、自治体独自の財政措置をおこなうこと。

【回答】

介護職員の処遇改善については、平成21年に介護職員処遇改善交付金が創設されて以降、数度の数次にわたる制度拡充が行われ、令和元年10月から経験・技能のある介護福祉士等の改善を行う特定処遇改善加算が、さらに令和4年10月から介護職員等ベースアップ等支援加算が制度化されており、県としては加算取得のため、申請手続きの負担軽減や申請書類の作成支援を行っています。

介護職員の確保については、多様化する介護ニーズに限られた人材に対応するために、県では介護の職場で働く意欲のある人と福祉施設とのマッチングに取り組むことで、各施設の求人に係る負担を軽減し、シニアや子育てを終了した人等の参入を促進することで、介護人材のすそ野の拡大と多様な人材の確保を図ってまいります。
(福祉部：福祉政策課／長寿福祉課)

(3) 医師や看護師、介護士、保健師などの数について

1) 医学部定員削減に反対すること

「改正医療法」では、2023年度以降の医学部定員数を削減（地域枠を拡大）していくこととなっているが、根拠となる医師需給推計も医師の労働時間は過労死ラインの2倍にもなる働き方が前提となっています。茨城県は人口10万人当たりの医師数が依然として全国最下位レベルであり、将来的にも医師不足解消は容易ではないことから、引き続き医師養成定員を減らさないよう国に要望すること。

【回答】

本年度の国への要望において、以下のとおり要望しております。

(要望先：厚生労働省、文部科学省)

- ・働き方改革や女性医師数の増、医療の高度専門化など、今後の医師を取り巻く状況の変化を考慮するとともに、新型コロナウイルスなどの新たな感染症が発生した場合に適切な医療が提供できるよう、地域医療のあり方や医療機関に求められる機能
- ・役割を抜本的に見直した上で、医師需給推計の検証を行っていくこと
- ・医師の確保に当たって、単に地域間の医師の奪い合いを招くことのないよう、また、新型コロナウイルスなどの新たな感染症が発生した場合においても地域の医療提供体制を確保できるよう、これまで臨時的に増員された大学医学部における定員を恒久的な措置とするとともに、医学部新設や既設医学部の大幅な定員増など、医師数全体の底上げを図ること。

また、地域枠制度を延長するとともに、都道府県が大学に対して、地域枠の設置や増員を要請するに当たっては、必要数を確実に確保できるよう、国が実効性のある指導や環境整備を行うこと。併せて、大学から地方公共団体に負担を求めることなく必要な教育を行えるよう、大学に対して国が十分な財政的措置を講じること。

(保健医療部：医療人材課)

2) 筑波大学の地域枠数を維持すること。

【回答】

本年度の国への要望において、以下のとおり要望しております。

(要望先：厚生労働省、文部科学省)

医師の確保に当たって、単に地域間の医師の奪い合いを招くことのないよう、また、新型コロナウイルスなどの新たな感染症が発生した場合においても地域の医療提供体制を確保できるよう、これまで臨時的に増員された大学医学部における定員を恒久的な措置とするとともに、医学部新設や既設医学部の大幅な定員増など、医師数全体の底上げを図ること。

また、地域枠制度を延長するとともに、都道府県が大学に対して、地域枠の設置や増員を要請するに当たっては、必要数を確実に確保できるよう、国が実効性のある指導や環境整備を行うこと。併せて、大学から地方公共団体に負担を求めることなく必要な教育を行えるよう、大学に対して国が十分な財政的措置を講じること。

(保健医療部：医療人材課)

(4) 茨城県医師確保計画の進捗状況について、

1) 令和4年度の県内の臨床研修病院での初期研修医師の確保状況と、そのうち茨城県内出身者数を示すこと。

【回答】

令和4年度は、181名が臨床研修医として採用しております。そのうち、茨城県内の高等学校等の出身者は72名となります。

(保健医療部：医療人材課)

2) R4年度の県内高校生の医学部進学者数を示すこと。また医学コースを設置した県立高校でそのコース卒業生の医学部進学実績を示すこと。

【回答】

令和4年度には157名の県内高校生が医学部に進学しております。

また、これまでに県立高校の医学コースから、32名が医学部に進学しております。

【医学コース生徒の医学部進学状況】

(名)

進学年度	水戸一高	日立一高	土浦一高	並木中等	古河中等	計
R4	6	5	12	8	1	32

※R4進学者が、医学コース1期生となります。

(保健医療部：医療人材課)

3) 現在、県内の医療機関で後期研修を実施している医師数と、そのうち茨城県出身者数を示すこと。

【回答】

直近の調査で把握している令和2～4年度の間（※）、425名が県内医療機関の専門研修プログラムで採用されております。そのうち、茨城県内の高等学校等の出身者は175名となります。
 ※ 研修を実施している医師数を正確に把握していないため、研修期間が最低3年であることから、3年間の採用数をもって代替といたします。

（保健医療部：医療人材課）

4) R4年度に県内の医療機関で後期研修を修了した医師数と、そのうち引き続き茨城県内で就労している医師数を診療科別および医療圏ごとに示すこと。

【回答】

直近の調査で把握している令和3年度の専門研修プログラム修了者は116名となります。そのうち、引き続き県内医療機関等で就労した医療圏別の医師数については下表のとおりとなります。
 ※診療科別は把握しておりません。

【研修プログラム終了後に県内医療機関へ就労する医師数】

（名）

二次保健医療圏	医師数
水戸	17
日立	9
常陸太田・ひたちなか	2
鹿行	2
土浦	7
つくば	36
取手・竜ヶ崎	13
筑西・下妻	1
古河・坂東	1
計	88

（保健医療部：医療人材課）

5) 「医学部進学者向け教育ローン利子補給事業」の利用状況を示すこと。

【回答】

本事業を開始したR元年度から令和4年度までの間、44件交付決定しております。

【交付決定件数】 (件)

	R元	R2	R3	R4
交付決定件数	2	14	11	17

（保健医療部：医療人材課）

(5) 看護師、介護士、その他医療介護スタッフについても、養成人数、就業人数を確保する政策を行うこと。また国にそれを要望すること。

【回答】

看護職員の養成につきましては、県立医療大学及び県立看護専門学校の運営を行うとともに、民間看護師等養成所に対する運営費や施設整備費の補助を実施し、さらに県内の看護職員不足地域に就業しようとする看護学生向けの修学資金貸与制度等により養成促進に努めております。

また、就業者数を確保するため、病院内保育所の運営費に対する補助や新人看護職員研修への支援を行うことにより離職防止を図るとともに、就業希望の潜在看護職員が円滑に再就業できるよう就業相談や研修支援を行うなど総合的な確保対策に取り組んでいるところです。なお、潜在看護職員の再就業支援等による人員確保につきましては、継続して国に対して要望を行っているところです。
(保健医療部：医療人材課)

介護人材を確保するため「参入促進」、「資質の向上」、「労働環境・処遇の改善」の3つの視点から様々な取組を進めております。

参入促進として、介護に関する入門的研修の実施（R4実績：125名修了）や求職者を施設・事業所等に派遣し、研修を受講させ、その後の直接雇用に繋げる介護人材育成事業等を実施（R4実績：137名直接雇用）し、未経験者の参入や有資格者の再就職の促進等を図っております。

さらに、外国人材の確保についても、県内の養成校に修学するルートの開拓や、技能実習生への集中的な日本語学習支援等を実施し、外国人材の受入促進の取組を強化してまいります。

資質の向上として、研修費用の助成（R4実績：247事業所が参加）やキャリアアップの研修費用の助成（R4実績：1,944名参加）等により、介護職員のキャリアパス、スキルアップの促進等を図っております。

労働環境・処遇の改善として、施設管理者を対象に勤務環境改善セミナーを開催することで、労働環境や処遇の改善の意識を高め、魅力ある職場づくりを促進してまいります。

(福祉部：福祉政策課)

(6) 医療・介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業について

1) コロナ禍からいのちと暮らしを守る

- ① クラスタが多発する医療や介護、福祉の現場で働く従事者を守り、感染対策及び財政支援により医療や介護、福祉提供体制を守ること。

【回答】

医療機関や福祉施設において新型コロナウイルス感染症のクラスターが発生した際には、医師や感染管理認定看護師を班員とするクラスター班を派遣し、感染防止対策や業務継続について支援しております。また、新型コロナウイルス感染症患者の診療を行う医療機関に対し、国の交付金を活用して、感染防止の防護用品等を整備するための補助を実施する予定です。
(保健医療部：感染症対策課)

救急・周産期・小児医療機関において、新型コロナウイルス感染症が疑われる患者が受診した場合に、外来診療や必要に応じて入院診療を行うことができるよう、院内感染を防止するために、簡易陰圧装置や空気清浄機などの必要設備の整備を支援しております。

(保健医療部：医療政策課)

新型コロナウイルスの感染者等が発生した事業者等に対して、感染症対策を徹底した上で、介護サービスを継続して提供するための消耗品購入や消毒費用、かかり増しの人件費等の必

要な経費について「介護施設等感染拡大防止事業」により、引き続き支援をしてまいります。

また、感染症法上の区分の5類に移行後についての感染対策について、国立感染症研究所から講師を招いて、オンラインによる研修を実施いたしました。

(福祉部：長寿福祉課)

- ② ワクチン副作用被害者の救済に向けて、茨城県として相談窓口の設置、相談できる医療機関の確保と周知を行うこと。コロナ後遺症に対応できる地域の医療提供体制をつくること。

【回答】

(ワクチン副作用被害者の救済)

新型コロナワクチン接種後の健康被害については、予防接種後健康被害救済制度の適用となり、県のホームページで周知を図っているところです。また、県に相談があった際には、本制度の概要をご説明するとともに、申請先である市町村にご相談いただくようご案内しております。

(コロナ後遺症)

県医師会と連携し、最初に診療した医療機関が罹患後症状の可能性を認識したうえで経過観察や対症療法を行い、必要に応じて罹患後症状外来に紹介できるよう体制構築を進めており、現在、県内150の罹患後症状外来で、より専門的な診療を受けられる体制を整備いたしました。

引き続き県医師会をはじめ、関係機関と連携しながら体制整備を進めてまいります。
(保健医療部：感染症対策課)

- 2) コロナが2類から5類へ移行するにあたって、感染者の療養期間、濃厚接触者の扱い、療養施設の対応など、茨城県としてどのような対応をしていくのかを簡潔に述べること。

【回答】

感染者や濃厚接触者の対応は、その方針を国が示しており、感染者の療養期間については、法律上の制限はありませんが、目安として発症後5日間かつ発熱や咳などの症状軽快から1日が経過するまで外出を控えることが推奨されます。

また、「濃厚接触者」として法律に基づく外出自粛は求められませんが、感染しているリスクを踏まえ、体調を注意深く観察し、発熱などの症状が出た場合は、かかりつけ医等の医療機関へ電話連絡の上、受診をお願いしております。

さらに、可能な限り不要不急の外出や、周囲の方との接触は控えていただき、やむを得ない場合は、マスクの着用と手指衛生などの感染予防策を行っていただくよう周知しております。

なお、宿泊療養施設については、高齢者及び妊婦向けの療養施設として県内2か所での運営を継続しております。

これらについては、県ホームページや県広報紙「ひばり」で周知しておりますが、引き続き様々な媒体を通して県民へ情報発信してまいります。

(保健医療部：感染症対策課)

- 3) 受療権保障、医療・介護提供体制

- ① 無料低額診療事業実施の医療機関を増やすこと。特に公立・公的病院で実施すること。同

制度を院外処方の場合にも拡大するよう国に要望すること。それが実現するまでは、県として同事業利用者の院外処方の薬代を補助すること。

【回答】

県ホームページなどを活用した広報により医療機関への周知を図り、実施機関の充実を図ってまいります。制度における院外処方への拡大や助成に関しましては、国の検討状況などを注視しながら、対応について慎重に検討してまいりたいと考えております。

(福祉部：福祉政策課)

4) 市町村国保

- ① 低所得の方や無職の方が多く加入している国保制度を守るために国庫負担の拡大を国に要望すること。

【回答】

国民健康保険の安定的な運営を確保するため、高齢化の進展等に伴い今後も医療費の伸びが見込まれる中、国保制度が将来にわたり持続可能な制度となるよう、国が責任を持って、国定率負担の引き上げや都道府県の財政規模に見合った財政安定化基金の積み増しなど、様々な財政支援の方策を講じ、医療費の増嵩に耐え得る財政基盤の確立を図るよう、全国知事会とも連携しながら、国に対して要望しているところです。

(保健医療部：保健政策課)

5) 介護・高齢者施策

- ① 新型コロナウイルス感染症に感染した高齢者を施設に留め置く等、高齢を理由にいのちをないがしろにする事態を二度と起こさないために、高齢者の人権、受療権を保障する医療・介護体制を構築すること。そのために介護保険財政への国庫負担の拡大を国に求めること。

【回答】

新型コロナウイルスの感染者等が発生した事業者等に対して、感染症対策を徹底した上で、介護サービスを継続して提供するための消耗品購入や消毒費用、かかり増しの人件費等の必要な経費について「介護施設等感染拡大防止事業」により、引き続き支援をしております。

また、感染症法上の位置付けが5類に移行されたことを踏まえ、高齢者施設を対象に施設における感染対策について研修を実施し、重症化リスクが高い入居者を守るための対策について情報共有を図りました。

(福祉部：長寿福祉課)

介護保険財政の国庫負担については、国に対して十分な財政措置を講ずるよう要望しております。

(保健医療部：健康推進課)

- ② 介護保険料滞納者に対する画一的な給付制限は行わないこと。

【回答】

市町村において、介護保険料の滞納者に対し給付制限を行う際は、特別な事情の有無を確認し、適切に対応しております。

(保健医療部：健康推進課)

③要介護認定者への障害者控除制度の周知、案内、申請援助を行うこと。

【回答】

要介護認定に関するホームページ上に、要介護認定者が障害者控除の対象となる場合があることに関する案内を掲載し、周知に努めている市町村はありますが、その数は把握しておりません。

今後、市町村介護保険主管課職員等を対象とした研修の際、要介護認定に関する手続き等の機会に、対象者に直接障害者控除の案内を行うことを促してまいります。

(保健医療部：健康推進課)

(7) 「マイナンバーカードと保険証の一体化」(健康保険証の廃止)について

今年の3月7日、保険証を廃止するマイナンバー法改正案が閣議決定され、法案が国会に提出されました。これに伴い、各方面から様々な懸念と批判の声が上がっています。

全国保険医団体連合会が実施した調査によると、全国約8,980件のアンケートのうち回答があった1,219件の高齢者施設・介護施設で59%の施設担当者が「保険証廃止に反対」、94%の施設が利用者・入所者のマイナンバーカードの申請(代理)について「対応できない」と回答しています。「対応できない」とした理由について「本人の意思確認ができない」と回答、マイナンバーカードの管理については94%が「管理できない」と回答し、91%「カード・暗証番号の責任が重い」と回答しています。

また、関連法である国保法改正案には、従来の短期保険証や資格証明書がなくなり、半年以上国保料を滞納すると償還払いとなると明記されています。これにより「マイナンバーカードによりオンライン資格確認ができない状況にある者」について「『資格確認書』を書面又は電磁的方法により提供」することとなっていますが、有効期限を更新するには申請が必要になるため、有効期限切れによって「資格喪失」や「無資格」扱いになるケースが続出することが予想されています。そもそも、健康保険法では、保険料を支払っている被保険者に対して保険者が保険証を発行することが義務付けられています。保険証発行の申請は不要です。自治体においても、短期保険証がなくなることで、滞納者に対し柔軟な対応が出来なくなる可能性が高くなります。

また、現場においては、「資格確認書の申請の有無チェックは困難」との声が上がっています。さらに、コロナ禍での経営困難、高齢化に加え、オンライン資格確認義務化に伴い、システム整備やセキュリティ対策の費用負担に耐えられない等で「実施されたら廃業するしかない」と危惧する医療機関も出てきています。

1) 強引な「一体化」案の撤回と、健康保険証の存続を国に求めること。

【回答】

マイナンバーカードの健康保険証利用(マイナ保険証)については、医療機関における受付の自動化や、過去に処方された薬や特定健診等の情報について、医療機関で確認できるなど、様々なメリットがあることから、県としても、マイナ保険証の利用拡大について市町村を通じて呼びかけております。

しかしながら、様々な理由から取得が困難な被保険者の皆様のため、国に対して、未取得者の資格確認書を交付するに当たり、被保険者が不便をきたさないような措置を講じることや、システムの改善による更新等の手続きの簡素化など、利用者の使いやすい制度となるよう、要望してまいります。

(保健医療部：保健政策課)

2) 診療報酬の差額によるマイナ保険証への誘導を中止し、患者の選択権を確保するよう国に求めること。

【回答】

マイナンバーカードの健康保険証利用（マイナ保険証）については、医療機関における受付の自動化や、過去に処方された薬や特定健診等の情報について、医療機関で確認できるなど、様々なメリットがあることから、県としても、マイナ保険証の利用拡大について市町村を通じて呼びかけているところです。（保健医療部：保健政策課）

12. 「皆保険」をまもり国民健康保険制度を再生させる

全日本民医連が発表した2022年経済的事由による手遅れ死亡事例調査によると、リーマンショック直後の2009年から正規の保険証をもっている国保加入者の手遅れ死亡事例が増え、短期保険証や資格証明書を持つ人の事例よりも多い年があります。

2004年ごろから国保支出金の負担割合の減少に連動して保険税（料）額があがり、その影響でリーマンショックや新型コロナウイルスの感染拡大で経済が落ち込むと保険税（料）をきちんと納めていても医療を受けられなくなるという事態がおこるものと考えられます。国保に加入しているのに医療を受けられないという事態を許すことはできません。

国保が生存権を保障する社会保障制度としての機能を果たすことができるようにする必要があります。

(1) 国に対する大幅な財政支援拡充を継続して要請されていると考えますが、この1年間の状況を明らかにすること。

【回答】

国民健康保険の安定的な運営を確保するため、高齢化の進展等に伴い今後も医療費の伸びが見込まれる中、国保制度が将来にわたり持続可能な制度となるよう、国が責任を持って、保険料負担の平準化や都道府県への財政支援策等を講じ、医療費の増嵩に耐え得る財政基盤の確立を図るよう、全国知事会とも連携しながら、国に対して要望しているところです。

なお、国への要望の結果、子どもの均等割保険料（税）については、令和4年度から未就学児を対象に、その5割を公費により軽減することとなりました。

（保健医療部：保健政策課）

(2) 平成3年度と令和4年度の保険料(税)額の比較した結果を明らかにすること。

【回答】

令和4年度保険料（税）調定額については、現在市町村において取りまとめを行っているため、県では把握できておりませんが、令和4年度に賦課方式の変更があったため、全ての市町村において保険料（税）率の改定を行いました。改定した市町村のうち、7市が引き上げ、25市町村が引き下げとなっております。（保健医療部：保健政策課）

(3) 市町村が納める県への「納付金」が過大とならないよう県が国保会計への補助を強化し、保険税(料)の引下げにつながるようにすること。市町村が国保へ補助しようとしたときには妨げないようにすること。

【回答】

県では、国保財政の安定化を図るため、令和5年度当初予算において、国保への財政支

援として約 224 億円を予算措置しているところです。

なお、国保財政は、法定の公費と保険料（税）により運営されるべきものであると考えており、国保財政の健全な運営を図りつつ、保険料（税）の負担軽減を図るためには、県が法定外の一般財源を投入するのではなく、国において更なる財政基盤の強化を含む制度をつくっていくべきであると考えております。国に対しては、医療費の増嵩に耐え得る財政基盤の確立を図るよう、引き続き要望してまいります。

（保健医療部：保健政策課）

- (4) 県として国保料(税)の高額化を克服するために今年度は具体的にどのような努力をされているか、明らかにすること。

【回答】

市町村国保においては、低所得者世帯の負担軽減を図るため、保険料（税）の軽減措置を実施しており、当該軽減相当額は公費で負担することとされています。県では、公費負担のうち4分の3を負担しています。

なお、低所得世帯が多いことにより、他の世帯の負担が過重とならないよう、軽減措置の対象となった低所得者数に応じて財政支援することとされています。県では、その支援額のうち4分の1を負担しています。

また、令和4年度から未就学児の均等割額の5割を公費により負担することとされています。県では、その軽減額のうち4分の1を負担しています。

（保健医療部：保健政策課）

- (5) 担税能力に応じた課税と納税への理解を得る努力、減免制度の活用などを通じて、徴収強化とならないようにすること。

【回答】

国保財政は、法定の公費と保険料（税）により運営されるべきものと考えており、安定的な運営を確保するためには、被保険者に保険料（税）を納めていただく必要があります。

保険料（税）の徴収にあたっては、資力があるにもかかわらず保険料（税）を滞納するなどといった悪質な滞納者には厳しく対応しつつ、低所得世帯に対しては保険料（税）の減額措置を講じるなど、適正な保険料（税）の徴収に努めるよう、市町村に対して指導してまいります。

（保健医療部：保健政策課）

- (6) 令和4年度は多くの市町村で高校生以下の子どもの「均等割」を減免しています。このことは評価できますが、恒常的な子育て支援のためには子どもの「均等割」自体がなくなるところまで踏み込むことが必要だと考えます。

高校生以下の子どもの「均等割」を廃止または全額を免除するよう国にはたらきかけるとともに国の施策待ちにせず県独自に行うこと。また、高校生以下の子ども以外に現在均等割負担に苦しむ加入者の負担軽減のために、県の財政援助による均等割の減免を行うこと。

【回答】

国への要望の結果、子どもに係る保険料（税）の均等割については、令和4年度から未就学児の均等割額の5割を公費により軽減することとなりました。県では、その軽減額の4分の1を負担することとなっております。

一方、軽減対象が未就学児に限られていることから、対象を拡充するよう、全国知事会とも連携しながら、国に要望しております。
(保健医療部：保健政策課)

(7) 小学校6年生までとなっている外来への助成を入院と同様高校3年生まで拡大する等マル福制度を拡充・充実させること。

【回答】

小児マル福制度の今後の拡充につきましては、国の動向や実施主体である市町村の意向、本県の財政状況などを勘案しながら慎重に検討してまいりたいと考えております。

なお、外来への助成の高校3年生までの拡充については、市町村独自の上乗せにより、県内全ての市町村において実施済みです。
(保健医療部：保健政策課)

(8) 国保料(税)減免制度の周知について、インターネットや県、市町村広報に限定するのではなく、窓口や直接訪問して国保加入者と応対する際に減免制度を周知徹底するとともに、払える国保料(税)となるよう減免制度の拡充を市町村に助言するよう要求してきました。この1年間でどのような進展があったか明らかにすること。

【回答】

県においては、市町村国保に対し、保険料(税)の減免制度の周知徹底を図るとともに、減免に係る被保険者からの御相談に適正に対応するよう指導を行っております。

市町村国保における令和3年度の減免額は、234,934千円です。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯等に対する減免額は、令和元年度分については63,072千円、令和2年度分については524,778千円、令和3年度分については141,116千円、令和4年度分については50,276千円となっております。
(保健医療部：保健政策課)

(9) 各市町村の被保険者数、滞納額、滞納者数、短期保険証発行数、資格証明書発行数について最新の統計を明らかにすること(類似の調査結果があればその開示を)。滞納があるからといって安易に被保険者証を交付しないという対応を行うことのないよう市町村に助言すること。

【回答】

各市町村の令和3年度の未収額については以下のとおりです。

保険者名	未収額(円)	保険者名	未収額(円)	保険者名	未収額(円)
水戸市	474,058,537	東海村	21,950,282	利根町	16,523,800
日立市	212,910,072	那珂市	50,928,775	つくば市	354,356,406
土浦市	313,513,679	常陸大宮市	35,144,265	ひたちなか市	85,292,680
古河市	228,770,190	大子町	26,816,186	城里町	27,587,324
石岡市	111,890,672	鹿嶋市	82,220,796	稲敷市	52,008,672
結城市	63,676,807	神栖市	136,239,801	坂東市	100,543,921
龍ヶ崎市	97,012,400	潮来市	31,140,900	筑西市	201,061,901
下妻市	57,158,116	美浦村	19,812,012	かすみがうら市	62,559,862

常総市	108,364,956	阿見町	73,311,579	行方市	19,519,008
常陸太田市	22,241,824	牛久市	87,349,248	桜川市	49,422,569
高萩市	24,970,611	河内町	11,395,141	鉾田市	126,854,012
北茨城市	42,451,115	八千代町	45,224,886	つくばみらい市	41,777,514
取手市	115,809,572	五霞町	11,273,896	笠間市	115,543,795
茨城町	43,785,135	境町	65,371,638	小美玉市	74,260,539
大洗町	39,348,017	守谷市	56,507,779	市町村計	4,037,960,890

また、各市町村の令和4年6月1日現在の国民健康保険料（税）滞納世帯の状況 については以下のとおりです。

市町村名	国保世帯数	滞納世帯数	短期被保険者証 交付世帯数	被保険者 資格証明書 交付世帯数
水戸市	35,709	8,137	2,470	0
日立市	21,114	2,679	70	3
土浦市	20,255	2,623	1,654	0
古河市	20,717	4,107	610	406
石岡市	10,843	558	545	41
結城市	7,301	907	85	58
龍ヶ崎市	11,200	425	425	0
下妻市	6,279	217	181	33
常総市	9,037	2,293	294	163
常陸太田市	7,641	157	121	49
高萩市	4,130	294	69	11
北茨城市	6,201	487	174	47
取手市	16,389	2,071	174	131
茨城町	5,070	490	109	44
大洗町	2,773	317	115	0
東海村	4,049	278	87	11
那珂市	7,576	890	169	39
常陸大宮市	6,724	628	116	16
大子町	3,025	122	83	0
鹿嶋市	10,096	840	269	89
神栖市	13,241	1,675	445	21
潮来市	4,331	325	46	104
美浦村	2,339	124	32	5
阿見町	6,715	961	299	35

牛久市	11,616	789	503	0
河内町	1,352	111	41	17
八千代町	3,776	612	72	17
五霞町	1,328	55	39	1
境町	3,721	431	188	0
守谷市	7,783	398	355	118
利根町	2,885	207	21	42
つくば市	29,035	3,217	419	3
ひたちなか市	18,669	1,636	196	72
城里町	3,149	253	115	7
稲敷市	6,665	856	215	35
坂東市	8,470	664	605	83
筑西市	15,050	1,523	365	20
かすみがうら市	5,939	546	358	0
行方市	5,898	792	3	11
桜川市	6,247	830	201	31
銚田市	10,241	676	676	0
つくばみらい市	6,469	381	167	0
笠間市	11,349	1,489	391	39
小美玉市	7,513	1,344	213	45
市町村計	409,910	48,415	13,785	1,847

県においては、市町村国保に対し、各世帯の抱える特別な事情の有無の把握を適切に行い、特に子どものいる世帯への交付に際しては、よりきめ細やかな対応を心がけるよう、助言を行っているところです。

(保健医療部：保健政策課)

- (10) 1995年から2020年の25年間で国保加入世帯の平均所得は約95万円減少し、加入者1人当たりの平均所得は約95万円減少しています。国保加入者が病気やケガで収入が途絶えた時に所得補償も保険税(料)の減免もないとなると生活ができなくなってしまいます。

新型コロナウイルス感染に感染した被用者に対して傷病手当金が支給されましたが、傷病の内容や被用者か事業主かによって傷病手当金が支給されないこと、さらには協会けんぽ等の被用者保険と違って傷病手当金は任意給付であるということは負担と給付の公平の点から問題があると考えます。女性の国保加入者が出産による休業で収入が途絶えた場合にも同様のことが言えます。産前産後休業に伴う収入減があった際に所得補償が必要ですし、国民年金と同様に保険料を免除する制度が必要です。

国保に傷病手当・出産手当や傷病・出産に伴う収入減に対する減免制度を創設すること。

【回答】

市町村国保において、傷病手当金や出産手当金は任意給付とされており、現在、県内の市町村国保で出産手当金を条例に規定しているところはありません。

なお、傷病手当金については、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者に対する支

給に関して、県内の全市町村で条例等が制定され、令和4年度末時点で44市町村において71,310,304円が支給されています。

また、その他傷病等に基づく収入減に対しては、保険税の徴収猶予や減免が対応策として考えられますが、これらについては、被保険者の状況等を勘案しながら各市町村において適切に対応するよう、助言を行ってまいります。

(保健医療部：保健政策課)

- (11) 国保料(税)の収納率が向上した保険者に交付金を与える「保険者努力支援制度」は、国保加入者の生活を犠牲にして保険料(税)の収納を優先する危険性があり、行うべきではないと考えます。国に中止を働きかけること。

【回答】

国民健康保険制度における保険者のインセンティブ機能を担う「保険者努力支援制度」については、評価の在り方など制度の運用について、地方と十分に協議を行い、インセンティブ機能として有効となるように、全国知事会と連携し国へ要望しているところです。

(保健医療部：保健政策課)

1.3. 幼児教育・保育の「無償化」による矛盾を解決し、さらなる保育の拡充

- (1) 新型コロナウイルス感染症の5類移行後であっても、引き続き保育所・認定こども園での集団感染から子どもを守る必要があることから、保護者が仕事を休んでも生活に支障がないよう、十分な休業補償等を行うこと。

【回答】

国では、新型コロナウイルス感染症による小学校等の臨時休業等により子どもの世話をする労働者が利用できる有給の特別休暇制度の規定化、及び小学校等が臨時休業等した場合でも勤務できる両立支援制度の社内周知を行い、実際に有給休暇を取得した労働者が生じた場合に助成する、「両立支援等助成金(育児休業等支援コース)」を設けておりますことから、県女性活躍・働き方応援ポータルサイトへの掲載や県内企業約700社を対象としたメールマガジン等を通じて、制度の周知に努めてまいります。

(産業戦略部：労働政策課)

- (2) 保育士・保育教諭の賃金を改善するため、全産業平均賃金との格差を抜本的に解消する実効性のある特別対策を緊急に行うこと。

【回答】

保育士・保育教諭の賃金改善については、国に対して勤務実態に即した公定価格を定めるよう要望しております。併せて、制度の周知や市町村への指導助言、未実施施設への出前講座を行うなど、全施設で処遇改善加算が実施されるよう、引き続き制度推進に努めてまいります。

(福祉部：子ども未来課)

- (3) 保育士・幼稚園教諭を対象とした保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業の利用実績を明らかにすること。また、同事業を利用した施設・事業所には事業終了後であっても賃金水準を低下させないよう指導するとともに、特に同事業を利用しなかった公立施設・事業所には、同事業の趣旨を考慮した賃金改善を図るよう指導すること。

【回答】

保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業については、令和4年10月以降は公定価格の加算（処遇改善加算Ⅲ）として位置付けられたところです。処遇改善加算Ⅲは市町村が認定権限を持つことから、必要に応じて市町村への指導助言を行い、適切な制度運用が図られるよう努めてまいります。また、公立施設の被雇用者の賃金については、雇用者である市町村が判断しておりますが、必要に応じて市町村に指導助言してまいります。（福祉部：子ども未来課）

- (4) 憲法、子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）、児童福祉法第24条第1項の「市町村保育実施義務」など、児童福祉法に基づき、国及び地方自治体は、子どもが豊かに成長、発達する権利を保障すること。また、国、自治体が責任をもって、すべての子どもが等しく保育を受けられるように、「子ども・子育て支援新制度」について抜本的な見直しを行うこと。

【回答】

児童福祉法第24条により市町村に保育の実施義務があることから、必要に応じて市町村に指導してまいります。

また、「子ども・子育て支援新制度」については、国の「子ども・子育て会議」において、制度全般の見直しを5年後を目途に行うべきとされたことから、国の動向を注視してまいります。（福祉部：子ども未来課）

- (5) 国、自治体が保育の実施主体としての役割を果たして、保育を必要とする人が必要な保育を受けられるよう保障すること。

- 1) 国の待機児童の定義を、希望する保育所等に入れなかった子どもを把握できるように改めること。

【回答】

待機児童の定義につきましては、厚生労働省より、保護者の意向や状況などを丁寧に把握し、適切な保育の提供が行われるための「寄り添う支援」を実施したうえで、待機児童に区分するよう通知されているところです。

待機児童に区分するかどうか一義的に判断するのは市町村であることから、国通知を踏まえた適切な判断を行うよう各市町村に働きかけてまいります。（福祉部：子ども未来課）

- 2) 希望者全員が居住する地域で入所できるよう、公立および社会福祉法人の認可保育所を増やし整備すること。また、そのための予算措置を十分講じること。

【回答】

待機児童の速やかな解消を図り、地域において十分な幼児教育・保育サービスが提供できるよう、施設整備や保育サービスの提供に必要な額を確保するよう国に強く要望するとともに、安心こども基金や国の「保育所等整備交付金」を活用し、保育所等の整備による保育の受け皿拡大を引き続き進めてまいります。（福祉部：子ども未来課）

- 3) 待機児童の解消を理由に、いわゆる「詰め込み」など最低基準の緩和を行わないこと。また、自治体として独自に最低基準を改善して運営している自治体に、国基準への引き下げ等による「詰め込み」の要請は行わないこと。

【回答】

保育施設において、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な水準が確保され

るよう、基準の運用に努めております。市町村における最低基準の運用につきましては、できる限り市町村の判断を尊重しながら、適切に対応してまいります。

(福祉部：子ども未来課)

- 4) 少子化等を理由とする認可保育所や公立保育所の統廃合等を行わず、現行の職員配置や施設を維持・改善して行き届いた保育を実現させるため、最低基準の改善や財政的な措置を国の責任で行うこと。

【回答】

認可保育所や公立保育所の設置・運営等については、設置主体である市町村の判断になりますが、適切な職員の配置や施設の維持・改善を進めるよう、必要に応じて市町村に指導助言してまいります。

(福祉部：子ども未来課)

- 5) 過疎地に対し、子どもが減少しても公立保育所を維持し続けられる予算措置を行うこと。

【回答】

公立保育所の設置・運営等については、設置主体である市町村の判断になりますが、地域において十分な幼児教育・保育サービスが提供できるよう、必要に応じて市町村に指導助言してまいります。

(福祉部：子ども未来課)

- (6) 子どもの豊かな成長・発達の権利を保障できない企業主導型保育事業を抜本的に見直すこと。また、既存の公的保育制度を最大限生かすことや、国・市区町村の責任による保育政策の拡充が図れるよう保育制度の改善・拡充と財源確保を進めること。

【回答】

企業主導型保育事業につきましては所管はこども家庭庁であり、県（権限移譲済の場合は各市町村）では、児童福祉法、認可外保育施設指導監督基準に基づき、指導・監督を行っております。また、事業の助成主体である公益財団法人児童育成協会が、定期的に指導・監査等を行っております。

(福祉部：子ども未来課)

- (7) 保育士不足を解消し必要な保育士を確保するため、国、自治体の責任で抜本的な対策を行うこと。

- 1) 保育は有資格者で行うことを基本とし、「保育の質」を確保すること。

【回答】

配置基準については、引き続き、国の動向に注視してまいりたいと考えております。

(福祉部：子ども未来課)

- 2) 保育士は正規職員を配置することを原則とし、非常時にも対応できるよう配置基準を抜本的に改善し、有資格者を配置して、働き続けられる労働条件を確保すること。

【回答】

配置基準の見直しについては現在、国において検討しているという情報があることから、国の動向を注視し、引き続き、現場の実情等を踏まえながら、必要に応じて対応してまいりたいと考えております。

(福祉部：子ども未来課)

- 3) 公立保育所の非正規保育労働者の実態を調査し、正規職員との「同一労働同一賃金」原則を踏まえた抜本的な賃金・労働条件の改善を行うこと。

【回答】

公立保育所の被雇用者の賃金については、雇用者である市町村が判断しておりますが、必要に応じて市町村に指導助言してまいります。(福祉部：子ども未来課)

- (8) 公立保育所を公立のまま存続させ、拡充を図ること。

- 1) 市区町村の保育実施責任を後退させる公立保育所の民営化を行わず、公立保育所を拡充させるよう責任を果たすこと。

【回答】

公立保育所の設置・運営等については、設置主体である市町村の判断になりますが、必要に応じて市町村に指導助言してまいります。(福祉部：子ども未来課)

- 2) 公立幼稚園の民営化及び直接契約となる認定こども園化の誘導や押し付けを行わないこと。

【回答】

公立幼稚園の存廃や運営については設置者である市町村が判断しております。(福祉部：子ども未来課)

- (9) 施設等の最低基準を改善すること。

- 1) 国を上回る面積基準など、市区町村が保育の質の確保のために独自に定めている基準を尊重すること。

【回答】

県としましては、市町村が保育の質を確保するための独自の基準を尊重しております。(福祉部：子ども未来課)

- 2) 3歳児未満の給食・調理業務の外部委託は認めないこと。

【回答】

食事の提供の基準の見直しについては検討しておりませんが、引き続き、現場の実情等を踏まえながら、必要に応じて対応してまいりたいと考えております。(福祉部：子ども未来課)

- (10) 保育所等の運営費、施設整備費用を公費で十分に保障すること。

【回答】

施設給付費や施設整備費について、引き続き、必要な予算を確保してまいります。(福祉部：子ども未来課)

- (11) 施設利用や保育時間を改善すること。

- 1) 保育時間の「標準時間」「短時間」の区分をなくし、11時間に一本化すること。

【回答】

保育時間の一本化については、国の「子ども・子育て会議」において、区分の在り方について引き続き検討すべきとされたことから、国の動向を注視してまいります。

(福祉部：子ども未来課)

- 2) 直接契約施設において事業者が正式な利用申し込みを拒める「正当な理由」の内容について、市区町村が保育実施義務を果たし、保育に格差が生じないように見直しを行うこと。

【回答】

認定こども園等の直接契約施設を含め、2・3号認定子どもについては、全て市町村による利用調整を経て、利用先の施設・事業が決定される仕組みとなっておりますので、適切に運用されるよう、必要に応じて市町村に指導してまいります。(福祉部：子ども未来課)

- 3) 育児休業取得により上の子を退園させることがないように、国として必要な措置を取り、自治体等に周知すること。

【回答】

保護者が育児休業となった場合に休業開始前に既に保育所へ入所していた児童については、厚生労働省通知において、児童福祉の観点から必要があると認める場合には、地域における保育の実情を踏まえた上で、継続入所の取扱いとして差支えないものとされております。

この通知を踏まえ、当該児童の継続入所について配慮するよう、必要に応じて市町村に指導等を行っております。(福祉部：子ども未来課)

- (12) 障害児保育事業に、十分な財政を保障すること。

【回答】

障害児保育事業につきましては、その財源が市町村へ地方交付税で措置されており、保育の実施主体である市町村の判断により実施されております。

また、平成27年度から保育所等が障害児を受け入れ、地域住民等の子どもの療育支援に取り組む場合に、療育支援加算として運営費に上乗せされ、対象となる施設には加算されております。(福祉部：子ども未来課)

- (13) 医療的ケア児の受け入れにあたっては、看護師を配置すること。

【回答】

国の医療的ケア児保育支援事業を活用し、市町村における看護師確保を支援してまいります。

(福祉部：子ども未来課)

14, 学校給食の内容の充実や無償化を実現し、学校教育の充実を

出生児が80万人を割り込むなど、国の想定を超えて少子化が進んでいます。その原因の一つに子育てや教育にかかる金銭的な負担が大きいことがあげられています。

茨城県で育つ子どもたちがどの子も安心して学校に通えるよう、保護者への独自支援、また、先生が生きいきと働ける施策が必要と考えます。国、自治体を実施するテストに教育現場が追い立てられることなく、様々な環境で育つ児童、生徒一人一人に向き合える学級規模で、行き渋りや不登校など減らしていく、また、多様性を認め、互いを尊重する人権教育、ユネスコが提唱する「包括的性教育」が大切です。

近年、学校給食が持続可能な社会に変えるカギになると、フランス、韓国では地元産の有機食材で、残留農薬食材や添加物を使わず、子どもの健やかな成長と地域農業の活性化、食糧自給率を向

上に寄与する取り組みが始まっています。農業県の茨城だからこそできる取り組みとなり、SDGs 誰一人のこさない、教育の無償化へと自治体を励ます茨城県の援助が求められます。

(1) 学校給食無償化&地場産、国産、有機食材に

コロナ休校による給食停止で、給食の重要性が再認識されました。戦後の貧しかった時代から、保護者の低所得と物価高騰で子どもの貧困が広がるいま、学校給食無償化は、子どもの健康と命を守るためにも重要になっています。また、新鮮で安全な食材を提供するには、地元で供給できる有機農家が広がること、農家が持続可能な農業を続けられることが求められます。食料自給率を向上させ、地域社会を変え、地球環境を守るためにも以下のことを求めます。

1) 学校給食費無償化が実施できるよう、自治体を支援すること。

【回答】

学校給食費については、学校給食法第 11 条に基づき保護者が負担することとされており、困窮家庭に対しては、要保護や準要保護の就学を援助する制度があり、各市町村において手続き等が行われております。

また、市町村においては、公費負担を行うなどして保護者負担を軽減したり、地元の食材を使用する場合に食材費を助成したりするなどの取り組みが行われており、市町村毎の施策の特色となっております。

県としましては、今後も学校給食費に関する実態の把握に努め、各市町村に情報提供してまいります。
(教育庁学校教育部：保健体育課)

2) 学校給食に有機食材を安定供給できるよう、環境を整えること。

【回答】

学校給食における有機食材の安定供給については、コスト面や供給量の面などで課題があることから、今後も農林水産部と連携し、県立学校や市町村に対して情報提供してまいります。

(教育庁学校教育部：保健体育課)

(2) オーガニック農業従事者を増やし、学校給食食材に活用を

農水省がすすめているオーガニックビレッジを中心に有機農業の取り組みを展開する「みどりの食料システム戦略」を策定し、文科省の学校給食地場産物使用促進事業が後押しとなって全国でひろがってきました。

地元の食材を使用する努力や認識はすすんできましたが、「学校給食の食材としては、有機農産物は安定した供給量の確保がむずかしい」「生産者がいない。いても少ない」といわれています。

JA やさと（石岡市）は有機栽培で日本農業賞大賞を受賞し高い評価を得ています。有機農業の推奨、指導者も多くいる農業県にふさわしく先進的にとりくみがひろがることを願い、県のオーガニック事業と学校給食について計画をお尋ねします。

1) 有機農業従事者を増やす計画や学校給食での利用の促進のための県の予算やプランを明らかにすること。

【回答】

学校給食における有機食材の安定供給については、コスト面や供給量の面などで課題があることから、今後も農林水産部と連携し、県立学校や市町村に対して情報提供してまいります。
(教育庁学校教育部：保健体育課)

県内には全国でも先駆的に有機農業を推進してきたJAや、県のサポートのもと、有機農業のモデル団地を形成してきた市町村もあることから、こうした取組事例を広く紹介することで、他地域への推進を図ってまいります。

具体的には、本年度予算の有機農業関連事業として有機農業の生産拡大を目指す方を対象にソフト・ハードの支援を行うほか、生産現場で有機農業を推進する指導員の育成に取り組んでまいります。
(農林水産部：農業技術課)

2) オーガニック給食の勉強会や研修会など行っている団体を明らかにすること。

【回答】

県においては、オーガニック給食の勉強会や研修会などを行っている団体は把握しておりません。

また、関係機関にも問合せましたが、把握していないとの回答がありました。

(教育庁学校教育部：保健体育課)

3) 学校給食の栄養教諭、栄養士、調理員の配置、民間委託も含めて、市町村ごとのデータを明らかにすること。

【回答】

栄養教諭、学校栄養職員及び民間委託状況については以下のとおり。

栄養教諭・学校栄養職員及び民間委託状況

(文科省：令和3年度学校給食実施状況調査から)

No.	市町村名	栄養教諭 (単位：人)	学校栄養職員 (講師含む)	計 (R5.5.1)	単独調理場 (R3) (単位：校)		共同調理場 (R3) (単位：場)	
					民間 委託	民間 委託		
1	水戸市	17	2	19	28	13	1	1
2	笠間市	6	0	6	7	12	2	2
3	ひたちなか市	13	0	13	21	0	2	0
4	常陸大宮市	3	0	3	0	0	2	2
5	那珂市	2	0	2	0	0	1	0
6	小美玉市	2	0	2	0	0	1	0
7	茨城町	2	0	2	0	0	1	1
8	城里町	1	0	1	0	0	1	0
9	大洗町	1	0	1	3	3	0	0
10	東海村	3	1	4	8	3	0	0
11	大子町	0	1	1	0	0	1	0
12	日立市	4	0	4	0	0	2	2
13	常陸太田市	2	1	3	0	0	1	0
14	高萩市	2	0	2	0	0	1	0
15	北茨城市	2	0	2	0	0	1	1

16	鹿嶋市	2	0	2	1	0	1	1
17	潮来市	2	0	2	0	0	1	1
18	神栖市	6	0	6	0	0	3	3
19	行方市	2	0	2	0	0	2	2
20	鉾田市	1	2	3	0	0	2	2
21	土浦市	3	1	4	0	0	1	1
22	石岡市	3	1	4	0	0	2	1
23	龍ヶ崎市	2	2	4	0	0	2	2
24	取手市	5	1	6	12	11	1	0
25	牛久市	6	1	7	14	13	0	0
26	つくば市	10	1	11	0	0	4	3
27	守谷市	3	0	3	0	0	1	1
28	稲敷市	3	0	3	1	0	2	2
29	かずみがうら市	2	1	3	9	9	0	0
30	つくばみらい市	1	1	2	0	0	1	1
31	美浦村	0	1	1	4	2	0	0
32	阿見町	2	0	2	0	0	1	1
33	河内町	1	0	1	1	0	0	0
34	利根町	1	0	1	4	0	0	0
35	古河市	5	1	6	7	0	1	1
36	筑西市	4	0	4	0	0	2	2
37	結城市	2	0	2	0	0	1	1
38	下妻市	2	0	2	9	0	0	0
39	常総市	4	0	4	0	0	2	2
40	坂東市	3	0	3	0	0	2	1
41	桜川市	2	0	2	0	0	1	1
42	八千代町	1	0	1	0	0	1	0
43	境町	1	0	1	0	0	1	0
合計	合計	139	18	157	129	66	52	39

※五霞町は未配置

※調理員配置については把握しておりません。

(教育庁学校教育部：保健体育課)

4) 栄養士の研修や交流を県主催で開催しているか、年に何回開催しているか明らかにすること。

【回答】

栄養教諭・学校栄養職員を対象とした県主催の研修会は、毎年8月に年1回、また、茨城県学校栄養士協議会と合同で行う研修会は、年2回実施しております。

合同で行う研修会では講話だけでなく、研究協議の時間を設け、栄養教諭等同士の情報交換の場として交流を深めており、参加者からも「多くのヒントを頂いた」、「ほかの施設の話がで

きて良かった」等、共感する声も多く、今後も継続して実施していきたいと考えております。

(教育庁学校教育部：保健体育課)

(3) 学校給食パンを国産・県産小麦で

全国的に食農教育などの観点から、国産や地元産利用をすすめています滋賀県は 2022 年度から全量を県産小麦に変え、宮城県も作付け面積を倍近くに増やし 2022 年度から 5 割を県産、5 割を北海道産にしました。和歌山、熊本でも地産地消にこだわって努力しています。

1) 輸入小麦と国産小麦、県産小麦の価格差を明らかにすること。

【回答】

輸入小麦の価格は、近年、米国・カナダ産小麦の不作、ウクライナ情勢による供給懸念などから大きく変動し、令和 4 年度 10 月期の政府売渡価格は 72,530 円/トンとなっています。

国産小麦の価格は、は 69,808 円/トン（令和 5 年産国内産食糧用小麦の全銘柄落札加重平均）、このうち、茨城県産小麦では、「さとのそら」が 69,303 円/トンとなっています。

(農林水産部：産地振興課)

2) 現在、県内産使用が 20%実現している、これを 50、80%と段階的に上げていく計画を明らかにすること。

【回答】

学校給食に県産小麦を使用することで、地場産物の活用促進や食育の推進につながることを考えておりますことから、配合比率を増やすことについては、コスト面や供給量などで課題があることから、今後関係機関等と検討してまいります。

(教育庁学校教育部：保健体育課)

(4) 公共施設・学校のトイレ個室に生理用品を

物価高は生活のあらゆる場面で県民を苦しめています。一昨年、試験的に取り組まれた「県立高校の生理用品配置」は「使われているのが 1 割程度」と結果を出し、その後はそれぞれの学校任せになったと聞きました。

トイレトペーパーのように生理用品を配置することは女性が生きる権利です。県が責任をもって予算化し、学校のみならず県立の公共施設での生理用品を設置することが必要です。

1) 県立学校での女子トイレの個室に生理用品が設置されているか状況を調査し、明らかにすること。

【回答】

令和 4 年度の調査結果では、県立学校での女子トイレの個室に生理用品を設置しているのは 3 校となっていますが、全ての学校の保健室に常備し、生理用品を真に必要な生徒を把握するなど、各学校が実態に応じた対応をとっております。

(教育庁学校教育部：保健体育課)

2) 生理用品購入費を公費で予算化し推進すること。

【回答】

各学校に常備している生理用品については、必要数を学校の運営費等で購入しています。

(教育庁学校教育部：保健体育課)

3) 学校以外の公共施設で生理用品の設置はされているか明らかにすること。

【回答】

現時点において、全庁的な施策の必要性や方向性を検討すべき担当課が決まっていないため、学校以外の公共施設における設置の有無は明らかになっていません。各施設の管理者個別の判断に委ねられて状況となっています。

都道府県における取組はまだ始まったばかりであり、今後、議論の高まりにより、検討が進むものと考えています。
(総務部：報道・広聴課)

(5) 子ども医療費について

国は子どもの医療費を助成している自治体への補助金を減額する「ペナルティー」を廃止しました。茨城県でもさらなる少子化対策として以下のことを求めます。

1) 所得制限を撤廃すること。

【回答】

所得制限の撤廃につきましては、限られた財源の中で、より支援が必要な方々に広く恩恵が行き渡るよう、対象を一定の所得以下の方々とさせていただいているところです。

(保健医療部：保健政策課)

2) 600 円の自己負担をなくすこと。

【回答】

外来助成の自己負担を撤廃することにつきましては、軽症にもかかわらず、安易な受診につながり、医療機関の適正利用を阻害する要因になりかねないとの観点から、一定の自己負担をお願いしているところです。
(保健医療部：保健政策課)

15. 少人数学級を実現し、子どもの成長、発達を保障する学校教育の充実を

(1) 完全少人数学級 (35人) を小中高校まで拡大を

茨城県は、2018年4月から茨城方式の35人学級を中学校3年生まで拡大・実施してきました。国は2021年から学級編成標準法を改正して35人学級とし、5年かけて小学校の35人学級を実現するとしました。今年は小学校4年生で35人学級が始まりました。しかし、国は中学校や高校を35人学級の対象としていません。

茨城共同運動の「茨城方式の35人学級をやめて、全小中学校で35人学級を実施した場合、茨城方式の35人学級に比べて予算的にはどれくらい増額になるのか明らかにすること」の要求に対する県教委義務教育課の回答は「現行制度と比較すると約18億円の増額を見込んでおります」というものでした。18億円が企業誘致などの予算に比べるとかなり低額で、実現が難しいことでないことが明らかです。

子どもの成長、発達を保障する学校教育の充実のためには、小中学校の統廃合ではなく、子ども一人ひとりへのきめ細やかな支援を実現するための30人以下の少人数学級実現が急がれます。

1) 当面、茨城方式の35人学級をやめて、全小中学校で完全35人学級を実施すること。

【回答】

小学校においては、令和7年度までに35人学級編制となります。しかし中学校においては40人学級編制のままなので、中学校においても35人学級編制とするよう国に対して要望してまいります。
(教育庁学校教育部：義務教育課)

- 2) 障害を持つ児童・生徒のインクルーシブ教育を推進するため、小中学校の特別支援学級に通う児童・生徒の普通学級との交流授業実施を前提に、交流時の1クラスの人数が35人以上にならないように普通教室の生徒の人数に制限を設け、補助の教員を配置すること。

【回答】

特別支援学級在籍の児童生徒が通常学級との交流を行う場合の1クラスの人数制限を設けることはできませんが、茨城方式により35人を超える学級に配置している非常勤講師を活用し、1学級を複数教室に分けて少人数体制で授業を行っている例もございます。

(教育庁学校教育部：義務教育課)

- 3) 35人学級を実現し、特別支援教育を充実するため、県独自予算で正規の教員を増やすこと。

【回答】

国に対し、新たな定数改善計画の策定や加配定数の充実、学級編制の弾力的な運用に必要な財源措置の一層の充実について、今後も強く働きかけてまいります。

(教育庁学校教育部：義務教育課)

- 4) 昨年度の回答では「県教育委員会としては中学校においても35人学級編制が望ましいと考えております」とありました。国の責任で35人学級を中学校、高校で実現するよう県教育委員会として文部科学省に要請すること。

【回答】

国の施策及び予算に関する提案の要望や全国都道府県教育委員会連合会の文教予算に関する特別要望など様々な機会を通して、国に対し、新たな定数改善計画の策定や加配定数の充実、学級編制の弾力的な運用に必要な財源措置の一層の充実について、今後も強く働きかけてまいります。

(教育庁学校教育部：義務教育課)

- 5) 今年度、小学4年生が35人学級となり、その分増額された国からの措置費（金額）がいくらになるか明らかにすること、また、その増額された費用がどのように活用されるのか明らかにすること。

【回答】

小学校4年生の35人学級編制の実施に係る国の令和5年度予算は、3,283人分の増額をしております（1都道府県当たり約70人）。増額された予算については、増加した学級に配置される学級担任に充てられます。

(教育庁学校教育部：義務教育課)

- 6) 茨城県の公立の小中学校、高校、特別支援学校で、今年4月段階で定数に満たず未配置の教員が何人いたかを明らかにすること。

【回答】

4月の未配置の教員数については、調査を行っておりませんので、人数をお伝えすることはできませんが、5月1日現在の未配置の教員数を調査中です。(回答時点)

(教育庁学校教育部：義務教育課)

(2) ICT教育に関する要求

- 1) 高校における学習用端末（タブレット等）の購入は、保護者負担ではなく、公費負担にすること。また、半導体不足の関係で学習用端末の購入ができない保護者がいて、1クラス全ての生徒が学習用端末を揃えるのに時間がかかっています。こうした現状をどのように考え、対処するかを明らかにすること。

【回答】

本人所有の端末であれば必要なアプリを自由にダウンロードでき、高校卒業後も高校で得た情報資産を引き続き活用できるなど生徒が積極的に情報端末を使いこなしていくことができることから、端末の導入につきましては、原則、保護者負担としたところで、現時点で1人1台端末の整備方針を見直す予定はありません。

また、標準的な学習者用端末を安定して供給し、できる限り早期にICTを活用した学習を開始できるよう、販売事業者と業務協定を締結し、購入案内チラシで情報提供を行っており、本年度は半導体不足による端末納品の遅れは生じておりません。

（教育庁学校教育部：教育改革課／高校教育課）

- 2) 公費負担ができない場合は、住民税非課税世帯の生徒を対象にしている学習用端末の貸し出し対象者の基準を緩和し、当面、最近の物価高対策として保護者の収入が500万円以下の家庭は貸し出しの対象にすること。また、貸与のための県の支出がいくらになっているかを明らかにすること。

【回答】

県では、原則として、住民税非課税世帯の生徒を対象に、貸与する端末を整備しております。

これまでに所得限度額を超えて貸与の対象外となっている世帯からの問い合わせは限定的であり、また、校長会など学校現場からの要望もありませんことから現在の対象範囲は適切であると認識しており、現時点で対象範囲を拡大する必要は無いものと考えております。

また、貸与端末等の整備に係る県の支出総額は、令和2年度で76,467千円、令和3年度206,415千円です。

（教育庁学校教育部：教育改革課）

- 3) 県教委が導入した学習用端末の保護者負担のWi-fi通信料を、公費負担にすること。

【回答】

家庭での通信環境の利用については、学習やプライベートなど使用目的が様々であることから、インターネット接続に係る通信費等の費用は保護者負担となります。

なお、高等学校等奨学給付金の受給世帯にあつては、当該給付金の額に家庭におけるオンライン学習に係る通信費相当分が積算されております。

（教育庁学校教育部：教育改革課、教育庁総務企画部：財務課）

- 4) 全学年で学習用端末を使った授業が始まりました。しかし、学習用端末の不具合の修理や設定などにかかなりの時間がとられている状態で、教員が学習用端末を使った授業に専念できていません。昨年度の回答では「令和4年度から茨城県GIGAスクール運営支援センターを開設しております」とありました。しかし、私たちが求めているのは教員の業務負担の軽減です。人を増やすなどして教員の負担軽減を具体化すること。

【回答】

タブレット端末を活用した学習活動を先進的に進めている県立中等教育学校前期課程及び県立附属中学校には、ICT 支援員を配置しております。

県立高等学校等の教職員に対しては、学習用端末に関することも含む ICT 教育に係る技術的課題の解決支援を実施する茨城県 GIGA スクール運営支援センターを開設しておりますので、活用していただけるよう、重ねて周知を行います。

(教育庁学校教育部：教育改革課／高校教育課)

(3) 全国学力テストについて

- 1) 昨年度の回答では「教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立するために必要な調査であると捉え、引き続き一人一人に応じた指導の改善に生かしてまいります」とありました。

私たちは 全国全ての小中学校に実施を求める全国学力テストを、悉皆式から数年おきの抽出式の調査に改めても、指導の改善ができると考えます。教育委員会の見解を明らかにすること。

【回答】

令和5年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領（令和4年12月7日文部科学省）において、調査の目的を「義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てる。」と示しております。

数年おきの抽出式の調査でも全体の状況は把握が可能かもしれません。一方、現在、調査後の結果が一人一人に返却されていることから、全員が自分の学力を把握し、改善につなげていくことが可能です。県といたしましては、調査対象となっている小学校第6学年児童、中学校第3学年生徒がその年度に在籍している間に、各学校において調査結果に基づく一人一人に応じた指導を行い、学習状況等の改善を図っていくことが必要だと考えています。

(教育庁学校教育部：義務教育課)

- 2) マスコミなどによる全国学力テストの県ごとの順位付けをやめさせ、教員が学習状況の改善や児童生徒の学力の保障に専念できるようにすること。

【回答】

マスコミなどによる都道府県ごとの順位付けは、各報道当局が独自に行っているものであり、県がその報道について自粛を要請するものではないと考えております。また、文部科学省では、都道府県ごとの順位付けを行っておりません。なお、県では、学校の序列化や過度な競争につながらないよう、国が示した配慮事項に十分留意しつつ、市町村や学校の結果一覧を公表しないようにしています。県といたしましては、これまで1学期からの授業改善に生かせるよう、抽出データに基づき、課題や改善の方策を示した報告書を作成、6月下旬までに送付してきました。この対応により、市町村・学校に過度な負担を伴わないように配慮してきましたので、今後も引き続き教員が学習状況の改善や児童生徒の学力の保障に専念できる環境を整えてまいります。

(教育庁学校教育部：義務教育課)

(4) 教職員の長時間労働、過密労働の解消を

茨城県教育委員会は、「茨城県立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針に関する

規則」を策定し、2020年4月1日から施行しました。

茨城県教育委員会として定時出勤・定時退勤を奨励するとともに、原則月45時間年360時間の上限規制を徹底させる必要があります。

- 1) 昨年度の調査結果から、月45時間を超えて働く教員の数と比率を小・中・高と明らかにすること。

【回答】

昨年度、時間外在校等時間が月45時間を超過した教職員の割合は以下のとおりです。

【令和4年度に時間外在校等時間が月45時間を超過した教職員の割合】 (%)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
小学校等	49.2	37.6	42.9	13.1	0.03	31.0	29.4	24.8	13.3	8.0	17.6	29.8
中学校等	70.9	68.5	69.9	45.9	0.5	62.1	60.2	55.4	37.1	34.8	38.0	45.1
高校等	22.6	19.4	20.6	14.6	2.0	16.8	17.2	11.6	8.3	8.4	9.0	6.8

※ 小学校等 … 市町村立小学校、義務教育学校前期

※ 中学校等 … 市町村立中学校、義務教育学校後期、日立特別支援学校

※ 高校等 … 県立高等学校、中等教育学校、附属中学校

引き続き、教職員にとって魅力的な職場環境を創出するため、働き方改革を推進してまいります

(教育庁学校教育部：教育改革課)

- 2) 仕事を減らすためには、人員増がなければ具体化は困難です。人員増を具体化すること。

【回答】

公立学校の教職員の配置については、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（義務標準法）」及び「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（高校標準法）」によって、各々の学校の教職員定数の標準が定められていますので、法に定める基準に基づき配置を行ってまいります。なお、小学校については、令和3年度から令和7年度にかけて、40人学級編制から35人学級編制になりますので、適切に対応してまいります。

また、国に対しましては、教職員定数の見直しについて、様々な機会を通して要望してまいります。

(教育庁学校教育部：教育改革課)

- 3) 今後いっさい「1年単位の変形労働時間制」導入のための検討をやめること。

【回答】

「1年単位の変形労働時間制」の導入については、「茨城県県立学校の教育職員の業務量の適切な管理に関する規則」に基づき、教職員の業務量が適切に管理されていることが前提と考えております。時間外在校等時間の削減に向け、引き続き教職員の働き方改革を推進してまいります。

(教育庁学校教育部：教育改革課)

- 4) 部活動による長時間労働を改善するため、平時2時間・土日3時間を上限とするという規定を徹底すること。「程度」を「上限」に厳格化した理由と科学的根拠を説明し、合意を広めること。

【回答】

今回、運営方針を改訂した理由の一つに、これまで活動時間や休養日の設定が形骸化している現状が見受けられたことがあります。

生徒の心身の健康を守り、勝利至上主義に傾倒した活動過多を是正するためには、まずは、活動時間を制限する必要があることから、これまで、「程度」としていたものを「上限」とし、時間管理を徹底しようとするものであります。なお、「上限」といたしましたが、実際の活動時間を対象とし、準備や休憩は除くこととしております。

生徒には、時間ではなく内容の充実に視点を置き、短時間で効率的な活動となるよう工夫しながら、タイムマネジメント能力を養い、生活バランスをとることを指導していきたいと考えております。

また、高校においては、学校の特色（や生徒達の気持ち）などを考慮し、科学的な指導体制が整い、その上で生徒が方針以上の活動を望んで、学校において安全が確認できる場合、特例を認めることとしておりますが、特例であっても、国のガイドラインを大きく逸脱することは認められないと考えております。

今回の改訂に様々な意見が寄せられたことについて、それぞれの思いや事情をしっかりと把握したうえで、猶予期間や特例措置における活動についても、生徒の健康をしっかりと見守っていくとともに、運営方針の理解促進・啓発をしっかりと行っていきたいと考えております。

（教育庁学校教育部：保健体育課）

- 5) 部活動の地域移行を進めるに当たって指導者が見つからないことを理由に、教員を兼業扱いにして土日の部活指導者にすることはないようにすること。

【回答】

部活動の地域移行に当たっては、指導を希望しない教員が兼職兼業により地域クラブの指導をすることがないように、市町村に対し通知したところです。また、指導者の人材確保が課題となっておりますが、県では広域的な人材バンクを設置し、県内の各地域で地域クラブの指導者を確保できるよう支援してまいりたいと考えております。

（教育庁学校教育部：保健体育課）

- 6) 部活動の地域移行に当たって、指導費など公費で実施し、生徒（保護者）負担にしないこと。

【回答】

部活動の地域移行に当たり、指導者への謝金、会場使用料、消耗品費などが必要経費として想定されております。国では、受益者負担を原則としながらも、令和5年度については実証事業として補助を実施しております。また、生活困窮家庭に対する支援を検討しています。県としましては、国への予算措置を要望し、地域クラブへの参加を希望する生徒が経済的な理由で参加できないことがないように取り組んでまいります。

（教育庁学校教育部：保健体育課）

- 7) 教員自身が経験したことがない部活の顧問を強制された結果、病気になったり退職するような事例が生まれています。教員から部活顧問の希望をとる場合は、部活顧問を「希望しない希望も可」とする措置をとるよう各学校を指導助言すること。

【回答】

部活動は学校管理下で行われるものの、顧問教員にとって、勤務時間外の指導は自発的な業務とされており、学校によっては、生徒のニーズに対応するため、先生方に顧問を引き受けていただき指導をお願いしないと、部活動が成り立たない状況もあります。そのため教員によっては、休日等の指導により休養を十分にとることができない状況も見られます。

現在、複数顧問制や部活動数の適正化、部活動指導員の拡充を図るとともに、管理職研修会や校長会等において、顧問を依頼する際は、それぞれの意向を良く伺って、強制することのないよう、指導しております。

引き続き、顧問教員の負担軽減に向けた校内の研修や体制づくりの改善に努めてまいります。
(教育庁学校教育部：保健体育課)

(6) 高等学校に通う生徒の学びを保障し、教育条件の拡充を

1) 国に対して「高校授業料徴収の所得制限」を撤回し、高校授業料の完全無償化を国に求めること。

【回答】

高等学校授業料への支援につきましては、平成26年4月から所得制限のある高等学校等就学支援金制度が実施されておりますが、国に対しましては、全国知事会等を通じ、所得の判断基準の在り方や支給月数の制限などの問題に対応すべく、制度の更なる拡充・見直しを図ることや、生徒・保護者の利便性と関係機関の事務手続簡素化の観点から運用についても適宜見直しを行うよう要望しております。また、今後も引き続き制度の改善が図られるよう要望してまいります。
(教育庁総務企画部：財務課)

2) 大学等進学者対象の国の給付型奨学金制度の対象にならない高校生を対象に茨城県独自の給付型奨学金制度を策定すること。

昨年度の回答では「無利子で奨学資金を貸与し、有為な人材の育成を図っております。また、卒業後に県内に居住かつ就業した場合に返還を免除する「入学一時金」の制度がございます」とありました。二つの制度の内容と活用の実態を明らかにすること。

【回答】

現在、経済的理由で修学が困難な学生・生徒に対し、教育を受ける機会を保障するため、無利子で奨学資金を貸与し、有為な人材の育成を図っております。

また、卒業後に県内に居住かつ就業した場合に返還を免除する「入学一時金」の制度がございますので、ご活用ください。制度の内容と活用の実態については以下のとおりです。

ア 茨城県奨学資金

対象者：大学（短大を含む）の学生、専修学校の専門課程の生徒

区分	月額	R4実績
自宅通学	36,000円	156人
自宅外通学	40,000円	

イ 入学一時金

対象者：大学等を卒業後、茨城県内に居住し、茨城県内の事業所で就業する意思のある者

貸付額：1人当たり24万円（R4実績：4人）

返還免除：大学等を卒業後、茨城県内に居住し、茨城県内の事業所で就業したとき
免除額：1年当たり24,000円（10年で全額免除）

ウ 茨城県高等学校等奨学資金

対象者：高等学校、中等教育学校の後期課程、高等専門学校 of 生徒

区 分	国公立	私立	R4 実績
	月額	月額	
自宅通学	18,000円	30,000円	33人
自宅外通学	23,000円	35,000円	

エ 茨城県育英奨学資金

対象者：高等学校（特別支援学校を含む）、中等教育学校の後期課程、専修学校の高等課程（修業年限2年以上）の生徒

区 分	国公立	私立	R4 実績
	月額	月額	
自宅通学	18,000円	30,000円	68人
自宅外通学	23,000円	35,000円	

オ 茨城県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金

対象者：定時制・通信制の高等学校の生徒（勤労青少年）

月 額	R4 実績
14,000円	27人

（教育庁学校教育部：高校教育課）

3) 県内では公的交通機関が完全に撤退している地域が出てきていて、県立高校では、保護者負担のスクールバスを走らせて対処しています。昨年度の回答では「生徒の通学手段を調査し、地域的な課題を明らかにしながら、県としてどのような支援が可能か検討してまいります」とありました。検討結果を明らかにすること。

【回答】

県立高校に在籍する生徒の通学手段の割合は、昨年度の調査では、自転車が41%ともっとも高く、次いで電車が29%、路線バスが7%、スクールバスは5%という結果になりました。

スクールバスを運行している県立学校につきましては、公共交通機関に限られるなど、交通不便な地域であり、通学手段の確保が課題であると認識しております。

そのため、県といたしましては、引き続き、スクールバスの在り方を議論するとともに、どのような支援が可能か研究してまいります。

（教育庁学校教育部：高校教育課）

4) 授業料が実質無償になっている生徒が80%以上になっています。しかし、保護者負担である修学旅行や教材費が未納になってしまっている生徒がいて、卒業証書を卒業式に渡さないというような学校があります。

保護者の教材費等の未納分を解消するため、実態を把握して、生活困窮者には県からの支援金を支給すること。昨年の回答では「授業料以外の教育負担を軽減するため、奨学のための給

付金を支給しております」とありました。奨学のための給付金の制度の内容と活用の実態を明らかにすること。また、奨学のための給付金は外国人労働者の子どもも対象になっているのですか。

【回答】

県立高等学校等におきましては、茨城県県立高等学校学則第11条に基づき、校長が卒業を認定した者に対して卒業証書を授与するとしております。

低所得者への支援につきましては、高校生等が安心して教育を受けられるよう、教材費等授業料以外の教育負担を軽減するため奨学のための給付金を支給し、授業料については就学支援金を支給しております。奨学のための給付金は、保護者等が茨城県に住所を有していることや、保護者等の世帯が生活保護受給世帯又は保護者等全員が道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯等を要件としており、要件に該当していれば外国人も対象となります。
(教育庁学校教育部：高校教育課／教育庁総務企画部：財務課)

5) 受益者負担を理由にした教育費の父母負担の見直しをおこない、教育費の父母負担を軽減すること。

【回答】

県では、これまでも父母負担軽減のための予算の確保に努めてきております。今後も厳しい財政状況ではありますが、引き続き予算の確保に努めてまいりたいと考えております。

(教育庁総務企画部：財務課)

(7) 中高一貫校の現状について

1) 2023度の中高一貫校の予算について、総額、使い道など全体像を明らかにすること。

【回答】

県立中学校及び県立中等教育学校の運営費総額は207,305千円となっています。教材等の購入のほか、学校の運営に必要な事務費や、学年進行に伴い必要となる机・イス等の物品購入に必要な予算として計上しています。
(教育庁総務企画部：財務課)

2) 中高一貫校で働く教職員の長時間労働の実態を明らかにすること。

【回答】

中高一貫校で勤務する教職員に係る令和4年度の時間外在校等時間は、平均時間が29時間35分、月45時間を超えている教職員の割合が15.2%、月80時間を超えている教職員の割合が0.8%となっておりますので、引き続き、時間外在校等時間の削減に向け、教職員の働き方改革を推進してまいります。

【参考】

県立高等学校等全体の平均時間：24時間50分、月45時間超の割合：10.1%、月80時間超の割合：0.3%

(教育庁学校教育部：教育改革課)

(8) つくば市内に県立高校の新設を

つくばエクスプレス沿線開発で人口が増え続け、つくば市では子どもの数が県内一になっています。つくば市内にはかつて6校の全日制高校がありましたが現在は4校になり、市外の高校に

通わせなくてはなりません。当然通学費も保護者負担になっています。つくば市議会でも高校新設の請願が採択されています。

- 1) つくば市の人口増加に対処するため、つくば市内の県立高校の学級増及び県立高校を新設すること。

【回答】

つくばエリアの中学校卒業者数は増加する一方、周辺エリアでは減少していく見込みであり、また、つくば市内にも欠員が生じている高校があることから、県としては、まずは既存の県立高校の魅力化を図り、志願者の確保に優先して取り組んでまいります。その上で、つくば市周辺の中学校卒業者数の推移や志願状況などを注視しつつ、学校施設の状況も考慮しながら、必要に応じて募集定員の増などの対応を検討してまいります。

(教育庁学校教育部：高校教育課)

- 2) つくば市周辺地域の県立高校への通学に関連して、通学時間帯（6時～7時台）のバスの運行及び増便をバス運行会社に申し入れること。また、通学のための社会実証実験バスの運行を試行するなど、通学環境の充実を図ること。

【回答】

県立高校への通学のためのバスの運行等については、生徒の通学の状況や地域の実情などを把握している学校が、必要に応じて、市町村やバス運行会社に要望等を行っておりますので、県としても、必要に応じ当該校に協力するほか、地元市町村への相談などについて検討してまいります。

(教育庁学校教育部：高校教育課)

(9) 18歳成人年齢の引き下げに伴う対処について

- 1) 成人年齢の引き下げに伴い、高校生の成人としての人権、自己決定権等の権利の保障を進める具体策を各高校で具体化すること。

【回答】

令和4年度は、成年年齢引き下げに伴い、生徒に対して、画一的な問題対応ではなく、生徒の人権を尊重したそれぞれの課題に寄り添った生徒支援を推進し、学校行事の運営や、服装を含めた校則の見直しなどを題材にするなど、学校生活について可能な限り生徒主体で議論する取組を進めてまいりました。令和5年度につきましては、高校生のうちに成年年齢を迎えることを踏まえて、生徒の人権、自己決定権等の権利を保障できるよう、各学校における取組を促してまいります。

(教育庁学校教育部：高校教育課)

- 2) 各高等学校での主権者教育の取り組みを把握し、各高等学校での授業実践を推進するため、主権者教育についての授業案等の情報共有を進めること。

【回答】

令和4年度の主権者教育については、全校で取り組んでいることを確認しており、実践的・体験的な取組を含めて実施している学校も多いことも併せて確認しております。さらに、教育課程協議会において、各校から提出された授業案を取りまとめた上で、情報共有を行っております。令和5年度につきましても、各校での主権者教育の推進に向けて、学校間での情報共有が図れるよう、教育課程研究協議会等の研修において実施状況の把握に努めてまいります。

(教育庁学校教育部：高校教育課)

- 3) 成人年齢の引き下げに伴い、悪徳業者などからの高校生への詐欺被害の危険性が高まっています。特殊詐欺など詐欺防止のパンフレットなどを作成し、全ての県立学校で授業などを行い、指導を徹底すること。

【回答】

成年年齢引下げ等に対応した取組としては、全ての県立高等学校及び中等教育学校（後期課程）が、消費者庁が作成した高校生（若年者）向け消費者教育教材である『社会への扉』を含む教材や外部講師による出前授業の活用など、実践的な消費者教育を行っております。また、日常生活の様々な場面で適切な行動ができるように、県においても、令和4年3月より「茨城県金融教育特設ページ」を開設しており、引き続き、教員及び生徒への周知をするとともに、積極的な活用を促してまいります。

(県民生活環境部：生活文化課／教育庁学校教育部：高校教育課)

(10) ヤングケアラーの支援について

- 1) 茨城県は2022年にヤングケアラーの実態調査を行い、結果をHPに公表しました。また、有識者会議を設置し支援の検討を始めました。今後、ヤングケアラーの児童・生徒に対してどのような具体的支援を始めようとしているかを明らかにすること。

【回答】

ヤングケアラー実態調査の結果や有識者委員会における意見などを踏まえ、2023年3月末に茨城県ケアラー支援推進計画を策定・公表しました。同計画において、最優先対応事項として、学校等における認知度向上・理解促進などを図ることとしております。学校のホームルーム等における啓発用リーフレットの配布・説明などにより、ヤングケアラーである児童生徒において、自身に支援が必要だという認識を促し、支援につながるできるよう取り組んでまいります。

(福祉部：福祉政策課)

ヤングケアラーの支援といたしましては、ヤングケアラーの理解と自覚の促進を図るため、県では本年1月に、学校種ごとに作成したリーフレットを県内全ての小中高等学校児童生徒に配布し、ヤングケアラーである児童生徒自身が、必要な支援を受けられるという認識をもてるよう啓発に取り組んでおります。

また、児童生徒がヤングケアラーとして抱えている様々な悩みや不安を解消できるよう、定期的な校内アンケートはもとより、1人1台端末等を活用した校内オンライン相談窓口に加え、子どもホットラインや、いばらき子どもSNS相談窓口などを設置し、必要に応じて関係機関と連携して対応しているところです。

そのほか、教職員においても、ヤングケアラー支援に関する理解を深めることは必要であることから、市町村や学校が主催する研修会の講師として、社会福祉士等の資格や相談業務経験のあるスクールソーシャルワーカーを派遣し、教職員向けの研修を支援しております。

(教育庁学校教育部：義務教育課)

- 2) ヤングケアラーの原因は、若年の親世代の貧困と長時間労働にあります。学校においては、教材費等の保護者負担金を削減するとともに、生活困窮世帯に対する経済的支援を充実させる

こと。また、外国人労働者の子どもに対する支援が欠かせません。

【回答】

茨城県ケアラー支援推進計画における「多様な支援施策の推進」の中で、ケアラーの生活支援として、生活困窮世帯等への自立支援、ひとり親家庭への生活支援、ヤングケアラーへの就学支援等を図ることとしております。外国人労働者の子どもに対する支援につきましては、市町村が主体となり、地域の実情に応じて実施されるよう、各種情報提供等により、市町村における取組を推進してまいりたいと考えております。
(福祉部：福祉政策課)

公立小中学校におきましては、経済的な理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対して、学用品費等の援助を市町村が行っております。

(教育庁学校教育部：義務教育課)

高校生等が安心して教育を受けられるよう、低所得世帯を対象に、授業料以外の教育費負担を軽減するため、奨学のための給付金を支給しております。

(教育庁総務企画部：財務課)

(11) 自衛隊への個人情報提供について

自衛官募集のための18才と22才の市民の住所、氏名を一括提供している問題は、本人の同意のない個人情報の提供であり、地方自治の主体性という観点でも問題があります。

1) 提供を希望しない方が意思表示できる「除外申請」制度がない自治体数と自治体名を明らかにすること。

【回答】

自衛隊への募集対象者の情報提供の除外申請制度が無い自治体数及び自治体名については、次のとおりとなっております。

水戸市、土浦市、古河市、石岡市、結城市、下妻市、常陸太田市、北茨城市、牛久市、ひたちなか市、常陸大宮市、那珂市、坂東市、稲敷市、桜川市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、大洗町、城里町、東海村、大子町、美浦村、阿見町、河内町、八千代町、五霞町、境町
(計25市町村)

(総務部：市町村課)

2) 生徒に周知するよう、高校現場に徹底すること。親にも周知すること。

【回答】

自衛隊に自己の個人情報の提供を望まない方への配慮として、市町村において「除外申請」の手続きをすることにより、自衛隊に提供する情報から除外できることを、進路指導主事会議等で周知してまいります。
(教育庁学校教育部：高校教育課)

3) 除外申請の受付期間が1か月しかないと聞いています。受付期間を延長するよう徹底すること。

【回答】

除外申請制度及び受付期間については、市町村の判断により運用されております。

(総務部：市町村課)

(12) 特別支援学校の過大・過密、教室不足を解消し、特別支援教育の充実を

1) 国は2021年9月に、特別支援学校の設置基準を公布しました。しかし、既存校を設置基準の対象にしていません。

茨城県教育委員会としては特別支援学校の1校あたりの生徒数が150名を超える場合は、学校規模の過大・過密を問題にして新校の設置を具体化すること。

つくば市と神栖市で特別支援学校の新設の請願が採択されました。将来の児童生徒数ではなく、現在の児童・生徒数の多さを問題にして、つくば地区と鹿行地区に特別支援学校を新設すること。

【回答】

新校を設置することは、現在の学校規模だけでなく、児童生徒数が将来的にどのように推移していくのかを見極める必要があります。校舎の老朽化への対応なども含めて、全県的な視点から優先順位を付けて課題を一つ一つ解決していく必要があります。新校の設置については慎重な検討が必要であると考えております。

(教育庁学校教育部：特別支援教育課)

2) 令和2年3月に発表された「いばとくプラン」では、教室不足の解消を問題にしていますが、特別支援学校の学校規模の過大・過密を問題にしていません。

今年2月末に、茨城県教育委員会は県立特別支援学校の教室不足の解消に向け、6校で校舎を増築する計画を発表しました。しかし、ここでも学校規模の過大・過密は問題にされていません。

教室不足ではなく、過大・過密を問題にして解消すべきだと考えますが、特別教育支援課が特別支援学校の過大・過密を問題にしない理由を明らかにすること。

【回答】

特別支援学校では全国的に教室不足が課題となっており、本県においても教室の不足解消を第一の課題と捉え、その解消を優先して取り組んでいるところであり、いばとくプランに基づき、校舎の増築等を着実に実施することで水戸飯富、鹿島、つくば各特別支援学校の不足教室を解消したところです。また、不足教室が見込まれる協和、結城、土浦、境、伊奈、美浦の各特別支援学校についても新たな不足教室対策を行うなど、今後も引き続き、不足教室の解消に取り組んでまいります。

(教育庁学校教育部：特別支援教育課)

3) 重度の肢体不自由の児童・生徒の場合、保護者の車で通学させることや授業中の付き添いが入学の条件になっているという話が重度の肢体不自由の生徒の保護者からあります。こうした実態が茨城県内でどうなっているのかを明らかにし、そういう実態がある場合は特別支援教育支援員を複数配置する等して、保護者の負担を軽減すること。

【回答】

障害の状態や程度に関わらず、痰の吸引等の医療的ケアを必要とする場合は、主治医からの指示書に基づく個別マニュアル作成及び看護職員研修の間、保護者に学校待機をお願いしております。また、体調の急変等があり学校での安全なケア実施が困難な場合は、通学している間の学校待機をお願いしております。この他、障害の実態等を踏まえ、保護者との教育相談のもと家庭への訪問教育を行っております。

(教育庁学校教育部：特別支援教育課)

(13) 障害のある青年にも18歳以降の学びの場（専攻科、大学、福祉型専攻科、生涯学習）の保障を障害者の権利条約の第24条教育では「締約国は、障害者が、差別なしに、かつ、他の者との平等を基礎として、一般的な高等教育、職業訓練、成人教育及び生涯学習を享受することができることを確保する」とし、インクルーシブな社会の構築を求めています。

文部科学省の学校卒業後の障がい者の学びに関する有識者会議報告「障害者の生涯学習の推進方策について～誰もが、障害の有無にかかわらず共に学び、生きる共生社会を目指して～」(2019年3月)も出されています。

にもかかわらず、知的障害や発達障のある青年は、普通の高校生のように大学への進学が保障されておらず、その上地域でのスポーツ活動、書道や美術などの文化・芸術活動などが体験できる生涯学習の場が不十分です。

1) 知的障害のある生徒にも、希望する者には18歳以降の学びの場として、特別支援学校高等部に続く専攻科の設置をすること。そのための先行事例（公立校で設置されている鳥取大学附属特別支援学校専攻科等）について情報収集をすること。

【回答】

令和5年3月8日の中央教育審議会に取りまとめられた「次期教育振興基本計画について（答申）」において、障害者の生涯学習の推進が教育施策の目標の中に位置付けられていることなどから、知的障害のある生徒の18歳以降の学びの場の在り方について、国や他県等の動向を注視しながら、情報収集を進めてまいります。

（教育庁学校教育部：特別支援教育課）

2) 試行的に県立大学等で、障害者の学びを保障する機会を設定すること。そのための先行事例等について情報収集をすること。例えば、県立医療大学に療育手帳を有する障害者が入学できる学科を開設し、将来の医療従事者が障害のある人との交流をはかれるようにすること。

【回答】

県立医療大学では、看護師をはじめ作業療法士、理学療法士、診療放射線技師の育成を目的としております。

なお、将来の医療従事者として地域社会に貢献する人材を育成するため、障害者専門病院での医療実習をはじめ、車いすバスケット等のスポーツ活動を通じて、障害のある人との交流を行っております。

（保健医療部：保健政策課）

3) 障害者の生涯学習が遅れている現状をふまえて、「障害者の生涯学習推進委員会」（仮称）を設置し、格差を是正するための施策を立てること。

【回答】

平成26年の障害者権利条約の批准や平成28年の障害者差別解消法の施行、平成30年の第3期教育振興基本計画で障害者の生涯学習の推進が教育施策の目標に掲げられたことなど、国の動向を注視しながら、「茨城県生涯学習審議会及び社会教育委員会」において、障害者の多様な学習活動の充実について検討してまいります。

（教育庁総務企画部：生涯学習課）

4) 各市町村にある地域交流センター（公民館）の一つを、障害者の生涯学習（講座の開設など）に特化した事業をする拠点とする施策を打ち出すこと。

【回答】

文部科学省が発出した「障害者の生涯学習の推進方策について」（令和元年7月8日付け元文科教第237号）の文書を市町村に周知し、合理的配慮の実施や障害の有無にかかわらず共に学ぶ場の提供等を依頼しています。

また県では、県生涯学習センターにおいて、障害者の学びの場づくりの担い手の育成、障害に関する理解を促進する機会の創出、地域の障害者支援団体の活動の活性化等を図っており、引き続き、地域における支援人材の増加と障害への理解増進に努めてまいります。

（教育庁総務企画部：生涯学習課）

- 5) 障害者の生涯学習の施策として国で取り組まれている「共に学び、生きる共生社会コンファレンス」を茨城県でも実施すること。

【回答】

県では、文部科学省が開催する「共に学び、生きる共生社会コンファレンス」に参加し、障害の有無に関わらず、共に学び、生きる共生社会の実現に向けた実践研究事例について学んだことを県内に普及・啓発できるよう努めてまいります。（教育庁総務企画部：生涯学習課）

- 6) 県庁職員や警察官等、特に障害者とかかわる人たちに、障害者（特に知的障害者、自閉症者等）と直接触れ合う交流の機会を設け、体験的に障害（者）理解を図ること。

【回答】

県障害者スポーツ大会においては、運営に携わる職員と大会に参加する障害のある方が直接触れ合い交流する機会となっており、理解の促進に繋がっております。

また、県内市町村職員向けの研修会において、障害のある方に講師を依頼し、障害のある方の日常生活の様子や「障害」の考え方などについて話を聞く機会を設けることなどにより、障害及び障害のある方への理解の促進に取り組んでおります。

さらに、関係機関等の協力のもと、茨城ロボッツや水戸ホーリーホックの試合会場やハーフタイムにおいて障害のある方と関係者が障害者の理解促進に向けたPR活動を実施しております。

これらの取り組みを通じて、引き続き、県職員等が障害のある方との交流する機会を設けることにより、障害及び障害のある方への理解促進を図ってまいります。

（福祉部：障害福祉課）

- 7) 障害者の生涯学習に関する情報提供として、特別支援学校高等部卒業後の学びの（福祉型専攻科など）を県のホームページで知らせること。

【回答】

関係部局との連携による県内の障害者の学びの場に関する情報収集と「茨城県生涯学習情報提供システム」等における情報提供を実施することを引き続き検討してまいります。

（教育庁総務企画部：生涯学習課）

- 8) 障害者の生涯学習の充実のために、福祉型専攻科（障害福祉サービスと連携した学びの場）の利用期間の延長（弾力的運用）を国に要請すること。

【回答】

自立訓練事業につきましては、利用期間が2年間とされております。

自立訓練事業を使った福祉型専攻等の事業の弾力的運用については、国及び他県の動向等について情報収集に努めてまいります。
(福祉部：障害福祉課)

16. 私学支援拡充にいつそうの努力を

教育環境の第一は生徒・児童・園児にとって手厚い指導や見守りをすることであり、そのためには教職員の適切な確保は不可欠です。ところが、近年の教職員不足は私学にとって難しい問題になっています。教職員のなり手不足の傾向は、教職員の長時間労働、物価上昇に追いついていない賃金体系などが背景にあります。適切な教職員を、適切な労働条件の中で雇用するために、経常費補助の予算確保、特に県単補助の大幅増額を要求します。

また、公立と私立では保護者の経済的負担に大きな差があり、経済的負担の公私間格差解消を第一に諮るべきです。関東各都県では国の就学支援金制度にさらに上乗せする形で、都県の単独補助を予算化しています。直接助成のないのはわずか数県にとどまります。直接補助の単独補助を復活させることを求めます。

また、茨城県は2019年度、『私立高等学校経常費補助金配分基準』を大きく変更しました。中でも生徒の成績等をもって査定するポイントに大きな比重を置いています。これは私学助成、とりわけ経常費補助の趣旨とは全く相いれないものと考えます。私学においては建学の精神に基づいた私学の独自性、創造性が発揮されるべきであり、生徒の成績によって経常費に差がつくような査定はやめるべきです。

私学には各校の努力だけでは解決できない問題が多くあります。そうした問題を解決するために、私学への一層の支援をお願いし、以下要求します。

- (1) 高校では教員一人当たり生徒数が16人以下になるよう、教員確保のための予算を拡充することと特に経常費補助の県単独補助を大幅増額すること。

【回答】

本県では、文部科学省の高等学校設置基準に基づき、1学級の生徒数が40人以下となるよう、私立学校の設置認可基準において教諭等の配置数を定めており、認可後においてもこの配置基準数が遵守されるよう、毎年、全学校に教諭等の数を確認し、各学校に対する指導をしております。

また、高等学校に対する経常費補助の特別分の配分項目に少人数教育（1学級35人以下、チームティーチング、習熟度別等）の推進を設定しております。
(総務部：総務課)

- (2) 幼稚園・こども園の教育環境の整備や教員確保のための予算を拡充すること。特に経常費補助の県単独補助を大幅増額すること。

【回答】

認定こども園等教育支援体制整備事業費の活用により、幼稚園・認定こども園の教育環境整備を図っております。

教員確保については、経常費補助金の配分に際し、教員数割として専任教員の配置人数に応じた補助金を加算する対応を行っております。また、新制度施設においては、幼児の年齢に応じた配置基準（3歳児 20:1 等）による教員配置がなされており、配置基準を上回る教員については加算の対象となるほか、通常20:1が基準である3歳児の教員配置を15:1又は通常20:1が基準である満3歳児の教員配置を6:1（2歳児と同様）により実施した場合には加算の対象となります。

経常費補助につきましては、旧制度幼稚園から新制度施設（新制度幼稚園・認定こども園）への移行を促進することにより、質の高い幼児教育・保育を支援しております。

(福祉部：子ども未来課)

- (3) 学費の滞納や経済的理由による退学者を出さないよう、授業料軽減の県支出分を復活させること。就学支援金に上乗せする形で年収590万円未満世帯について10万円、590万円～910万円世帯に対しては30万円を軽減すること。910万円以上家庭についても10万円を軽減すること。

【回答】

令和2年度から実施されている国の就学支援金制度の拡充による効果等も注視しつつ、本県の財政状況や社会経済情勢などを総合的に勘案しながら、今後とも、私学教育の振興のために必要な支援策について検討してまいります。
(総務部：総務課)

- (4) 私立小中学校の学費補助をさらに拡充すること。スクールバス利用者の経済的負担を軽減すること。

【回答】

本県では、意志ある児童、生徒が、経済状況に関わらず、学びの場を選択できるよう、令和4年度から、年収400万円未満の低所得世帯への授業料支援について、補助上限額を小学校10万円、中学校18万円から、小中学校とも33万6,000円に拡充したところです。

学費の負担軽減のために必要な支援策について、引き続き、国の動向を注視しつつ、本県の財政状況や社会経済情勢、補助上限額の拡充による効果などを総合的に勘案しながら検討してまいります。

スクールバスについては、令和5年5月現在、県内私立学校(小中高)の約6割に当たる32校で運行している状況です。

通学に要する経費は生徒により状況が異なることから、スクールバス利用者をはじめとして特定の通学手段に対する支援については、慎重な対応が必要と考えておりますが、本県の財政状況や社会経済情勢などを総合的に勘案しながら、今後とも保護者の負担軽減のために必要な施策について検討してまいります。
(総務部：総務課)

- (5) 経常費の『特別加算』について、難関大学や医学部への進学実績、全国大会出場など、生徒の成績をもとにした査定基準項目を削除すること。

【回答】

私立学校に対する経常費補助については、各私立学校の建学の精神のもと、頑張っている学校を支援していくという基本的な考えに基づき実施しております。

配分項目については、各学校にアンケートを実施し、ご意見をいただいたうえで設定したものであり、進学実績など結果により評価する項目だけではなく、国際教育の推進やいじめ防止対策、就職支援など各学校の取組も評価できるよう設定しているところです。

県としては、今後も、人材育成に資する特色ある教育に対して一定の配分割合を設け、私立学校の優れた教育をさらに高め、引き続き、本県の未来を創る人財の育成を担うという重要な役割を果たしていただきたいと考えております。
(総務部：総務課)

17. 地球温暖化による異常気象、度重なる水害から、茨城県民の生命と財産、暮らしと安全を守るために

2015年の鬼怒川水害、2019年の久慈川、那珂川決壊を経験した茨城県は、その教訓を明日からの治水対策に生かすことが求められます。

一昨年の県回答は「国、市町村管理だから、県としての意見は差し控える」と言うたぐいの回答が多数あり、昨年度は(2022年)、県としての主体的な答弁を求めました。県民の生命・財産を守るために、国の管理に関しては【県として国に何を要求するのか】、市町村管理に関しては【県としてどのように市町村を指導していくのか】と言った具体的な回答を要請しました。

洪水浸水想定区域は2015年の水防法の改定で「1000年に1回」である「想定しうる最大規模の降雨」に対応するよう厳しくしています。危機感を共有し、官民一体となって備えを前進させることを求めます。

(1) 被災者支援制度に関してこれまで支援制度全般を問うてきましたが、今年度は重点を絞りました。

1) 災害関連死と病気について

昨年回答では認定基準が備わっているのは10市町村とのこと。また内閣府「災害関連死事例集」で周知しているとのこと。

① 10市町村名はどこか明らかにすること。

【回答】

水戸市、日立市、常総市、笠間市、鹿嶋市、那珂市、坂東市、神栖市、鉾田市、東海村の10市町村となっております。(防災・危機管理部：防災・危機管理課)

② その後増えたところはどこか明らかにすること。

【回答】

現在のところ、認定基準を設けている市町村に変動はございません。

(防災・危機管理部：防災・危機管理課)

③ 災害が起きてから1年後に常総市では基準ができたが、災害発生直後から被災者は生命の危機やけがなどに見舞われる。常総市の事例を県はどう受け止め方針化しているのか、明らかにすること。

【回答】

災害関連死に関しては、市町村を対象とした会議において、内閣府から公表されている「災害関連死事例集」について説明を行っているところです。今後も、様々な機会を通じて、当該事例集の周知を図ってまいります。

(防災・危機管理部：防災・危機管理課)

④ 常総市は基準の公表をまともにしなかったのが事実。ホームページだけでは不十分。広報など紙媒体や防災放送などでの周知が被災者には必要です。県は常総市の経験をどう生かす方針なのか、明らかにすること。

【回答】

認定基準の公表やその方法については、実施主体である市町村が判断することになりますが、県としては、弔慰金制度の周知等を検討してまいります。

(防災・危機管理部：防災・危機管理課)

2) 生活再建支援制度について

昨年回答では、「この制度の改善が必要と考えており、国に要望していく」でした。

- ① 私たちは、最高額を 500 万円に引き上げることを求めています。県の見解はどうか、明らかにすること。

【回答】

支援金の限度額の引き上げについては、県といたしましても改善が必要と考えておりますことから、県単独及び知事会を通じて、国に対して要望を行っております。

(防災・危機管理部：防災・危機管理課)

- ② 昨年度、いつ、誰が、どのような要望を行い、国の回答はどうだったのか明らかにすること。

【回答】

令和 4 年 6 月に、中央要望（県単独の要望）を行い、「適用条件の緩和」「限度額増額」「損害割合 20%台の半壊世帯までの支援拡大」等を要望しました。

令和 4 年 7 月に、全国知事会を通して、「被災区域全域を対象とすること」「支援額増額」「適用条件の緩和」等を要望しました。

令和 4 年 5 月及び 10 月に、関東知事会を通して、「被災区域全域を対象とすること」「損害割合 20%台の半壊世帯までの支援拡大」を要望しました。

いずれの要望においても、現時点で制度改正は図られておりません。

(防災・危機管理部：防災・危機管理課)

- ③ 上記以外でも様々な支援制度があるが、昨年度よりも改善・充実できたことがあったかどうか、明らかにすること。

【回答】

被災者生活再建支援制度については、昨年度は、制度改正は行われませんでしたので、引き続き、国へ制度改正について、要望して参ります。

なお、災害救助法における救助費用の単価改正は行われております。

(防災・危機管理部：防災・危機管理課)

(2) 耐越水堤防について

昨年回答では、「鬼怒川については直轄管理(国の)となっているから、国に確認せよ」となっていました。

- 1) 流域治水は「流域にかかわるあらゆる関係者が協働して水害対策を行う」ものであり、「国直轄だから国に聞いてくれ」では回答になっていません。

2019 年台風では全国で 142 箇所(の)河川堤防が決壊(うち 86%は越水が主要因)し、被害を防止・軽減することが求められています。河川堤防を越水した場合であっても、決壊しにくく、堤防が決壊するまでの時間を少しでも長くするなどの人的被害を含めた減災効果を発揮する粘り強い構造の河川堤防(越水した場合であっても『粘り強い河川堤防』)を目指すとなっています。

越水しても決壊しにくい堤防を目指すべきことは県としても最優先ではないのか、明らかに

すること。

【回答】

県においては、過去に家屋浸水実績があった箇所等の河川整備によって、治水 安全度を向上させることを優先して進めておりますが、国の動向についても注視してまいります。

(参考)

現在、国では、越水に対して減災効果を発揮する「粘り強い河川堤防」の技術開発に必要な技術的検討を行うことを目的として、令和4年5月に「河川堤防の強化に関する技術検討会」を設置し検討を進めているところです。

(土木部：河川課)

2) 県の防災計画では、以下のように表記されています。

ア 直轄河川改修

利根川は明治以来治水事業が進められてきましたが、昭和22年のカスリン台風等の結果に鑑み、八斗島の基本高水流量を22,000m³/sとして工事を実施中です。しかし、下流部においては未だ無堤地区があるなど治水安全度は低く、事業の促進を図る必要があります。

小貝川は昭和8年から改修工事が施行されていますが、堤防の整備率は未だ低く、全般的に河積が狭小の上、地質が極めて悪く、更に河川が緩勾配のため利根川の逆流でしばしば危険な状態になるので改修の促進が望まれています。

① 「治水安全度は低い」とする県の認識根拠を具体的に示すこと。

【回答】

令和元年東日本台風時において、利根川下流部の神栖市における無堤防区間で浸水被害が発生しており、現在国において整備中であることから、治水安全度が低いと認識しております。

(土木部：河川課)

② 直轄河川について「改修事業の促進を図る」ために、県として具体的にどのようなことをやってきたのか、明らかにすること。

【回答】

利根川流域の1都5県の自治体等で構成する利根川治水同盟をはじめ、国会及び政府関係機関に要望活動を行い、改修事業の促進を図っております。

(土木部：河川課)

(3) 広域避難について

1) 「水害からの広域避難に関する基本的な考え方」(令和3年5月 内閣府(防災担当))が「一市町村の中で住民の避難を完結することが困難となるような広域的な災害が増加していることから、他の市町村等へ行政界を越えた避難(以下「広域避難」という。)の必要性が指摘されています。

特に平成27年9月関東・東北豪雨では、「広域避難の検討が事前になされていなかったことが課題として挙げられ」と表記しています。また、想定し得る最大規模の降雨等が発生した場合に、市街地のほとんどが洪水浸水想定区域や高潮浸水想定区域、土砂災害警戒区域等の災害リスクのある区域となる市町村においては、自市町村内に十分な避難先を確保することが困難であること等から、市町村及び都道府県の行政界を越えるような広域避難が必要な場合があ

るとされています。

また、市町村全域が浸水想定区域ではないが、飛地や離島などの地理的特性を踏まえて、市町村の一部地域から自らの市町村内に避難するよりも、行政界を越えて近隣の他の市町村へ避難の方がより安全かつ合理的な場合においても、広域避難を検討することが考えられる。」とあります。

常総市は広域避難を前提に避難計画を持つ必要があることを県は認識、理解しているかどうか、明らかにすること。

【回答】

県では、平成 27 年 9 月関東・東北豪雨災害を踏まえ、市町村の広域避難計画策定を支援するため、平成 30 年 3 月に「大規模水害時における広域避難計画策定ガイドライン」を策定しているほか、常総市も含め鬼怒川・小貝川沿川の 13 市町による広域避難に関する協定となる「鬼怒川・小貝川流域の大規模災害に関する広域避難計画」の策定にあたって積極的に支援するなど、常総市における広域避難の必要性は十分に認識しております。

(防災・危機管理部：防災・危機管理課)

2) 常総市ホームページによると、広域避難先が表示されています。令和元年 5 月の鬼怒川・小貝川流域 13 市町による、大規模水害時の広域避難に関する協定では、どの地域がどの避難所に行くかで明記されていますが、それが紹介されていません。マイタイムラインに必要なのは、自分の避難先をあらかじめ知って、備えることです。その点の改善をするよう常総市への指導を求めます。県の見解を明らかにすること。

【回答】

県の「大規模災害時における広域避難計画策定ガイドライン」におきまして、市町村は、広域避難の開始を決定したときは、住民に対して避難先を伝達することと定めております。県としては、県内市町村が本ガイドラインを参考に広域避難を検討するよう助言してまいります。

(防災・危機管理部：防災・危機管理課)

(4) 災害弱者（要配慮者）への対策について

1) 昨年の回答では「4 2 の市町村において未作成又は作成途上の状況」にあり、「県としては、引き続き、福祉部局と防災部局とが連携・協力し、「未作成の市町村等を個別訪問して先進事例の紹介や助言を行うとともに、市町村職員向け研修会の開催などにより、個別避難計画の作成を促してまいります。」でした。

その後の県全体の進捗状況、具体的な県の取り組みと問題点をお知らせください。

【回答】

個別避難計画の作成に当たっては、災害時における避難支援者の確保が課題となっております。県内の全市町村が作成に着手しておりますが、2 市を除き、まだ作成途上にあります。県においては、福祉部局と防災部局が連携し、市町村等を個別訪問して、支援の優先度を踏まえた計画作成の働きかけや、計画作成に当たっての技術的な助言を行うとともに、市町村を対象とした先進事例の報告会の開催や、自主防災組織リーダー研修会における安否確認・避難誘導などの協力依頼に取り組んでおります。

(福祉部：福祉政策課)

2) 県の先進事例をお知らせください。

【回答】

常総市においては、内閣府の令和4年度個別避難計画作成モデル事業を活用し、災害時に おいて、避難行動要支援者自身が平時からサービスを受けている施設に直接避難できる仕組みづくりや、地域の支援者が把握した避難行動要支援者の安否確認情報を共有できるシステムの開発・活用に取り組んでおります。(福祉部：福祉政策課)

18. 水道問題の責任について

失礼ながら苦言から入らせていただきます。昨年の要望書に対する回答、および話し合いの場での答弁を受け驚きと悲しみを禁じえませんでした。何も答えないことをもって答弁(回答)とすることは、国政にあっても度々見られることであり特段驚きもありませんが、何も答えないながらも、物事の本質を知った上でのことと察することはできました。

かつて、あるご担当は討論が終わったのち、廊下まで追いかけて来られ「立场上ああ答えざるをえませんでした」と謝罪されたこともありました。それをもって「すべてよし」とするものではありませんが、少なくともこうした人達による県政なら、時間はかかれども市民の声は何時か届くであろうことは期待できました。

昨年のご担当のみなさまは、これまでの水需要実績、マスタープランをご存じありませんでした。行政は如何に変革するにしても継続性は確保しなければなりません。されど、水道ビジョンにみる「一県一水道」は、これまで県のよって立つ原則「県水の供給は市町村水道事業者の要望によるもの」を根底から否定するものであり、担当者はこれまでの経緯は知らない人の方が良いと考えたのか、まっさらの状態でした。

このことは県当局にとっては都合の良いことでしょうか、水道料金をもって事業を支えてきた県民にとっては裏切り以外の何ものでもないでしょう。

一年が経ちました。この間にこれまでの経緯をお調べ頂いたものと存じ、昨年の要望に手を加えながら要望いたします。以下まとめずに一問ずつご回答ください。

- (1) これまで国の水源開発：渡良瀬遊水地、奈良俣ダム、霞ヶ浦開発、湯西川ダム、八ッ場ダム、霞ヶ浦導水(本年度中完成)の事業費および関連費用の負担は、県央、県南、県西、鹿行の市町村や広域企業団の要望によるものとし、それらの事業者、最終的には水道料金を払う需要者の負担(総括原価方式)によって造られ維持してきました。

水道ビジョンでは、要望もしていない県北の事業者にも拡大給水するとしています。これまで需要量の減少から、供給単価の引き下げ、供給量の見直しを求めてきた県央などの事業者や該当する県民への責任はどう取られるのですか。補償するのですか、明らかにすること。

【回答】

- (2) 一方、県北の事業者や需要者は安価な自己水源で賄ってきました。それが要望もしていない水源開発の水を押し付けられ、大幅に値上げする水道料金を受け入れなくてはならない状況に追い込むのは、公正を旨とする行政の在り方にもとめることはないのですか。幾つかの市町村の担当に聞きましたが頭を抱えていました。納得にいく回答を明らかにすること。
- (3) これまで私たちは幾度となく、茨城県の水需給計画「いばらき水のマスタープラン」は、膨大な水余りと減少する水需要そして人口減少、それでも止めない水源開発に「マスタープランは水源開発を行うためのものか」と問い、県は「それは当たらない」と答え続けてきました。

しかし、2013年10月の予算委員会において当時の橋本知事は「水資源は確保された。人口も減少する。だから県の水需給計画(マスタープラン)の改定は不要になる」と答弁しました。以降、

県は 2007 年計画(2013 年改訂予定)を改定せぬまま継続してきました。

そして一県一水道の「水道ビジョン」です。何処から見ても膨大な財政負担をして抱えた膨大な水余りを対象外だった県北にまでぶちまけて、長年にわたる失政を見えなくする手段としか思えません。蚊帳の外に置かれている県民は分からなくとも、長年この問題に取り組んできた私たちは誤魔化せません。膨大な財政負担と膨大な水余り。これは茨城県の失政とお認めになりますか。回答を求めます。

【回答】 18 - (1)、(2)、(3)

人口減少社会の到来により水道事業の経営の悪化が懸念される中、水道サービスを持続可能なものとするために、水道施設の効率的運用、経営面でのスケールメリットの創出、人材の確保などを可能とする広域連携の推進が必要であると考えております。

このために、県水道ビジョンにおいては広域連携を目指すこととして、当面の 10 年間で取り組むべき事項として、県北広域圏については、「水道用水供給事業からの受水が困難な水道事業者について経営手法(共同発注等)を検討」することとしており、県北広域圏以外の圏域においても「水道料金統一を必要としない、水道用水供給事業と水道事業の経営の一体化を推進」することとしております。

引き続き、広域連携等に係る研究会の開催などを通じ、市町村とともに最適な広域連携の方策を検討してまいります。
(政策企画部：水政課)

(4) 2019 年の茨城県の一日最大級水量の実績は、人口 285.5 万人に対し 96.9 万トンでした。しかるにビジョンでは 2050 年人口 252 万人に対し 98 万トンと増加しています。回答は「一人当たりの最大給水量は、市町村調査における推計値等に基づき、地域別に推計しています」としてあります。水道ビジョンは全県のものごさです。これまでの県の実績を基に組み立てるのが当然でしょう。それを何故地域別の推計を用いるのですか？ハードルを下げ、放漫な水行政を今後とも続けるものごさしか見えません。回答を求めます。

【回答】

給水量の推計を行うにあたっては、地域それぞれの特徴を掴むことが必要と考え、各事業者への調査結果等に基づき、地域別に推計し、算出値を合算して茨城県全体の給水量として推計いたしました。
(政策企画部：水政課)

(5) 負荷率の問題になります。これまでの実績とビジョンは以下になります。

実績の推移	1990 年:78.2%	2000 年 83.8%	2019 年 88.4%
予測の推移	2019 年:88%	2030 年 85%	2050 年:84%

負荷率は一日平均給水量を一日最大級水量で除して算出し、季節要因などをならし、安定的な事業運営を目指す指標であるはずのものです。しかるに 2050 年度の数値は 2000 年のレベルまで落ちるとしてあります。回答は「負荷率は安定供給の観点から実績値及び市町村調査の最低値を採用しています」としてあります。何故最低値の採用なのでしょう。本来努力目標であるものを、あえて低く見積もる、しかも 50 年も遡って。常識では考えられません。むしろ安定供給を放棄するかに見えますが如何でしょう。回答を求めます。

【回答】

負荷率の設定にあたっては、過去の事例や直近の実績値及び市町村推計値等複数ケースを基に検討をいたしました。採用した市町村調査に基づく負荷率は、直近実績値よりは低いものの、東

日本大震災時よりは高い値であり、市町村の傾向の反映や安定供給を趣旨として採用した値であります。
(政策企画部：水政課)

以上、大変失礼な物言いご容赦のほどお願いします。

私たちは20年にわたって茨城県の水問題に向き合ってきました。県はこれまで水源開発、契約水量、責任引取水量などすべては県北を除く市町村事業者の要望であると主張してきました。ハッ場ダム住民訴訟にあっても県の主張は認められました。

こうした経緯を知るものとしましては水道ビジョンの一県一水道、予測数字の数々は“欺かれた”としか思えません。日々ご多忙のことと存じますが、一問につき一答、得心のゆくご回答をお願いいたします。

また、7月に予定されております話し合いの場では、私どもの問いにお応えできるよう準備されてこられますよう、重ねてお願い申し上げます。

19. 霞ヶ浦導水事業問題の解決に向けて

(1) 霞ヶ浦の水質について

平成25年以降下降傾向にあったCODは、令和3年には前年の6.7から7.2に上昇しました。また、全窒素および全リンは平成24年以降、それぞれ下降または上昇を続けています。こうした水質変動傾向をふまえ以下についてご教示願います。

1) 水質変動の原因

1996年以降の霞ヶ浦湖水のCOD、窒素、リンの変動の原因は、流入負荷量の変動や窒素・リンの収支だけでは説明できませんが、その原因をどのように考えているか明らかにすること。

【回答】

県では、生活排水対策、工場・事業場対策及び農地・畜産対策等を推進しており、流域からの汚濁負荷は年々減少しているため、霞ヶ浦に流入する河川のCODなどは長期的には低下傾向ですが、霞ヶ浦は水深が浅く、底泥に多量に蓄積している窒素やリンが溶出しやすいことなどから、CODの要因となる植物プランクトンが増殖しやすいため、短期的には水質浄化効果が表れにくい状況となっております。
(県民生活環境部：環境対策課)

2) 長期目標値COD5台前半の水質確保

霞ヶ浦富栄養化防止条例制定以降の40年間、水質保全対策の実施にもかかわらずCODは、6.3を下回ったことはありません。このことは、従来の水質保全計画で見落とされている項目があることを示唆しています。何が問題なのかを明らかにすること。

【回答】

湖沼は、水が滞留するという閉鎖的な水理上の特性から、流入した汚濁物質が蓄積しやすく、水質の汚濁が進みやすい上に、いったん水質が汚濁するとその改善が容易でないという性格を有しているため、他の公共用水域より一段進んだ水質保全対策が必要であるとして湖沼水質保全特別措置法が制定されました。

霞ヶ浦については、同法に基づき、7期35年にわたり湖沼水質保全計画を策定し、段階的に長期ビジョンの達成に向けて取り組んできたところです。

現在、令和3年から7年を計画期間とする第8期の湖沼水質保全計画に基づき、浄化効果の高い事業に重点化して対策を進めており、令和7年度のCOD（全水域の平均）の目標を6

.9mg/Lとしております。

(県民生活環境部：環境対策課)

3) 1996年以降の水質

1996年以降、5～10年単位で管理が試行されて来ましたが¹⁾。これらの管理が水質に影響を与えていることが指摘されていますが²⁾、管理と水質の関係を検討されましたか。なされている場合には、その結果を、なされていない場合には、これへの対応を明らかにすること。

【回答】

頂いた御意見につきましては、霞ヶ浦の管理を実施している国及び(独)水資源機構にお伝えいたします。
(政策企画部：水政課)

(2) 生態系サービス

かつて約20000トンあった漁獲量は令和3年には600トン(霞ヶ浦536, 北浦57)にまで減少し³⁾ 漁業が消滅の危機に瀕しています。いばらき霞ヶ浦宣言2018で、茨城県は「生態系サービス」を「衡平に享受し、次世代に引き継げるよう取り組みます」と謳っていますが、その実現が困難になってきています。こうした深刻な事態を踏まえ以下について回答願います。

生態系再生対策の効果について

1) 水生植物帯

造成された水生植物帯の効果を確かめるための影響評価調査結果を、公開してください。私たちの目視調査では、コイ、フナの産卵等の効果は確認されていますが、ハゼ類およびタナゴ類の産卵が確認されていません。また、抽水植物の繁茂はみられますが、沈水植物の繁茂は皆無です。抽水、沈水および浮葉商物からなる複合的な自然植物群落造成の開発に早急にとりくみ事業実施されるよう要望いたします。

【回答】

頂いた御意見につきましては、水生植物帯等の造成を実施している国及び(独)水資源機構にお伝えいたします。
(政策企画部：水政課)

造成した水生植物帯の効果を確かめるため実施した、直近の平成27年度の調査結果は以下のとおりで、有用水産資源であるテナガエビ、コイ、フナ類の繁殖場となっていることを確認しております。

なお、ハゼ類は石の隙間に卵を産むこと、タナゴ類は貝に卵を産むことから、直接水生植物帯を産卵場として利用しませんが、当該調査ではタナゴ類は確認できなかったもののハゼ類は確認しており、水生植物帯内部は餌料密度が多いこと等から、ハゼ類、タナゴ類のふ化後の育成場となっていると推察しております。

(調査結果概要)

- ・造成した水生植物帯の内部・外部において、5月と10月に調査を実施。
- ・水生植物帯内部における仔稚魚(コイ科、ハゼ科等)は、5月は1.05尾/m²に対し外部0.02尾/m²と63倍、10月は1.95尾/m²に対し外部での採集はなし。
- ・水生植物帯内部における甲殻類(テナガエビ科、アミ科)は、5月は0.03尾/m²に対し外部での採集はなし、10月は1.14尾/m²に対し外部0.01尾/m²と171倍。
- ・水生植物帯内部における動物プランクトンは、5月は1,122個体/lに対し外部989個体/lと1.1倍、10月は632個体/lに対し外部495個体/lと1.3倍。

- ・植物帯内部における魚類の仔稚魚、甲殻類、餌料生物の出現密度は、植物帯外部に比べ多い状況。

県による水生植物帯造成については、有用水産資源の産卵繁殖場である水生植物帯が湖岸の護岸化等の環境変化により大きく減少していることから、水産資源の回復と漁場環境の改善を目的として、有用水産資源であるテナガエビ、コイ、フナ類の産卵繁殖場としての効果が確認されている、抽水水生植物帯（ヨシ）の造成に取り組んでおります。今後も、効果的に水産資源の回復に資するよう造成手法が確立されているヨシ帯の造成を進めてまいりたいと考えております。

（農林水産部：水産振興課）

2) 魚道

ウナギは、霞ヶ浦開発事業によって消失するとされ被害率100%として漁業補償の対象となりましたが⁴⁾、最近の調査⁵⁾で、霞ヶ浦のウナギが全国のウナギ資源に影響を与えていることが報告され、より深刻な問題となっています。

令和3年の霞ヶ浦北浦のウナギ漁獲量は皆無となりました。2023年3月の調査では、常陸川水門直下にシラスウナギの魚影が比較的多く見られているので、魚道が有効に働いていないものと考えられます。魚道の改善、可動魚道の設置等の有効な対策を要望いたします。

【回答】

頂いた御意見につきましては、魚道の管理者である国にお伝えいたします。

（政策企画部：水政課）

(3) 霞ヶ浦水質保全条例の改定

第17回世界湖沼会議で生態系サービスを中心に開催されたことに対し感謝いたします。この理念に基づき、水質中心の現行の「水質保全条例」から「生態系保全条例」へ発展的な改正を行い、水質だけではなく流域の開発や管理についても目標と保全計画を策定、実施されますよう要望いたします。

【回答】

霞ヶ浦水質保全条例は、霞ヶ浦の水環境の保全を図ることを目的とし、生活排水の適正処理や事業場の排水規制など各種汚濁源に対する規制等について定めております。霞ヶ浦周辺地域の生態系の保全については、市民団体や国などの関係機関と連携・協力しながら、特定外来生物の駆除の取組みを進めるとともに、稲敷市妙技ノ鼻に生息するカドハリイ（カヤツリグサ科）を始めとする希少な野生動植物についてパンフレットを作成するなどして保全に努めております。

（県民生活環境部：環境政策課）

(4) 霞ヶ浦導水事業の再検討

霞ヶ浦開発事業が、霞ヶ浦の生態系や生物多様性に与えた影響は当初の影響評価⁴⁾を遙かに超えるもので（漁業被害率：予測＝25%、実績90%）で、解決できない状態にあります。こうした状態で霞ヶ浦導水事業が強行されれば、現状を上回る深刻な事態に陥り、「生態系サービス」を「衡平に享受し、次世代に引き継げるよう取り組みます」とする「いばらき霞ヶ浦宣言2018」の実現は不可能となります。

霞ヶ浦導水事業が実行された場合、水位変動が現状より大きくなり、水質には当然のこととして生態系にも影響を与えることは必至ですが⁶⁾、影響評価が行われていません。霞ヶ浦導水事

業による生態系影響評価を行いその結果により事業の是非を再考されるよう要望いたします。

さらに当該事業は、生態系や生物多様性という理念から逸脱したものであります。当該事業からの撤退を決断願います。

引用文献

- 1 水資源機構2016. 第25回関東地方ダム等管理フォローアップ委員会霞ヶ浦開発事業定期報告書
- 2 浜田篤信2019. 新しい局面を迎えた水質問題. 霞ヶ浦研究会報20：54－57
- 3 農林水産省統計局 漁業養殖業生産年報
- 4 水資源開発公団霞ヶ浦開発事業建設部1996. 霞ヶ浦開発事業誌
- 5 浜田篤信・菊地章雄2020. ニホンウナギ減少原因に関する新しい仮説. 水産増殖68：91-100
- 6 霞ヶ浦漁業研究会2018. 霞ヶ浦導水事業の生物多様性影響評価研究報告MyISBNデザインエッグ

【回答】

頂いた御意見につきましては、事業主体である国にお伝えいたします。

霞ヶ浦導水事業は、霞ヶ浦及び桜川（千波湖）の水質浄化、利根川・那珂川の濁水対策、新規都市用水の確保を目的に事業を行っており、本県の治水・利水の両面から必要不可欠な事業であると考えております。 (政策企画部：水政課)

20. 性の地位向上など、いのちと暮らしを守るジェンダー視点の施策強化を

(1) 女性が政治に参加できる環境づくりを

女性が政治に参加するためには、さまざまな困難さがあります。議会改革にも努力しているところも増えてはいますが、今後の課題となっています。

- 1) 4月の統一地方選挙を経て、県全体の市町村の女性議員数は増えているか、改選前後の女性議員の人数をあきらかにすること。

【回答】

4月の統一地方選を経て、県全体の市町村の女性議員数は増加しております。

統一地方選改選前：114名

統一地方選改選後：121名

(総務部：市町村課)

- 2) 女性議員が一番多い県内の自治体はどこですか。人数と割合を明らかにすること。

【回答】

女性議員の人数が一番多い県内の自治体は、水戸市で、定数28名中8名が女性議員でございます。議員の条例定数に占める女性議員の割合が一番高い自治体も水戸市であり、条例定数28人中8名が女性議員で、女性議員の構成割合が28.6%となっております。

※構成割合次点：つくばみらい市 27.8% (条例定数18名、うち女性議員5名)

(総務部：市町村課)

- 3) 女性議員ゼロの県内市町村議会があるか明らかにすること。

【回答】

令和5年5月29日時点で、行方市と八千代町の議会で女性議員の数がゼロとなっています。
(総務部：市町村課)

- 4) 議員の出産、育児、介護の休暇規定を策定している自治体の割合が増えているかどうかを明らかにすること。

【回答】

議員の出産、育児、介護の休暇規定を策定している自治体の割合は増加しています。

時点	出産	育児休暇	介護休暇
R2 (R3. 1. 1 時点)	34 市町村	2 市町村	3 市町村
R3 (R4. 1. 1 時点)	41 市町村	34 市町村	34 市町村
R4 (R5. 1. 1 時点)	43 市町村	40 市町村	40 市町村

(総務部：市町村課)

- (2) 性暴力、性搾取被害者への支援と加害者側の再犯防止をつよめて

- 1) コロナ禍における3年間(2020年～2022年)の性暴力相談件数を明らかにすること

【回答】

令和2年度(2020年度)から令和4年度(2022年度)までにおいて、性暴力被害者サポートネットワーク茨城で受け付けた相談等の件数は、令和2年度(2020年度):363件、令和3年度(2021年度):485件、令和4年度(2022年度):590件と推移しています。

(県民生活環境部：生活文化課)

- 2) 性暴力被害者サポートネットワーク茨城は、被害にあわれた方が安心して相談でき、医療面のケアを含めて、必要な支援を迅速に受けられるよう、相談・支援、産婦人科医会、医師会、県警、茨城県が連携して支援するネットワークです。

8年近くたった現在の運営や相談内容の特徴はどのようなか。

【回答】

性暴力被害者サポートネットワーク茨城では、関係各者の連携のもと、24時間365日対応可能な相談受入体制を構築しています。相談窓口を運営する(公社)いばらき被害者支援センターが電話やメールで相談を受け付け、医療的支援を必要とする被害者の受け入れに関しては、協力医療機関と連携して対応しているところです。

近年、相談の内訳では、強制的性交や強制わいせつに関するものが全体の約6割を占める一方で、相談に至るまでの期間としては、1年超を要した相談が全体の4割程度となっています。性暴力被害が潜在化しやすい傾向がうかがえるところであり、引き続き支援窓口の広報に努めてまいります。

(県民生活環境部：生活文化課)

- (3) 茨城県でも女性管理職の登用が進んでいますが、ジェンダー平等社会の実現のためには非常に重要な取り組みで、県の取り組みを各市町村にも拡げていくことが求められています。令和5年4月1日現在における県庁で働く女性職員の管理職の人数、比率を明らかにすること。

【回答】

令和5年4月1日の状況は以下の通りです。

	女性管理職の人数	管理職の総数	女性管理職の比率
課長補佐級	312	1,139	27.4%
課長級	65	463	14.0%
部長級	8	94	8.5%

(総務部：人事課)

(4) 令和5年4月1日現在における県内の公立小学校、中学校、県立高校、県立特別支援学校の女性の管理職の人数、比率を明らかにすること。

【回答】

① 小学校

	女性管理職の人数	管理職の総数	女性管理職の比率
校長	138	537	31.6%
教頭	197	475	41.5%
事務長	—	—	—

※教頭は、副校長含む。 ※小学校には、事務長はいない。

② 中学校

	女性管理職の人数	管理職の総数	女性管理職の比率
校長	29	217	13.4%
教頭	61	283	21.6%
事務長	—	—	—

※中学校には義務教育学校含む。 ※中学校には、事務長はいない。

③ 県立高校

	女性管理職の人数	管理職の総数	女性管理職の比率
校長	15	94	16.0%
副校長	1	13	7.7%
教頭	20	131	15.3%
事務長	19	94	20.2%

④ 県立特別支援学校

	女性管理職の人数	管理職の総数	女性管理職の比率
校長	8	23	34.8%
副校長	2	4	50.0%
教頭	11	36	30.6%
事務長	7	23	30.4%

(教育庁学校教育部：義務教育課／高校教育課／特別支援教育課)

21. 県民に信頼される警察行政、交通安全対策を（県警に要求書提出済み）

22. 大型公共事業偏重予算から県民の暮らし、福祉、教育予算の拡充に

本年度の県予算は、一般会計前年度比0.8%増で過去2番目の1兆2922億円となっています。依然として、大型公共事業が目立ちますが、新型コロナや物価高騰で冷え込む事業者・県民生活への支援は不十分です。医療体制拡充のための予算措置を早急に行い対応することが求められています。

- (1) 新型コロナウイルスの感染は、この間の対策緩和により国の専門家も第9派は大規模になると予測しています。感染防止に係る十分な予算措置を行い、PCR検査・行政検査の拡充、抗原検査キットの無料配布などを実施すること。

【回答】

5類移行後も引き続き、感染リスクの高い医療機関や福祉施設等を対象にした行政検査の取扱いについて、国から提示があったところであり、今後の感染拡大にも対応できるよう、PCR検査や抗原検査キットを組み合わせた検査体制を整備してまいります。

(保健医療部:感染症対策課)

- (2) 予算編成の基本方針において「4つのチャレンジ」を掲げ、ウイズコロナ・ポストコロナ時代に向けた新しい茨城づくりへの挑戦としていますが、これまでの新型コロナウイルス禍で経験を教訓として、政策の見直しや追加対策を検討し、医療や福祉対策、脱炭素に向けた施策を優先すること。

【回答】

令和5年度当初予算については、引き続き「4つのチャレンジ」を推進することとし、常にグローバルな視点と挑戦の気概を持ちながら、茨城の潜在能力を最大限引き出し、未来を見据えた施策を推進することで、ウイズコロナ・ポストコロナ時代の「新しい茨城」づくりに挑戦することとしています。

また、新型コロナウイルス感染症の5類移行及び昨今の原油価格・物価高騰の影響を踏まえ、当初予算に計上した事業等について点検・見直しを行うとともに、医療や福祉対策、脱炭素なども含めた、追加対策の必要性について検討のうえ、スピード感をもって対応してまいります。

(総務部:財政課)